

令和元年 9 月定例会 建設経済常任委員会記録

令和元年 9 月 13 日（金）

令和元年 9 月 18 日（水）

令和元年 9 月 30 日（月）

令和元年 10 月 1 日（火）

令和元年 10 月 3 日（木）

場所：鳥栖市議会 第 3 委員会室

目 次

令和元年 9 月 13 日（金）	9 頁
令和元年 9 月 18 日（水）	75 頁
令和元年 9 月 30 日（月）	93 頁
令和元年 10 月 1 日（火）	151 頁
令和元年 10 月 3 日（木）	205 頁

令和元年 9 月定例会審査日程

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	9 月 13 日（金）	審査日程の決定 農林課審査 議案乙第17号、議案甲第38号 〔説明、質疑〕 陳 情 陳 情第19号 〔協議〕 報 告（上下水道局） 鳥栖市浄水場の更新工事について（上下水道局） 〔報告、質疑〕 建設課、維持管理課審査 議案乙第17号、議案甲第42号 〔説明、質疑〕 都市計画課審査 議案乙第17号 〔説明、質疑〕 陳 情 陳 情第15号、陳 情第18号 〔協議〕

日 次	月 日	摘 要
第 2 日	9 月 18 日（水）	現地視察 丸尾川災害復旧工事箇所（立石町） 前川・轟木川排水機場（真木町） 若宮井堰改修工事箇所（真木町） 報 告（上下水道局） 上下水道局職員による不祥事（架空発注等） についての報告書 〔報告、質疑〕 自由討議 議案審査 議案乙第17号、議案甲第38号、議案甲第42号 〔総括、採決〕
第 3 日	9 月 30 日（月）	審査日程の決定 農林課、農業委員会事務局審査 議案乙第25号 〔説明、質疑〕 商工振興課審査 議案乙第25号、議案乙第29号、報告第 6 号 〔説明、質疑〕 上下水道局審査 議案乙第20号、議案乙第21号～23号 議案乙第25号、議案乙第28号 〔説明、質疑〕

目 次	月 日	摘 要
第 4 日	10 月 1 日（火）	建設課、維持管理課審査 議案乙第 25 号 〔説明、質疑〕 報 告（建設課） 公共施設中長期保全計画について 〔報告、質疑〕 都市計画課審査 議案乙第 25 号 〔説明、質疑〕 国道・交通対策課審査 議案乙第 25 号 〔説明、質疑〕 議会報告会で出された意見・要望について 〔協議〕
第 5 日	10 月 3 日（木）	現地視察 鳥栖ビル跡地（京町） 議会報告会で出された意見・要望について 〔協議〕 自由討議 議案審査 議案乙第 20 号、議案乙第 21 号～23 号、 議案乙第 25 号、議案乙第 28 号 〔総括、採決〕 決 議 地域公共交通に関する取り組みに対する決議（案） 〔採決〕 建設経済常任委員会の委員派遣について 〔採決〕

9 月定例会付議事件

1 市長提出議案

〔令和元年 9 月 13 日付託〕

議案甲第 38 号 鳥栖市森林環境譲与税基金条例 〔可決〕

議案甲第 42 号 市道路線の廃止及び認定について 〔可決〕

議案乙第 17 号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第 3 号） 〔可決〕

〔令和元年 9 月 18 日 委員会議決〕

〔令和元年 9 月 30 日付託〕

議案乙第 20 号 平成 30 年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について 〔可決〕

議案乙第 21 号 平成 30 年度鳥栖市水道事業会計決算認定について 〔否決〕

議案乙第 22 号 平成 30 年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分について 〔可決〕

議案乙第 23 号 平成 30 年度鳥栖市下水道事業会計決算認定について 〔認定〕

議案乙第 25 号 平成 30 年度鳥栖市一般会計決算認定について 〔否決〕

議案乙第 28 号 平成 30 年度鳥栖市農業集落排水特別会計決算認定について 〔認定〕

議案乙第 29 号 平成 30 年度鳥栖市産業団地造成特別会計決算認定について 〔否決〕

〔令和元年 10 月 3 日 委員会議決〕

2 議員提出議案

地域公共交通に関する取り組みに対する決議（案） 〔可決〕

建設経済常任委員会の委員派遣について 〔可決〕

3 報 告

報告第 6 号 継続費精算報告書について

鳥栖市浄水場の更新工事について（上下水道局）

上下水道局職員による不祥事（架空発注等）についての報告書（上下水道局）

公共施設中長期保全計画について（建設課）

4 陳 情

陳情第15号	鳥栖駅橋上改札口新設の件	〔協議〕
陳情第18号	「旧鳥栖ビル跡地の暫定的活用」に関する要望書	〔協議〕
陳情第19号	「市内企業の健康経営にむけた支援」に関する要望書	〔協議〕

令和元年 9 月 13 日（金）

1 出席委員氏名

委員長 江副 康成

副委員長 伊藤 克也

委員 小石 弘和 内川 隆則 久保山日出男

久保山博幸 池田 利幸

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

経済部長兼上下水道局長 古賀 達也

商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長 古沢 修

商工振興課長補佐兼商工観光労政係長 樋本 太郎

経済部次長兼農林課長 松隈 久雄

農林課参事 成富 光祐

農林課長補佐兼農政係長 佐藤 正己

農林課農村整備係長 中垣 秀隆

農業委員会事務局長 倉地 信夫

上下水道局次長兼管理課長 高尾 浩伸

上下水道局管理課総務係長 小森 敏幸

上下水道局管理課長補佐兼業務係長 小川 智裕

上下水道局事業課長 日吉 和裕

上下水道局事業課浄水場長 平塚 俊範

上下水道局事業課水道事業係長 桑形 伸

上下水道局事業課長補佐兼浄水・水質係長 松雪 秀雄

上下水道局事業課長補佐兼下水道事業係長 中牟田 恒

建設部長 松雪 努

建設部次長兼建設課長	佐藤 晃一
建設部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事	萩原 有高
建設課参事兼スマートインターチェンジ推進室長兼維持管理課参事	三澄 洋文
建設課スマートインターチェンジ推進室長補佐	庄山 裕一
建設課長補佐兼庶務住宅係長	犬丸 章宏
建設課長補佐兼整備係長兼スマートインターチェンジ推進室長補佐兼事業係長	杉本 修吉
建設課スマートインターチェンジ推進室用地係長	江藤 誠
維持管理課長	大石 泰之
維持管理課管理係長	斉藤 了介
維持管理課維持係長	山下 美知
建設部次長兼都市計画課長	藤川 博一
都市計画課長補佐兼公園緑地係長	本田 一也
都市計画課庶務係長	古澤 貴裕
都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長	木原 智範
国道・交通対策課長	中内 利和

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事 古賀 隆介

5 審査日程

審査日程の決定

農林課関係議案審査

議案乙第17号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

議案甲第38号 鳥栖市森林環境譲与税基金条例

〔説明、質疑〕

陳 情

陳 情 第19号 「市内企業の健康経営にむけた支援」に関する要望書

〔協議〕

報 告

鳥栖市浄水場の更新工事について（上下水道局）

〔報告、質疑〕

建設課、維持管理課関係議案審査

議案乙第17号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

議案甲第42号 市道路線の廃止及び認定について

〔説明、質疑〕

都市計画課関係議案審査

議案乙第17号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

〔説明、質疑〕

陳 情

陳 情 第 15 号 鳥栖駅橋上改札口新設の件

陳 情 第 18 号 「旧鳥栖ビル跡地の暫定的活用」に関する要望書

〔協議〕

6 傍聴者

3人

7 その他

な し

午前10時43分開会

江副康成委員長

ただいまから建設経済常任委員会を開会いたします。

~~~~~

江副康成委員長

ちょっと暫時休憩します。

午前10時44分休憩

ssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssss

午前10時44分開会

江副康成委員長

再開します。

ssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssss

## 審査日程の決定

江副康成委員長

これより委員会の審査日程についてお諮りいたします。

あらかじめ、正副委員長で協議しました日程案をお手元にお配りしております。

ありますでしょうか。

まず、その日程案を見ていただきますと、今、日程の決定の作業をしております。

議案の審査は、経済部から建設部という形で審査をさせていただこうと思っております。

経済部農林課、商工振興課、上下水道局ということで議案、陳情及び議案外の報告ということになります。

次に、建設部は建設課と維持管理課で乙議案、甲議案。そして都市計画課の乙議案と陳情



これから審査をやりまして、一応9月17日は予備日としていますが、きょう入りできなかった分は、いつものようにそこに回させていただきたいと思っております。

今回、本会議中に、委員会のほうに報告する事項が発生しました。

暫時休憩します。

~~~~~

再開します。

現地視察については、副委員長のほうから説明をお願いします。

よろしいでしょうか。（発言する者あり）

江副康成委員長

ちょっと、小石議員、質問するときには求めてください。（「よかです」と呼ぶ者あり）

以上の審査日程でよろしいでしょうか。

– 15 –

それでは付託議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩いたします。

~~~~~

再開いたします。

– 16 –

制定でございます。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

よろしくお願いいたします。

#### **松隈久雄経済部次長兼農林課長**

それでは、議案乙第17号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）のうち、農林課関係分について御説明申し上げます。

補正予算説明資料の2ページをお願いいたします。

款14分担金及び負担金、項1分担金、目2災害復旧費分担金、節1農林水産施設災害復旧費分担金の、説明欄の令和元年度発生災害復旧事業費分担金につきましては、7月21日の豪雨災害に対する復旧工事費の受益者分担金でございまして、後ほど場所等については、別資料で説明をいたします。

続きまして、款16国庫支出金、項2国庫補助金、目7災害復旧費国庫補助金、節1農林水産施設災害復旧費国庫補助金の、説明欄の令和元年度発生災害復旧事業費補助金につきましては、先ほどと同様の国庫補助金でございます。

3ページをお願いいたします。

款17県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金、節1農業費県補助金の説明欄の農村地域防災減災事業補助金につきましては、新たに重点ため池として指定された、ため池のうち、5池のハザードマップ作成費に対する補助金でございます。後ほど、歳出のほうで箇所等について御説明をいたします。

次に、款20繰入金、項1基金繰入金、目6森林環境譲与税基金繰入金、節1森林環境譲与税基金繰入金につきましては、森林経営管理事業に要する経費を基金より繰り入れするものでございます。後ほど、こちらについても歳出で内容の説明をいたします。

4ページをお願いいたします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入、経営所得安定対策等推進事業費補助金返還金につきましては、鳥栖市再生協議会の事業執行に伴う返還金でございます。

5ページをお願いいたします。

款23市債、項1市債、目7災害復旧債、節1農林水産施設災害復旧債、説明欄の令和元年発生災害復旧事業に伴う市債でございます。

資料の6ページをお願いいたします。

これより、歳出の主なものについて御説明をいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目5農業生産基盤整備費、節15工事請負費の説明欄、若宮井堰改修工事費につきましては、老朽化しました真木町にある若宮井堰の改修工事を行う

ものでございます。財源といたしましては、次期ごみ処理施設建設に伴い造成した、鳥栖市地域環境整備基金より行うものでございます。

続きまして、節22補償、補填及び賠償金の説明欄の配水管移設補償費につきましては、先ほどの井堰改修工事に伴う上水道の配水管の移設補償費でございます。

続きまして、目7農地保全管理費、節13委託料の説明欄、ため池ハザードマップ作成委託料につきましては、新たに重点ため池として指定されました、ため池のうち、5池のハザードマップ作成に要する費用でございます。

7ページのほうに主要事項の説明書をつけておりますので、こちらのほうをごらんください。

国のほうが、新たに重要ため池の選定基準を示しましたので、これに基づきまして、県が再選定を行った防災重点ため池が市内で21カ所ということでございまして、予定としましては、本年度5カ所、昨年も既に4カ所行っております。令和2年度で残り12カ所を行うようにいたしております。

続きまして、目8米需給調整総合対策費、節23償還金、利子及び割引料の説明欄、平成30年度県補助金返還金につきましては、経営所得安定対策推進事業費補助金について、鳥栖市再生協議会の事業施行に伴い、県へ返還するものでございます。

8ページをお願いいたします。

項2林業費、目2林業振興費、節4共済費から節12の役務費の合計で129万2,000円でございますけど、これは森林経営管理事業に要する費用でございます。財源は積み立てを行った基金ということになります。

9ページのほうで主要事項説明書を添付しておりますので、こちらをごらんください。

こちらにつきましては、事業のスケジュールを記載いたしております。

令和元年度につきましては、意向調査の事前準備、令和2年度から意向調査を行っていくこととしております。

計画を作成後、令和5年度をめどに、森林整備の実施をしていくこととしております。

続きまして、一番下のところでございますけれども、節25積立金の説明欄、森林環境譲与税基金積立金につきましては、森林環境譲与税を基金に積み立てるものでございます。

10ページをお願いいたします。

款11災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1現年発生公共災害復旧費、節15工事請負費の説明欄、災害復旧工事費は7月21日の豪雨災害に対する工事費用でございます。

箇所等について11ページをごらんください。

農地・農業用施設で2カ所ございまして、1カ所が山浦町の農地、1カ所が神辺町の井堰

ということでございます。

それと、林道のほうが九千部山横断線の1カ所が被災をいたしております。

なお、この3件につきましては、災害査定申請が急がれましたので、予備費により測量設計費を執行させていただいております。

以上、簡単でございますが、農林課関係分の補正予算説明とさせていただきます。

#### **江副康成委員長**

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

#### **小石弘和委員**

8ページの賃金。職員賃金86万円。

これ、何人で、どのくらいの期間を要するものか。何のためにお使いになるのか、お答えをお願いしたいと思います。

#### **佐藤正己農林課長補佐兼農政係長**

賃金86万円につきましては、雇用は1名を予定しております。

雇用期間は10月から来年3月までの6カ月間を予定しているところでございます。

業務内容につきましては、9ページにあります、今年度から行います森林所有者への周知、意向調査等の事前準備をするための制度の周知の文書発送であるとか、返送してきた内容の確認であるとか、そういった事務作業を行っていただく予定をしております。

以上です。

#### **小石弘和委員**

これは男ですか、女ですか。何か技術職を持った人でしょうか。

#### **佐藤正己農林課長補佐兼農政係長**

事前ではまだどちら——男性、女性決まっておりません。

職種につきましては、そういった文書発送等の事務ですので、技術等の資格を有する方を雇用することは、まだ考えていないところでございます。

#### **小石弘和委員**

わかりました。

#### **江副康成委員長**

ほかに。

#### **池田利幸委員**

説明書の4ページですけれども、歳入の款22諸収入、項6雑入の補正額6万3,000円って部分ですね。経営所得安定対策等推進事業費補助金返還金6万3,000円。

これちょっと、額は少ないんですけど、返還理由のところ、若干気になりまして、これ、

国から返還の指摘があった、指示じゃなくて、指摘があった、突っ込まれたっていうことになるんですか。その辺、ちょっと答弁をお願いします。

**佐藤正己農林課長補佐兼農政係長**

昨年度、鳥栖市農業再生協議会のほうで次の鳥栖市の農業として、水田の転換作物とか何かなんだろうかっていうところで、今、全国で作付がふえてきております飼料用トウモロコシに山口市等が取り組まれた事業の説明会がありました。

その研修と、九州農政局も飼料用トウモロコシの研修をしますよっていう案内が来ましたので、その分についての視察、事務局職員等で視察を行っていたわけですが。

それは当然、鳥栖市の農業再生協議会といたしましては、再生協議会の、農家さんの次の生産振興作物に値するのではないかっていうことで視察研修に行ったわけですが、県を通じて実績報告書を国に上げたときに、これはまだ生産振興の部分では、まだ再生協議会の旅費支出には、認められませんというふうな指摘がありましたので、今回、国の指摘に従いまして返還をするものでございます。

以上でございます。

**池田利幸委員**

それじゃあ、最初は、鳥栖市のほうとしては、適正に充てたと思っていた部分が適用外であったっていう指摘をもらって返還したっていうことですね。

わかりました。

**江副康成委員長**

ほかにございますか。

**内川隆則委員**

ちょっと、議案とは直接関係ないけど、こうして災害が2度もあった関係で申し上げたいんですけど。

いわゆる、筑後川ないしは宝満川の水害によって、昭和28年の水害以降、排水機が設置されてきたよね。

だから、その排水機の耐応年数っていうか、能力っていうか、そういうものが現在どういうふうになっているのか、伴っているのかどうか、ということを知りたいわけで。

下野町にはあるけど、真木町のところには排水機はないような感じがするけど、必要であれば、設置しなきゃならんというふうに思うけど、それが設置されて、もう50年、60年たっているんじゃないかというふうな気もするし。

その辺の関係について、最近、非常に鳥栖市に限らず、下野から以西のほうも、そういう関係になっているので、その辺のぐあいていうのは、調べておく必要があるし、もしくは



ということです、負担をお願いしたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### **小石弘和委員**

平成30年度の災害と、今度また元年で災害。同じところが結局崩落しとるわけやんね。

今度は同じ工事をしたら、また崩落が起きる可能性も出てくるわけたいね。

そのたんび、地元負担金っちゅうとは受益者が払わないかんごとなるわけですよね。

これが、私は非常に不自然じゃと思うけんね。

これも要するに市が負担するというふうなぐらいの、やっぱり気持ちを持たんといかんやないかなと私は思っています。

#### **松隈久雄経済部次長兼農林課長**

私どもとしても、同じところが被災したっていうのは非常に残念だというふうに思っております。

今回、復旧をする場合は、当然、その状況をよく精査し、前回と同じような復旧方法では、同じようなことにもちろんなりますので、それについては十分に検討を加えていきたいと。

国、県とも、その辺のところについては、十分に話をしていきたいというふうに考えております。

#### **小石弘和委員**

じゃあ、そういうふうに受益者負担を取るなら、山浦町の農地でも一緒ですよ。これ2回目ですよ。

ですから、そういうふうなことを加味して、十分な――設計を相談しながら、二度、三度起こらないような方法を取られれば、それは受益者も納得されると思うんですけど、そういうふうなことで、十分に県との打ち合わせをして、十分な工事を着工していただくようお願いしておきます。

#### **江副康成委員長**

ほかに。

#### **伊藤克也委員**

若宮井堰の老朽化に伴う改修工事で今説明があったのが、地域環境整備基金を使ってっていう御説明があったかと思うんですね。

これは東部環境施設組合のほうで基金を積み立てて、そちらのほうを利用されるっていうことだったと思うんですけど、その利用範囲ですね。

地域の貢献ということで、その地域というふうな――どこまでの範囲を適用できるのかっていったのは御答弁できますか。



#### 松隈久雄経済部次長兼農林課長

所管については環境対策課になりますけれども、この鳥栖市地域環境整備基金条例の中に設置条項を書いております。

その第1条に佐賀東部施設環境組合が設置する広域ごみ処理施設に係る周辺地域を中心とした地域活性化、並びに生活環境の保全及び増進に関する事業の財源に充てるため、鳥栖市地域環境整備基金を設置するということを出されておまして、詳細については、この条文に合致するところで判断されているものと思っております。

以上でございます。

#### 伊藤克也委員

ありがとうございます。

そうですね、そういうふうに書いてあって、その周辺地域というのは、もちろん真木町は当事者でありますから、当然だというふうに思うんですけれども。

例えば、高田、安楽寺とか、そういったところも適用として認められるのかってというのは、ここで答弁できますか、できないですか。（発言する者あり）

#### 江副康成委員長

よろしいですね。

ほかに。

#### 久保山博幸委員

先ほどの小石議員のほうから、同じところが再び災害に遭ったっちゃうことばってんが、やっぱり土をいじくると、どうしてもなじまないから、その辺の復旧工事のときの養生ですよ。

その辺が大事なのかなあと思うとばってんが、そのあたりは実際、現場では、要するに落ちつくまで、その辺の養生ちゅうのはどういう形でされているんですか。

#### 成富光祐農林課参事

今回の工事自体が、繰り越しで工事をさせていただいて、梅雨以降っちゃうか、そういう時期に工事になってしまったものですから、養生期間が非常に短かったというふうに考えております。

本来であれば、先ほどの国泰寺ため池につきましても、災害が起こって年度内に工事が終了しておけば、十分な養生期間がとれたのかもわかりませんが、今回の期間が久保山議員が言われるように、養生期間が若干短かったというふうなことも一つの原因かと考えております。

それとあと、災害ではございませんでしたけれども、老朽農業用水路の原町のところの工

事につきましても、災害復旧の関係で、新年度になってから工事を行わせていただきましたので、やはりそういうふうな張り芝で、ある程度根っこが生えることによって、のり面を補強するというふうなことになると思いますけれども、そういう養生期間がちょっと足りなかったということも、原因の一つになっているかというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

#### 小石弘和委員

今のような説明では納得できんわけたい。

国泰寺ため池でも結局、期間内に終わっているわけですよ、養生期間内に、工事が。

ですから、工事をするときにも、同じ崩れたところに泥を乗せて、転圧がどのくらいしたかというようなことも、あなたたちは見ていないんやろうもん。転圧でも。技術屋さんやから。

たった工事代70万円ですよ。それで施工したところは結局、整備屋さん。

やっぱりそういうふうなところも考えて、発注すべきじゃないかなあ。

整備屋さんが、こういうふうなことをしても、わかるわけない。この国泰寺ため池事業費は70万円ですよ。

ですから、現地を見に行ったときにあなたも言った、同じ基礎の上に結局盛り土して、のり面をつくっても、また壊れますよって。1年か2年かたつなら、話はわかりますけど。

やはりその上に、もう一段、2段ぐらい基礎を打ってやらんと、同じ方向が出てきますよ、というふうなことは、技術屋さんには私は御説明した経緯もございます。

今回の場合でも、今度、再修理する場合でも、やっぱりそういうふうな点をやってほしいというふうなことを私は思うわけですよ。

なんぼ修理しても同じ工程なら——そしてやっぱり施工される業者さんも、専門の業者さんのほうに、こういうふうなものはお願いをすべきじゃないかなと。

入札状況調書を見てみると、辞退が6社も出るような状況でしょう。

3社で入札するような状況ですから、やっぱり専門分野に、そういうふうなことは工事を頼んだほうがいいんじゃないかなと私は思います。

以上です。

#### 江副康成委員長

ほかにございますか。

いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

oooooooooooooooooooooooooooooooo

**議案甲第38号 鳥栖市森林環境譲与税基金条例**

**江副康成委員長**

続きまして、議案甲第38号 鳥栖市森林環境譲与税基金条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**松隈久雄経済部次長兼農林課長**

議案甲第38号 鳥栖市森林環境譲与税基金条例でございます。

議案の3ページをお願いします。

**江副康成委員長**

いいですかね。

暫時休憩します。

**午前11時24分休憩**

oooooooooooooooooooooooooooooooo

**午前11時25分開会**

**江副康成委員長**

再開します。

**松隈久雄経済部次長兼農林課長**

7条、規定をいたしております。

第1条について規定をしております基金名は、鳥栖市森林環境譲与税基金でございます。

平成31年4月に制定されました森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づきまして、国から譲与される森林環境譲与税を管理するため、森林環境譲与税基金を設置するものでございます。

第2条で積み立てについては、一般会計歳入歳出予算で定めることとしております。

第3条、管理は確実かつ有利な方法で保管することとしております。

第4条、運用益金の処理につきましては、予算計上し、基金に積み立てることとしております。

第5条、繰替運用につきましては、財政上必要があるときは歳計現金に繰りかえて運用ができることとしております。

第6条、処分については、基金の目的達成に必要なときは処分できることとしております。

第7条、委任については、基金の管理については、必要な事項は市長が別に定めることとしております。

以上、簡単ですが、提案条例の説明とさせていただきます。

#### **江副康成委員長**

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

よろしいですか。

#### **内川隆則委員**

今、条例の説明はあったけど、一般質問でも、話があっていたんですけども、結局、今、県の条例があるたいね。

プラスして、こういうふうなやつが生じてくると、その兼ね合いってというのは、どういうふうになるかっていうことを思うわけたいね。

だから、県は県で、例えば鳥栖市に毎年2カ所ずつぐらいあげますよ、というふうに言うじゃろうし、これはこれで、またつくったならば、年度ごとにこういうふうな使い方、こういうふうな金額で何箇所しますよとか、というふうなことが出てくるかと思うけん、その辺ちょっと、使い道ば詳しく、県のやつも含めて教えてくれんかい。

#### **佐藤正己農林課長補佐兼農政係長**

県の森林環境税につきましては、県が森林所有者から行います事業としてあります。

それとあと、佐賀県内の市町が、森林所有者にかわりまして森林の環境整備を行うなど、荒廃のおそれがある森林の間伐を行う事業、それとあと、県内で活動してありますNPO法人が竹林整備であるとか、そういった部分をされている事業等に県の森林環境税を充てられております。

あと、残り2事業ありますが、そういった事業の中で、あとは市、県の森林に関するイベントを開催するなどということで、経費を使われているところでございます。

森林環境税につきましては、森林環境譲与税ということで、鳥栖市に今年度は400万円くるわけですけども、当初、今年度からは森林所有者に意向調査、今お持ちの森林について、今後どういうふうな管理をされますでしょうかと、要するにまだ、森林経営として、自分で森林を管理される方もおられるでしょうし、自分はもう森林経営の管理ができないから、市に管理をお願いしますよってというふうな御意見が出てくるかもしれません。

そういった意向調査を当該年度から、5年から10年ぐらいかけて行っていく予定でございます。

そういった経費であるとか、それに伴いまして委託を受けた森林につきましては、今度、境界確認を行ったり、現地確認を行ったり、それから最終的には森林整備に行くのではないかというふうに考えているところでございます。

あとは、普及啓発に関する取り組みに経費を使う部分が出てくるのではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

#### **松隈久雄経済部次長兼農林課長**

すいません、今、内川議員のご質問の中で、個人の負担する部分についてダブるかどうかというお話でございますけれども、県の税につきましては、今期が3期目となっております、令和4年度までが徴収をするということで決まっております。それ以降については、再度検討するというところでございます。

なおかつ、国の森林環境譲与税につきましては、令和6年から徴収するというので、事業については前倒しで行うという形になっておりますので、県がもし令和4年度で、もう取らないということであれば、実際はダブらない。

ただ、その判断がちょっと令和4年度までに県のほうが再度されるということでございます。

以上でございます。

#### **内川隆則委員**

そうすると、令和6年度から取るならば6年度まで——6年度やなか、今の説明は5年、10年とか言いよったね。

調査を5年、10年してからそれから先、10年後にはどうするか、それから決めていくちゅうような話みたいやったけど、そうすると、まだ何に使うかっていうことはわからんわけないね。

#### **松隈久雄経済部次長兼農林課長**

先ほどの予算関係資料のほうで、最短で令和5年度とか森林整備っていうのが業務予定という形で上げておりましたけれども、意向調査を行っていく中で、一気に全部するのではなく、例えば河内の森林についても、班分けっていうのが、要するに、区域分けがありますので、その区域ごとに、ずっと調査を1年ずつぐらいしていく形になりますので、その調査は市内の森林で、区域ごとにずっと調査をしていく中で、最初に意向調査した部分で、そういった森林整備の状況が整えば、例えば途中から森林整備を始めるっていうような形も、並行

して意向調査をしながら、森林整備も始まるということもあるのではないかというふうに考えております。

そういった財源とする上で、ある程度大きな面積の森林整備をするためには、やっぱり費用がかかりますので、基金を積み立てるということで制定の条例を上げさせていただいたところでございます。

#### **内川隆則委員**

そうなっていくと、早く調査したところからやっていくならば、早く調査してもらわんとでけんたいね。

後から調査するところは、後になってしまうわけやろ。

だから、あなたが最初言ったように、5年、10年かけてやりますっていうのを、そのスパンの間に、もう早く調査したところは、整備したいところは、早く整備していきますというふうなことが生じてくるならたい。

それはもう後からのところは、うーんとおそくなってね、いつになるかわからんごたる格好になってしまいやせんか。

その辺、まだわからんとやろ、国の考え方っていうの。

#### **松隈久雄経済部次長兼農林課長**

この森林環境譲与税については、議員おっしゃるとおり、これから始まる制度でございますので、詳細についてはこういう事例ということはちょっとお示しできないところなんですけれども、鳥栖市の中でも森林の中では、優良な森林とそうではない森林というのがちゃんと存在します。

優良な森林につきましては、ちゃんと森林材として有効活用できて、収益があるところの森林でございます。

これについては、そういう事業体のほうに採択するという形で、もうそこで完結するという形になります。

ただ、収益が伴わないような森林についても当然、環境整備の一環ですので、整備は必要になってまいりますので、それについて市のほうが、この財源を活用して整備を行っていくという形でございます。

ですから、早いかおそいかということもございますけれども、計画をこの塊の中でどうやって、収益の上がるようになるのかということも計画上必要でございますので、当然、いろんなことを考えながら進めていく必要があるというふうに思っております。

#### **小石弘和委員**

関連ですけど、この調査を結局2年でするちゅうわけでしょ、2年。

そして結局……（発言する者あり）いや、調査は2年ぐらいで終わって、あと、所有者の意向の調査とか、経営管理集積のあれも、ずっと兼ねてやっていくわけやけん。

そしてもし、その中で森林整備の実施も可能だというふうな可能性があるわけでしょう。

調査は、結局2年間ぐらいでやってしまうわけでしょう。

**松隈久雄経済部次長兼農林課長**

基本的には鳥栖市内の状況、所有者とかの調査をまず行くと。

その後に、基本的にその所有者の意向を伺っていくという形になりまして、その意向を伺っていく中で順次、全体と一緒にするというような事業費もございませんので、随時、それを繰り返しながら行っていくということでございます。

**小石弘和委員**

じゃあ、この129万2,000円、これは県から来るわけ。

**松隈久雄経済部次長兼農林課長**

譲与税として国のほうからこちらのほうに来るということになって、400万円参りまして、400万円を基金に積み立てまして、積み立てた基金から129万2,000円を使わせていただくということでございます。

**小石弘和委員**

調査費にね、結局令和5年までね。

**松隈久雄経済部次長兼農林課長**

今年度が400万円でございます、一応、毎年400万円ずつは来るようになって、ただ、今後は、もうちょっとふえていくということになっておりますので、随時、使わない費用については積み立てをさせていただいて、事業実施のときに、使わせていただくというような仕組みを考えております。

以上でございます。

**小石弘和委員**

じゃあ、この129万2,000円というふうなことは、結局費用として計上するわけですね。追加費用はないわけですね。

**松隈久雄経済部次長兼農林課長**

今年度については、この費用の中で行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**池田利幸委員**

私も付随して同じところですけど、さっき説明いただいている中で、もう自分で管理できないから委託するっていう話の調査をするっていうふうに言われていましたよね。

その部分、土地は、もう所有者は変わらないまま委託で、私はできんけん委託しますってなったら、委託する人は全く管理費かからずにやるってことなんですかね。

**佐藤正己農林課長補佐兼農政係長**

森林環境譲与税を活用する形になりますので、経費はかからないっていう形になります。

**池田利幸委員**

そうしたら、今のお話だったら、もうほとんど裏山とかそういう感じの人たちは、ほぼほぼ自分ではできないっていう話になって、全部を適用する形になるんじゃないかなという想像はできるんですけど、そうしたら、その集めた基金で、鳥栖市内でそういうところ全部対応できるようになるんですかね。そこがまず疑問に思うのが1点ですね。

あと、調査して聞き取りをやるって言われていました。

これ1軒1軒聞くわけには多分いけないと思うんですよ、各地区に話し合いの場を持つとか、そういう今後のスケジュールの想定されている部分っていうのをどうされるのかが2点目。

もう一点、多分、所有者不明土地も出てくるだろうと思うんですよ、相続人の絡みとか。

そこまで完全に全部追跡してするのが2年間かけてやるって言われていること——そのままで全部するつもりなのか、その3点ちょっとお願いします。

**佐藤正己農林課長補佐兼農政係長**

意向調査の部分で先ほど言われました委託については、もうそういうおそれ——池田議員が言われた全部委託をされるっていうことはちょっと考えられることでございます。

それから、スケジュールにつきましては、実際の意向調査というのは、早ければ来年度あたりから一部地区を区切って調査をしていくような形になります。

鳥栖市の中で所有者が810名ほどおられますので、その方と、あと、先ほど言いましたエリアごとに区切った林班っていうのが22林班ありますので、例えばことしの第1林班、次は第2林班っていう形で、毎年ずつそういった調査をしていくような形になります。

そのエリアが少ないと、例えば複数林班をするっていうこともありますので、そういった林班を調査をしていきながら、その中で所有者不明の森林であるとか、相続関係がわからないという部分につきましては、森林経営管理法の中で、林務担当の所管課から登記簿とか、戸籍等の公募の調査をする権限が与えられております。

そういった権限を使って、なるべく追跡をしていって意向確認をしていくっていう形になっております。

それとあと、当然、対象者が多い場合は説明会等を開催して、お集まりいただいて、意向



を確認するっていうのも、あるかと考えているところでございます。

**池田利幸委員**

ありがとうございます。

よかったらある程度決まっているスケジュール案っていうのを1回紙に示していただければありがたいなと思います。

あとちょっと私も聞く話っていうか、土地ごとの管理できないから、もう寄附したいとかいう方もいるような話も聞くんですね。

そういうときに、その話し合いの中で、もう裏山ごととか、森林ごともう渡したいとかいう話も出てきたら、受け取ることは可能なかどうかなのか。

そこは答えられるかどうかわかんないんですけど、そういう話もちょっと聞く部分があったんで、どうなのかなと思ひまして。

**佐藤正己農林課長補佐兼農政係長**

森林経営管理法の中においては、そういった寄附を受けるっていうのは想定されておりませんで、一応所有者のまま、鳥栖市が管理をする、委託を受けるっていうふうになっております。

将来、寄附っていう形になったときには、別の制度の中でそういったのを受けるかどうかっていうことになってくるんじゃないかなと思っております。

**池田利幸委員**

わかりました。

とりあえず1回スケジュール案みたいなのを示していただければなと思います。

**江副康成委員長**

じゃあ予定表とか提出できますか。

**佐藤正己農林課長補佐兼農政係長**

先ほどの予算説明資料の主要事項の中の9ページの中で一応、現在のスケジュールについて……

**江副康成委員長**

もっと詳細のやつということでしょう、個別の。

そういう意味ですと質問しているというふうに私は了解してはいたけど。

**松隈久雄経済部次長兼農林課長**

お示しできますのは、スケジュールの中で個別の事務がありますので、個別事務についての部分はお示しすることはできますけれども、長期にわたった地区別のスケジュールというのはちょっとお示しは現時点ではできません。

江副康成委員長

小石弘和委員

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

小石弘和委員

江副康成委員長

午前11時44分休憩



江副康成委員長

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

- 32 -

**江副康成委員長**

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

以上で……（発言する者あり）

**内川隆則委員**

さっきの質問の説明の中で認められたところについては、やっていきます。

やっていく過程で個人の所有のものについては、個人負担はありませんと言われたね。個人負担はありませんと。

みんな知っとっちゃろうばってん、30年ものスギ、ヒノキが市場に持っていったら1,000円もせんよ。

だからみんな下草刈りも枝切りも、そして間伐もしよらんわけよ、ほったらかしよるわけ。だって持っていったら赤字になるけん。そういう時代よ、今。

それなのに、うちしてくれって言って、手を挙げてしてくれるって言ってね、一銭も出さんでよかなら99%、みんな頼むよ。

それでよかと。

**松隈久雄経済部次長兼農林課長**

この制度が基本的には、そういう自分ではもう森林の整備ができないという方々が全国的にふえてきたと。

で、多面的機能は森林にもあるということで税を創設し、そういうところについては、この税を使った森林整備を行っていくという制度設計になっております。

もちろん、その方々があそこの山から搬出した部分で利益を得るということは、まずちょっと考えられ……、費用を投入しておりますので、基本的に安全を守るための整備を行っていく、ひどいところについては自然に戻していくという考えも一つの方法だということで聞いております。

以上でございます。

**内川隆則委員**

いや、それで話がまとまると。さっき私が言うたようなことが国民の声たい。所有者なのにね、部分的にやっていって、ほかの人たちが納得いくと思う。

**松隈久雄経済部次長兼農林課長**

これについては、私有林については全体的に行っていくということでございます。

**内川隆則委員**

そういう説明で、皆さんにできると思う。



この際、協議に入ります前に、商工振興課よりこの陳情に関して御説明をお願いしたいと思います。

#### **古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長**

9月2日でございますけれども、鳥栖商工会議所から市内企業の健康経営にむけた支援について、という要望書が提出をされております。

これについてでございますけれども、企業の健康経営に向けた取り組みを促進させるために、要望書の下の部分ですが、各種健康診断等や各種助成金を活用し、企業内の職場環境の整備改善に取り組んだ企業に対しまして、下の項目①につきましては、入札等において加點等を行うということで、これは総務文教のほうに意見を求められているというふうに伺っております。

商工振興課といたしましては、②市制度資金や小規模経営改善資金の利子補給という項目について担当課となりますので、御説明を申し上げたいと思います。

まず、中小企業小口資金融資制度というのも、県内各市町、それから、佐賀県もほぼ同様な運用を行っております。

市内の中小企業者に対しまして、限度額1,000万円、利率については1.3%ということで貸し付けを行うものでございます。

それから、小規模経営改善資金、これにつきましては、商工会議所が窓口となりまして、貸し付けを行っております。限度額が2,000万円。利率は1.21%となっております。

市制度資金等についてですが、先ほど御説明いたしますとおり各市、それから県も、同様の制度を持っておりますが、同じ運用を県に準じて行っているのは実情でございますので、この要望書でございますけれども、伺ったところ、佐賀県商工会議所連合会から、同じ内容の要望書が佐賀県、それから佐賀県議会にも提出されるというふうに伺っております。

ですから、佐賀県の対応等を見た上で検討すべきものだと考えております。

以上でございます。

#### **江副康成委員長**

この件に関して御意見がある方は挙手の上、御発言をお願いいたします。

〔発言する者なし〕

ちょっと、私からですけど、佐賀県下の状況はまだ今のところはつかんでいないということですか、今の御説明からすると。

#### **古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長**

先ほど申し上げたとおり、県のほうに対して商工会議所連合会から要望されるというふうには聞いておりますけれども、その対応とか、他市の対応とかっていうのは、聞き及んでお

りません。

#### **内川隆則委員**

これは新たに設ける制度やろ。

#### **古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長**

市制度資金や小規模経営改善資金っていう制度はございます。

その中の、利子が、先ほど申し上げたとおり1.3%とか、1.21%というパーセンテージでございしますが、その利子に対して補助していただきっていう趣旨かと思われます。

#### **内川隆則委員**

するのは反対じゃないけど、黒田総裁とか、麻生副総理とか、えらく景気はよくなってきて、やるよっていうふうな話は、テレビでどんどん宣伝されよっばってん。

佐賀県内の経営が、中小企業だけが悪いのかどうかということは思うけど、どうでしょうか。

#### **古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長**

経営といいますと、この要望書の趣旨は各種健康診断等や各種助成金を活用しっていうふうなところの記載がありますけれども、健診率等を上げていくためのインセンティブというか、そういったものを企業に対するインセンティブを設けていただきっていう趣旨かと思われます。

ただ、私が思うには、各種健康診断っていうのは、事業者が法で定められた義務でございます。

健康診断を行うのは義務でございまして、従業員はそれを受ける義務が法で定められております。

なおかつ、各種助成金、各種補助金を活用して、やった企業さんに、さらにそういった利子補給なりをやるというのはちょっと慎重にっていうか、どうなのかなっていう疑問がございいます。

ですから、中小企業が景気がどうのこうのっていうよりも、従業員の方々の健康診断の検診率、それとか健康状態、そういったものを向上させたいという趣旨の要望書だと思われます。

以上です。

#### **内川隆則委員**

別にこだわることはなかばってん、今まである制度に対して、利子補給の補填をしてもらうことならばっていうふうになるけど、結論的に言えば、経営がそれだけうまくいっていないから、少しでもその辺を補填してもらえば、健康診断も増進するだろうというふうな意味

にとれるとばってんが、経営とは関係なとかいうふうなことならば、今までどおり、今までどおりでやってよかったやないかいというふうに私は思いよったけん、こだわることなけれど、そういう判断でした。

#### **江副康成委員長**

じゃあ、ほかの委員さん御意見を伺えればと思いますけど。

#### **池田利幸委員**

私も今、これを読ませてもらって、御説明を伺った中で、各種健康診断等っていうのは基本的に、もう企業の義務として、もともとやらなければならないって決まっている部分で、受診率が低いから、補助をしろっていう話になっとるんだろなっていうこの文書を受け取ったんですけれども、仮にその利子の補給の補助をすることによって、検診率が上がるっていう根拠というか、それによって上がるのであればっていう話になるのかなと。

その根拠の部分が、なかなか、この文章からは、私もちょっと見えないんで、県がどうとるかを見てから判断すべきものなのかなというふうに思いました。

以上です。

#### **江副康成委員長**

よろしければ、ほかの委員さんの御意見を出していただくとありがたいんですけれども。

#### **伊藤克也委員**

私も池田議員と、ほぼほぼ同じような思いですけれども、この2つの融資制度の利子に対して、そこを補助することが即、健康増進につながるっていうふうなところが、私もちょっと理解ができないなというふうに思っております。

#### **内川隆則委員**

県議会でも通ると思う、結論的に言えば。

でも、追跡調査やなかばってん、今言われるように、それで効果が上がるかどうかたいね。

その辺はいささか疑問だから、これに対して、するのはいいけど、効果はどうだったかっていうふうなことも必要じゃないかっていうのは、意見としてやっぱりしておくべきだろうと思ってね。

#### **江副康成委員長**

小石委員さん、何か御意見もらえればと思いますけど、どうですか。（「なか」と呼ぶ者あり）

同じ趣旨ですかね、久保山委員さん両方とも。

#### **久保山日出男委員**

私も池田さんがおっしゃるとおり、趣旨理解できない部分ありますけれども、内川さんも





再開します。



## 鳥栖市浄水場の更新工事について

続きまして、上下水道局より議案外の報告の申し出がっておりますので、これをお受けたいと思います。

それでは、議案外でありますけれども、鳥栖市浄水場の更新工事について御報告をさせていただきます。

1 つ目、鳥栖市浄水場急速ろ過池築造工事（土木・建築）の進捗状況について、2 つ目として、鳥栖市浄水場施設更新工事（機会・電気設備）の工期延伸について御報告をさせていただきます。

まず、鳥栖市浄水場急速ろ過池築造工事（土木建築）の進捗状況についてでございます。

請負業者、栗山・坂口建設企業体、契約工期につきましては、平成29年6月23日から令和元年10月31日までとなっております。

現在は、逆洗水槽の天井の防水や、ろ過池周りの外構、附帯工事のほうを行っているところでございます。

現時点では、10月末の完了に向けて工事を進めているところですが、先日の7月、8月の雨がちょっと継続したことによって、作業がなかなかできなかった部分がございますので、その影響の部分については、工期延伸の可能性も今考えているところでございます。

また、土木工事につきましては、今、設計変更もちょっと予定をいたしておりますて、主な変更の理由としましては、ろ過池周りの管理用道路がございますけれども、その管理用道路の、のり面が今、土羽のり面で計画をいたしております。

のり面の裏には、背面には水道管等も埋設をいたしております。

そのため雨等で、土羽等がちょっと崩壊するおそれもありますので、今回、のり面のほうを張りコンクリート、もしくは一部ブロック積み等で変更を考えているところでございます。

続きまして、工事概要の②建築工事になります。

請負業者株式会マツコー。契約工期につきましては、平成29年5月19日から令和元年7月31日まででございました。

そのため、先月8月7日に完了検査を実施いたしまして、工事については完了しているところでございます。

続きまして、2つ目。

鳥栖市浄水場更新工事（機械設備・電気設備）の工期延伸について御説明をいたします。

工事概要の③機械設備になります。

請負業者、前澤工業株式会社、契約工期が平成28年6月10日から令和元年10月31日までとなっております。

この機械設備におきましては、ろ過池の更新工事におきまして、今回、ろ過池内の最下部に施工いたしました下部集水装置の段階検査を実施したところ、装置及び施工の不良が発覚しましたことから、ろ過池、6池分の下部集水装置の撤去及び装置の製作、施工をすることになりまして、請負業者である前澤工業より工期の延伸の申し出がっております。

そのため、令和2年5月29日まで工期を延伸する必要が生じております。

それでは、その状況について御説明をさせていただきます。

3ページのほうをお願いいたします。3ページは、ろ過池の位置図を示しております。左側が北側になりましてJR側になります。青い部分が、ろ過池の位置でございます。

それでは、4ページのほうをお願いいたします。

4ページの上の面が、急速ろ過池の平面図、下のほうが断面図となっております。

急速ろ過池は先ほども言いましたように、6池でございます。

下の断面図で丸をつけておりますけれども、ろ過をするための、ろ材であります黒い部分、アンスラサイト。黄色の部分が砂でございます。

その下に、赤色の部分で下部集水装置というものを設置いたしております。

ろ過池の工程といたしましては、もちろん、ろ過の水をきれいにするろ過の工程。それと今の、ろ材の洗浄をするための逆洗工程がございます。

下部集水装置の役割としては、ろ過した水を集水する役割。それと逆洗する場合に、そのろ材を均一に洗浄するために、空気や水を均一に下から吹き出すための役割を持っております。

それでは、5 ページのほうをお願いいたします。5 ページのほうが下部集水装置のカタログを添付をいたしております。

右上に写真等がありますけれども、下部集水装置というのは、箱型、ボックスの形状になっておりまして、上部にステンレス板、スリットが入ったサス板のほうを設置しているような形状になっております。

真ん中ぐらいの左側に、洗浄の仕組みっていうところがございましてけれども、今回洗浄する際には、この下部集水装置を通して、下から上に向かって水や、空気、エアーのように均一に、そのスリットを通して出るような仕組みとなっております。

それでは、6 ページのほうをお願いいたします。

今回6 ページに写真をつけておりますけれども、下部集水装置を、ろ過池に設置が完了した状況が上の写真になります。

この全面——集水装置が設置されましたので、この水槽の中に、ろ過池の中に水をためて、段階検査として、空気のほうの検査を行っております。

発泡試験と言っておりますけれども、その発泡試験を行った状況の写真が下のほうに添付をいたしております。

今回、少し見づらいかもしれませんが、写真の一部のところから水がぶくぶくと、泡が出ているような状況になっているかと思えます。

先ほど、ちょっとカタログのところでも御説明しましたように、本来、スリット板を通して均一に出る必要があるものですが、今回こういうある一定のところから泡が出ているというような形になっております。

何回か手直しをしながら発泡試験を行いましたけれども、この状況の不均一さが解消できませんでしたので、請負業者である前澤工業のほうに今回の原因の究明及びその対策について報告を求めています。

調査の結果、報告の内容としましては、今回下部集水装置の製品自体の、ふたの設置の部分の接着不良及び製品同士を接続するんですけれども、その接続面での接着の不良が考えられるということで、今回ろ過池に設置をしている全ての製品について、交換の申し出がっております。

この製品についてが在庫のほうがないということで、一から製作をするということで、今回工期のほうが先ほど御説明しましたように、令和2年5月の末まで必要となるという報告を受けているところでございます。

それでは、すいませんが2 ページのほうに戻っていただきまして、2 ページの工事概要の④電気設備になります。

電気設備は、請負業者東芝インフラシステムズ株式会社になります。

契約工期が平成28年6月10日から令和元年12月16日までとなっております。

先ほどの機械設備の工期延伸に伴いまして、この電気設備のほうも令和2年8月31日まで工期の延伸する必要があると生じております。

今回、機械・電気設備ともに平成30年度に一度、平成31年度に向けて繰り越しの御承認をいただいたところですが、再度、令和2年度まで今回工期延伸を行いますので、事故繰越というような形になります。

今回の変更につきましては、工期延伸のみで、ふぐあいに関する費用に対する金額の変更というのは行いません。

今回の費用につきましては、事前に機械設備の業者、電気設備の業者で事前に協議をしていただき、合意は整ったということで今回前澤工業のほうからも報告を受けているところでございます。

以上で、土木建築の進捗状況及び機械・電気設備の工期延伸について報告を終わらせていただきます。

#### **江副康成委員長**

報告ありがとうございました。

この際ですので、確認したいことや御意見とかありましたらお受けしたいと思います。

#### **久保山日出男委員**

工期概要の①と②の契約工期の期間ですね。

建築があって、すぐ土木が入っていくわけですか、そして建築が終わって土木で最後。

これ、どういうやり方をされるんですか。意味がちょっと理解できません。

#### **日吉和裕上下水道局事業課長**

土木、建築の工期についての御質問にお答えいたします。

土木、建築とも取りかかりは平成29年度から一緒に取りかかっております。

それぞれ工区が違うところもございますので、おのおの工事を進めておりまして、重複するところは、土木が先行して、後で建築をしたりするところがございます。

今回、ある程度建築が終わって、残りの部分、土木がするところで工期が10月まで必要になっているところでございます。

以上です。

#### **江副康成委員長**

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。

#### 池田利幸委員

すいません、ろ過池の部分、先ほどの御説明はろ過池の部分は予算の変更なしって言われて、裏の、のり面の工事で工期延長って、最初御説明されていなかったんですね。

その部分の予算措置はどうなっておりますか。

#### 日吉和裕上下水道局事業課長

今、のり面の部分については、御説明させていただきましたように、土木工事のほうで、設計の変更を予定しているところでございます。

これについては、継続費で3年間をいただいた中で、平成30年度分の予算として繰り越した予算の中で対応はできておりますので、予算措置としてはその中の部分で設計の変更を予定をいたしております。

#### 江副康成委員長

ほかに。

#### 久保山博幸委員

下部集水装置、これ、ふぐあい箇所っていうのは、全体的にっていうか、部分的にとか、どういう状況で発覚したんですか。

#### 日吉和裕上下水道局事業課長

今回、先ほどもお話ししたように、業者のほうで調査を行っております。

その結果、製品自体には、先ほど言いましたボックスの上に載っているステンレス板ですね、それが製品自体として接着しているんですけども、それがどうも接着面の部分で弱い部分があったということで、その部分の接着剤の変更とかを今考えて、今後はそのような形で漏れない形を確認した上で、納入するっていうことで報告を受けております。

#### 伊藤克也委員

関連です。

下部集水装置を、今度この装置をされるっていうことですが、ほかの自治体でこういった実績があるのかっていう点と、この保証期間っていうか、メンテナンス期間っていうか、そういったのはどれぐらいあるのか教えていただければと思います。

#### 日吉和裕上下水道局事業課長

まず実績についてでございます。

実績については、カタログ等にもついていたところですが、東京都や、岡山県、兵庫県、兵庫県の自治体や水道企業団のところで今回この製品が設置されたことはわかっております。

それと、今回の補償についてですが、基本的には瑕疵担保の期間がございますので、



乙議案につきましては、災害復旧に要するもの、都市計画道路、後で都市計画課がごさいますけれども、都市計画道路の方針の見直しに関するものが主なものでございます。

甲議案につきましては、例年お願いをしております市道の認定、廃止に係るものでございます。

また陳情2件に関しましては、いずれも都市計画課分になってまいりますけれども、一般質問におきましても、我々執行部としての見解というものは述べさせていただいたものというふうに考えているところでございます。

それでは、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

担当からそれぞれ説明をいたします。

#### **佐藤晃一建設部次長兼建設課長**

それでは、建設経済常任委員会補正予算説明資料に基づいて御説明をいたします。

資料の2ページをお願いいたします。

建設課分、歳出でございますけれども、目6、節9旅費につきましては、産業経済部が建設部と経済部に分かれたことから、部長旅費を増額して補正をしております。

以上です。

#### **大石泰之維持管理課長**

続きまして、3ページをお願いいたします。

維持管理課の関連する主なものでございます。

歳入の主なものでございますが、款16国庫支出金、項1国庫負担金、目3災害復旧費国庫負担金、節1土木施設災害復旧費国庫負担金につきましては、今回の大雨により災害が発生した河川の復旧に要する経費に係る国の負担金でございまして、補助率は3分の2となっております。

7月の大雨に対応する災害復旧費の経費でございます。

次に、款23市債、項1市債、目7災害復旧債、節2土木施設災害復旧債につきましても、7月の大雨により発生しました道路河川の復旧に要する経費に係る市債分でございます。

事業費の国庫負担金を除いた額が起債対象となりますが、10万円未満は切り捨てとなっております。

4ページをお願いいたします。

歳出の主なものについて御説明いたします。

款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路維持費、節15工事請負費につきましては、7月及び8月の大雨に伴う応急対応や、早期に対応が必要となった側溝等の改修に要する経費を計上いたしております。

次に、目 3 道路舗装費、節15工事請負費につきましても、同様に大雨に伴う舗装の損傷が進行した路線の改修に要する経費を計上いたしております。

次に、目 5 交通安全対策事業費、節15工事請負費につきましては、破損したカーブミラー等への緊急対応箇所や交差点など、交通事故防止対応箇所など、交通安全対策工事に要する経費を計上いたしております。

次に、項 3 河川費、目 2 土砂災害対策費、節13委託料につきましては、次のページ主要事項説明書にも上げておりますが、神辺町上の車地区における急傾斜地崩壊対策事業の調査を行うための経費を計上いたしております。

次のページをお願いいたします。

款11災害復旧費、項 2 土木施設災害復旧費、目 1 現年発生公共災害復旧費、節15工事請負費につきましては、7月21日の大雨により被害が発生いたしました道路河川の復旧工事のうち、国の災害復旧事業に該当する丸尾川復旧工事に要する経費を計上いたしております。

なお、議案外ではございますが、今回の大雨で被災いたしました丸尾川及び向原川護岸の応急工事費、並びに復旧工事に伴う測量調査設計委託料合わせて、総額638万6,000円を予備費から充用をお願いしておりますので、あわせて御報告をいたします。

次に、目 2 単独災害復旧費、節15工事請負費につきましては、国の災害復旧事業に該当しない復旧工事に要する経費を計上いたしております。

次のページ、主要事項説明書でございますけれども、上段は丸尾川災害復旧工事費で上げております。

今申し上げました単独災害復旧費につきましては、3カ所、柚比町、河内町それから轟木町の3カ所の工事を予定しております。

以上、簡単でございますが説明といたします。

#### **江副康成委員長**

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

#### **池田利幸委員**

まずちょっと1点目。

これ全部、7月豪雨災害で起きたときの分が今回計上されているってことですよね。

8月に起きた分は12月に上げてこられるということですかね。

#### **大石泰之維持管理課長**

8月に起きた分につきましては、12月議会でのお願いになるかと思います。

ただ、被災の状況等、緊急を要する場合につきましては、12月補正を待たずに予備費なり、違う方法でお願いすることも想定をしております。（発言する者あり）



江副康成委員長

訂正が必要ですか。（「ちょっと休憩を」と呼ぶ者あり）

暫時休憩します。

午後 1 時54分休憩

~~~~~

午後 1 時54分開会

江副康成委員長

再開します。

池田利幸委員

さっき、経済部のほうのところの、ため池の崩壊分。

去年やったところも今回崩れたっていう部分で、小石委員からも御指摘をされていた部分があるんですけど、要は、去年の12月で災害査定終わった後に、工事を始めたところ、その部分、結局工事をやっても、地がなれていなくて、結局また同じところがやられたとかいう部分が……。

早くできる部分は、その部分、また考えていただきたいなって思いながら、そのお願いでもありました。

あと、ちょっと続けていいですか、4 ページ。

4 ページの部分で、上のほうから目 2 道路維持費とかの部分、全てにかかわるんですけど、今回、災害対応でされている部分と交通安全対策事業とかの部分あるんですけど、緊急対策を最初にやるのはもちろん重々承知なんですけど、あと今まで、もともと各町とか要望が上がってきている、平時の部分から上がってきている部分が結構あると思うんですよね。

計画的にどういう計画で進めていかれるのかなど、緊急対策ももちろんやらなきゃいけない、優先させなきゃいけないと。

その後の分というのが、お話を聞きよる中でも、もう2年、3年またがってきている部分が、大分あるんじゃないかなっていう気がするんですね。

その辺の考え方とやり方を、どう進められるおつもりなのかっていうのをちょっと聞かせていただければなと思っているんですけど。

大石泰之維持管理課長

維持工事、それから舗装、交通安全含めて、それぞれ地元からの要望なども上がってきております。

通常、そういった地元要望、それから交通安全対策に関しましては、交対協からの要望も上がってまいりますけれども、そのほかの職員でのパトロール時に発見したものなどを含めまして、そういった道路利用者の安全性の確保や通行を確保するために、道路環境を整備していく上で、基本的には要望順と思っておりますけれども、その中で、緊急性の高いものについては先行して実施する場合もございます。

あとは予算の範囲の中でそういったものを計画的にやっていくことを念頭に事業を進めております。

あと、必要に応じて追加の補正予算もお願いしているところでございます。

以上でございます。

池田利幸委員

御説明ありがとうございます。

この、今回4ページに上がっている部分の、道路維持費、道路舗装費、これは災害に係る分の補正っていうことでよろしいんですかね。ではないんですか。

大石泰之維持管理課長

災害に係る部分と、今申し上げました通常と言いましょうか、要望等で必要と思われる分についても補正をお願いしております。

以上です。

池田利幸委員

ありがとうございます。

災害で緊急の分は、最初にやらなければいけない部分で、予算をしっかりとっていただきながらも、平常時から、もともとと言われている部分の分を削って、後回しにはできない部分もありますので、その辺のバランスっていうのを考えてやっていただきたいなと思います。

江副康成委員長

ほかに。

小石弘和委員

ちょっと池田議員との関連ですけど維持管理課で結局、区長さんの要望とか、交対協の要望で、実際、完全に処理できるような状況にあるものか、予算関係がね。それをちょっとお聞きしたい。

ちょっと、ここで聞くのはおかしいと思うんですけど、維持管理課の平成30年度の当初予算額たいね。

そしてその中で、補正をどのくらい組まれたかと、緊急性のね。

本年度は恐らく、骨格予算であったから、骨格予算でも当初、維持管理課に結局与えられた金額を教えていただきたい。

そして、また、7月と8月に、集中豪雨の災害があつて、非常に維持管理課——私も役所に来て、維持管理課のいろんなことをお聞きしとるんですけど、災害時に朝早く出勤、夜遅くまで、その対応をされておるわけでございます。

その点の職員に対する、そういうふうな費用、それはどのようなになっているか、恐らくサービス残業というふうな形ではないと思うけど、それをきっちりと、つけていただいているものか。その点をちょっとお伺いしたいと思います。

松雪努建設部長

まず、後段の部分から、私のほうからお答えをさせていただきます。

当然、小石委員も、役所のほうにも来ていただいて、現場も見いただいているというふうには理解しておりますが、当然、そのとき私もおりましたけれども、管理職以外の一般職員につきましては、当然、超勤手当は出しております。

三澄洋文建設課参事兼スマートインターチェンジ推進室長兼維持管理課参事

2点目の現計予算、過去からの要望に対する進捗状況といいますか、積み残しの部分があるという状況なのかっていうところで質問があったと思います。

これまで、1つ例でいいますと、1工事につきましては、まず地元の要望が残っているのが正直、平成27年とか平成28年度が一部残っているところもございます。

それにつきましては、地元の調整等、境界とか、そういう同意とか、取れていない分とがありますので、そういったものがちょっと一部積み残している部分もありますけれども、大きく残っているのが平成29年度、平成30年度分が、要望に対するちょっと執行の分が今、一部残っております。

それにつきましては、今年度、平成29年度分は終わる予定で進めておりまして、平成30年度も、ちょっと一部残りますが、これにつきましては、今年度できるかどうか正直、予算の請負額とか、そういったものを含めまして、行けるか、行けないかというところだと思っております。

ですから、平成30年度が一部、令和2年度まで、ちょっと積み残しが残る部分があるかと思っておりますけれども、そういった意味では、一部がどうしても当該年度で執行できないというところは正直残っているものと理解しておるところでございます。

以上でございます。

大石泰之維持管理課長

平成30年度の当初予算とそれに対応する平成30年度の補正額でございますけれども、平成30年度維持管理課分としまして総額6億4,500万円程度の予算でございました。

それに対しまして、最終的には8億600万円ほどの予算額ということで、補正額としましては、1億6,600万円ほどの追加予算をいただいております。

主に災害復旧費などで予算がついた分もございますけれども、そのほかの道路舗装、それから維持費におきましても、それぞれ追加の補正額をいただいておりますところがございます。

以上でございます。

小石弘和委員

三澄参事が答弁されたように、まだ積み残しがあるというふうなことであるわけです。

次から次、要望等が来るとは思いますけど、一番大事なのは、やっぱり市民に応えるような工事をしていくと。

ですから、結局、6億4,500万円ぐらいでは、到底足りないわけですね。今佐賀県一ぼろ市道と言われているから、それを管理する、そういうふうな交対協の要望とか、それをすると——実際言って、管理される部長さん、もう少し、この維持管理課に対しての予算要求、恐らくこれくらいの金額で、災害があったから、何千万円の補正が組まれておると思うんですけど、一番大事な課なんです。倍ぐらいとれるような予算をお組みになったらどうですか。

松雪努建設部長

御指摘ありがとうございます。

7月の機構改革も、維持管理課が残ったという意味を私も重く受けとめて、今後も予算の獲得に向けて、私も鋭意努力していきたいというふうに考えておりますので、議員の皆様方のお力添えもよろしくお願いいたします。

小石弘和委員

今、部長答弁されましたけど、私たちもこの委員会としても、協力していきますよ。

うんと予算を計上して、市民に密着した、やはり要望事項を完遂していただきたい。そのための維持管理課のよさというところを出していただきたいなと思っております。

よろしくお願いします。

江副康成委員長

ほかに。

池田利幸委員

たしか、交通安全対策事業の工事に関しては、年2回の入札でカーブミラーとかされてい

ありがとうございます。

もう本当に皆さん地域から上がってくる要望、2年、3年たたないとできんっていう話があるので、なるべく早めに皆さんに——あとお答えを、要望いただいた方にどれぐらいでやれそうとかいうお答えをしてほしいなって。

それを聞くだけで、その要望する方々は、大分違うと思いますんで、その辺もよろしくお願いいたします。

江副康成委員長

じゃあ、要望ということで取り扱いさせていただきます。

ほかに。

伊藤克也委員

すいません、5ページの上の車の急傾斜地についてなんですが、ここに赤い丸で示していただいていますけれども、今回調査をかけるのは、この赤い丸のところを調査をされるっていうふうなことでよろしいでしょうか。

大石泰之維持管理課長

今回実施いたしますのが、この主要事項説明書に地図を上げておりますこの赤い箇所の傾斜地に対する測量調査を行うようにいたしております。

以上でございます。

伊藤克也委員

恐らく民家に近い場所かなというふうなことだと思うんですね。これに派生する左右両斜面ですね、そういったところについては特段調査をせずにしっかりとしているとか、例えば人命にかかわるようなことではないので、調査はされないとかっていうふうな、どのような判断基準をされているのでしょうか。

大石泰之維持管理課長

この上の車地区につきましては、ここに今上がっている県道沿いから右手のほうの上のちょっと団地になっているところまで含めまして、県の急傾斜地対策事業で平成7年におおよその工事は実施済みになっております。

ただ、今回新たな滑りが見つかったこの赤丸の斜面の部分だけ滑りが見つかったということで、規模的に小さいということで、県事業ではなく今回、市の事業として対応するという趣旨でございます。

以上です。

伊藤克也委員

やはり県の事業では対応できにくいというか、対応していただけないという判断ですかね。

大石泰之維持管理課長

今回の場合は範囲が限られているということで、小規模なために市の事業で対応するというでございます。

江副康成委員長

ほかにございますか。

よかですか。

内川隆則委員

午前中も話をしたわけですが、いわゆる、端を発したのは経済部長の発足から、建設部長と経済部長の境目のところで、古賀部長に話をしていたのは、私もよくわからんけど、雨漏りから出るやつについては、建設課、維持管理課でやっていくけど、それ以上、大きくなった部分については、河川に流れる大きなものについては、事業課で担当するというふうな話があったけど。

その辺の境目がよくわからんのですけれども、なぜそういうふうにしたのか。非常にわかりにくい部分であるし、悪く言えばいわゆる責任逃れで、うちじゃない、うちじゃないというふうなことで、市民を困らせるようなことにもなりかねないじゃないかというふうなこともあるし。

とにかく、私はそういうことじゃなくて、このような問題については一括、維持管理課が全て責任を持つ、というふうなことにつながるほうが、市民もわかりやすいし、そして、あなたたちが、境目がわかりにくいようなところについても困らないようにもなるだろうし、その辺をわかりやすいようにっていうよりも、そういうふうなことをなぜやったのかというふうなことをちょっと教えていただきたい。

松雪努建設部長

今の事業課の前身は下水道課でございました。当時、水道課と下水道課っていうふうに分かれておりました。

その下水道課の中で都市下水路と排水路整備、（発言する者あり）都市下水路というところで下水道課が担当しておりました。

その流れの中で今の事業課が都市下水路担当ということで、要は、雨水の大きな排水っていうところを今担当しているところでございます。

という関係で、西田川の上流部の整備というのも今事業課のほうで担当をしております。

維持管理課っていうのは、それこそ、建設課から分かれて新たにできた課でございまして、そちらの部分では側溝なり、公有水面の担当でございます。

もう一つ農林課のほうでは、農業用水の水路がございますので、そちらのほうは、公有水

ありますけれども、一定、農業用水路ということで、農林課のほうでも担当している部分
 っていうのは今実際ございます。

整理をするのにも、時間が必要だというふうに思っておりますので、ちょっとお時間をいただきたいというふうに考えているところです。

内川隆則委員

いいんですが、じゃあそれまでに、我々や市民はどういうふうにしたらいいのかというふうなことになります。どういう時間帯なのかわかりませんが。

もちろん先ほどおっしゃった縦割りの弊害じゃないんですけれども、あっちやり、こっちやりというようなところは我々も懸念をしておりますけれども。

当然、そういうところは、各課それぞれ連携をとりながら、必要なものは、それぞれ振り分けを行いながら、事業を実施していきたいというふうに考えているところです。

補助メニューとかもいろいろ、それぞれございますので、そこはその部分で切り分けをしながらやっていく必要があるのかなというふうに考えております。

いいですかね。ありませんね。（発言する者あり）

暫時休憩します。

=====

- 54 -

江副康成委員長

再開します。

内川降則委員

聞いとらん人もおろうけん改めて言うけど、7月21日と28日に2度にわたってあったというふうなことで、これは鳥栖市に限らず筑後川流域のところについては、非常にこういうことが最近発生しとるたいね。

だから、俺は昭和28年の水害以降、排水機がずらっと流域に設置されて、もう50年も60年もたっているんじゃないかと。

だから、老朽化と近代的な設備なのかというふうなことで——あるから、これは国土交通省に対して調べさせて、どうなのかというふうなことが原因の一つにあるんじゃないかと。鳥栖市の下水の配置の問題だけじゃなくて。

だからその辺からも調べて、根本的な原因を調べてやっていくというふうなことが必要ではないかと思うので、言ったわけでありまして、ぜひその辺は調査してほしいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

江副康成委員長

答弁はよろしいですか。（発言する者あり）

できる、いいですね。

佐藤晃一建設部次長兼建設課長

市内に5カ所ほど排水機場がございますけれども、どのぐらい建設年数がたっているか、今のところここではわかりませんので、ちょっと調べたいと思っております。

江副康成委員長

お願いしときます。



議案甲第42号 市道路線の廃止及び認定について

江副康成委員長

続きまして、議案甲第42号 市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。
執行部の説明を求めます。

大石泰之維持管理課長

議案甲第42号 市道路線の廃止及び認定につきまして御説明申し上げます。

市道路線の廃止及び認定につきましては、道路法第10条第3項及び同法第8条第2項の規定に基づきまして、市議会の議決を求めるものでございます。

資料は、鳥栖市議会定例会議案16ページと議案参考資料がございますが、議案参考資料に基づき説明いたしたいと思います。

今回は市道の廃止2路線で認定が11路線でございます。

では、3ページをお願いいたします。

まず、新たに認定する路線のうち、市道番号118曾根崎・飯田線につきましては、佐賀県において、味坂スマートインターチェンジへのアクセス道路の整備が進められておりますが、アクセス道路の整備により、県道の鳥栖朝倉線を市道へ所管がえするものでございます。

続きまして、4ページから12ページ目までにつきましては、10路線の認定と2路線の廃止のものでございますけれども、いずれも開発行為等に伴うものとなっております。

それぞれ新たに開発道路としてつくられた道路に対する市道認定及び新たな路線を認定したことに伴いまして廃止する路線を合わせて、それぞれのページで表示をいたしております。

以上、簡単でございますが、説明いたします。

江副康成委員長

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

小石弘和委員

これ、市道認定をしても、新しいところをよく見ますけど、結局、売り開発とか、開発したところから、要するに出て行く市道を認定しよるですたいね。

そうすると、交通需要に対して、一旦停止とか何とか、看板も何もないわけ。

そういうふうなところは要するにどこに要望すれば――維持管理課に要望すればいいわけ。

それとも一旦停止の表示をするためには、警察が指示するわけやけん、そこで事故が起きることが、多々あるわけ。こういう市道認定したところも事故が起きているわけですね。

その点はどういうふうな対応されているかなと思って、お聞きしているわけです。

大石泰之維持管理課長

まず今回の県道の分を除きまして、大半が開発に関係する分でございます。

開発行為に伴う分に関しましては、県の開発の認定の際に必要なであれば、そういう交通安全施設までの標示を求められることがございますので、県の開発認定の段階で必要な交通安全対策施設もあわせて必要な場合は、設置の指示をされておるところでございます。

もしその後で、またさらに必要な場合につきましては、現段階は交通対策協議会経由で警察に要望しているところでございます。

以上でございます。

江副康成委員長

ほかに。

いいですか。

池田利幸委員

3 ページの市道のやつ、もともと県道を市道に組み込む、これ、結構大きな道路ですよ。

3 号線から、ずっとグリーン・ロジスティクス・パークの今回、冠水したところとかの部分を全部含めて市道になるっていう、市道に全部これを取り入れる、市道に入るということは、味坂スマートインターの接道として県道が別にできるから、今回の部分はもともと大きなその県道の部分は市道に入れ込まないといけないっていう話なんですか。

三澄洋文建設課参事兼スマートインターチェンジ推進室長兼維持管理課参事

今御質問のあった分のこの路線につきましては、スマートインターチェンジが今事業化されていて、味坂スマートインターですけど、それにつながるアクセス道路が3号線の商工団地南交差点から県道として整備をされる予定になっております。

そちらのほうが将来的には鳥栖朝倉線という県道の名称になりまして、こちらについては今度、市道に移管されると。

要は新しく県道ができますから、こちらが市道に変わるということで、将来的にはなるという話になっております。

今回がこの路線、飯田町までで県境は終わっておりますけれども、これから先が小郡市の、もともと県道鳥栖朝倉線でございましたけれども、こちら市道のほうに移管されておりますので、将来的にはここも市道としてつながっていくというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

池田利幸委員

これ、市道に編入されるのはいつの予定になるんですか。

三澄洋文建設課参事兼スマートインターチェンジ推進室長兼維持管理課参事

このアクセス道路が供用した後に市道に移管と。

それまでは県道と市道が併用した形で認定されるということでございます。

池田利幸委員

ありがとうございます。

結構この道路って曾根崎の第2分団、消防団の前のゼブラゾーンの問題とか、結構いろんなことを抱えておるんですよ。

その辺まで含めて、市で、市道として入れていくっていうことなので、僕もずっと要望で

都市計画課関係議案審査

議案乙第17号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

江副康成委員長

これより、都市計画課関係議案の審査を始めます。

議案乙第17号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

それでは予算資料の8ページをお願いいたします。

令和元年度9月補正予算、都市計画課分について御説明いたします。

歳入につきまして、款16国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節3都市計画費国庫補助金210万円につきましては、本年度また再開いたします、都市計画道路見直し事業に対する国庫補助金、街路交通調査費国庫補助金210万円でございます。

続きまして、9ページのほうをお願いいたします。

歳出でございます。

款8土木費、項4都市計画費、目3街路事業費、節8報償費につきましては、都市計画道路見直し検討懇話会の委員謝金として7万2,000円を計上しております。

続きまして、節9旅費2万2,000円につきましては、都市計画道路見直し検討懇話会委員の方々の一般旅費を計上しております。

節13委託料858万円につきましては、都市計画道路見直し検討業務委託料として、858万円を計上しているところでございます。

以上、御説明でございます。よろしくお願いいたします。

江副康成委員長

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

久保山日出男委員

歳出のほうの節13の委託料ですね、この業務委託。あらかじめ業務内容、どういうことを委託されるのか、細やかに言わなくていいです。ある程度、どういうことをするということだけで。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

一番大きな仕事は当然、今度、議論をいたします都市計画道路の課題の抽出であるとか、今後の方針をどう持っていったらいいかという解析。

そうしたところとはまた別の、資料も必要になったりしてきますので、そうした作成の支援、それと懇話会の折にも、資料の印刷であるとか、そうしたものも含めて、支援業務ということで委託費として計上させていただいております。

そうしたら、もう委託先は1企業なのか、2企業なのか、3企業ぐらいに分けて委託するのか、教えてください。

基本的には1社ですることと考えております。

これまで2年間、懇話会しておりますけれども、1社のコンサルタント業者さんに委託をしてきておりました。

わかりました。

ほかに。

大体スケジュール的にはどれぐらい、日出男議員の——この委託の部分は考えておりますか。

年度内です。

こうやって、都市計画道路、手直しばかりして、金ばかりかかるような感じやけど、一方、今ようやく動き始めた萱方線の都市計画道路、あれは待てど暮らせどというような感じで進みよるが、年間どのくらいずつ国からの補助は、来よるか、おおよそでいいですよ。

暫時休憩します。

~~~~~

午後 2 時 48 分開会

江副康成委員長

再開します。

いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上で、都市計画課関係議案に対する質疑を終わります。



## 陳情協議

陳情第15号 鳥栖駅橋上改札口新設の件

江副康成委員長

続きまして、当委員会に送付されております陳情第15号 鳥栖駅橋上改札口新設の件を議題といたします。

この際協議に入ります前に、都市計画課より、この陳情に関して御説明をお願いしたいと思っております。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

先月８月20日でございます鳥栖商工センター理事長、基里地区区長会会長、藤木町区長と鳥栖地区建築士会の会長の連名により、鳥栖駅橋上改札口新設の件についてと、要望書が提出を市議会のほうにも、市長のほうにも提出をされております。

内容といたしましては、昨年断念いたしました鳥栖駅周辺整備事業の中で、我々が行いまして基本設計で、駅舎部分の費用が80億円ということで、当初の予想よりも膨らんだということで、断念に至ったと。

このことに対して、独自で設計といいますか、絵を描かれたものについては、もろもろ含めて45億円、駅舎と自由通路部分なのですが、45億円でできるということで、東側からの不便性を解消してほしいといったような内容の要望書が提出されたところでございます。

以上でございます。

江副康成委員長

この件に関して御意見がある方は、挙手の上、御発言をお願いいたします。

## 小石弘和委員

そもそもこの委員会で、この鳥栖駅橋上改札口新設の件を、陳情第15号を出す自体がもう、これは検討に値しない、はっきり。

理由として、一般質問でも市長はいろいろな観点から、今回の鳥栖駅橋上改札口の新設の要望については、まちづくりの観点から難しい、というようなことはっきり答えられているわけよ。

ですから、もうこういうふうなものが出てきた時点がおかしいというふうなことですよ。

そして、7月の機構改革の最後、都市計画課の中に鳥栖駅周辺整備推進室を残しているわけ。

今後、残しているなら、市長は、何らか腹案があって残しているかなというふうにはしか思えないわけ。

それで新たにこういうふうな陳情書が出てきても、これは扱うことはできないと思う。

去年の12月に全面的に鳥栖駅周辺整備事業は白紙撤回しているわけ。

このような要望書自体を出す、もう受け取るというふうな時点が、もう狂っている。

ですから、こういうふうなことはもう検討に値しない。私はそう思います。

以上です。

## 内川隆則委員

まず、誰が計算したか知らんけど、2億円、20億円、18億円、2億円、3億円。計45億円。

これ誰が計算してやったやつですか。

## 藤川博一建設部次長兼都市計画課長

関係者の方に事情をお伺いしたところ、連名でされてある鳥栖市建築士会の会でなのか、この会長さんの試算なのか、ちょっとそこまでは、お伺いしていませんが、そこで想定した経費ということでお伺いをしております。

## 内川隆則委員

一番ここが問題なわけよね。

こっちで試算したやつが、そのままそっくりJR側に、ないしは鉄建公団に受け入れられていくかっていうと、果たして——極めて疑問なわけだよね。

だから、そこでボタンのかけ違いが生じてきて、最初40億円が80億円、80億円が90億円というふうに膨らんでいった。

そのからくりというのが全くはわからんわけよね。だから、もうこういうふうにして、パンク状態になってしまう。

そうならば、私は、それ以上に言っているのは、もう駅と、都市計画道路といわゆる駅前



もう金もうけだけでしか走らないような状況になっているので、鳥栖市がこういうふうにして言われりや言われるほど、ばかにされて、なめられて、もう相手にされんような状態になっているというふうなことを考えると、もう鳥栖駅と駅前の道路開発とは、切り離してやったほうが、一層、急がば回れやけど、早く進んでいくんじゃないかというふうな思いがあるので、こういうやつを、根拠もないようなことをやっても、無駄ではないかというふうに思います。

市長は選挙のときに東口の利便性をやっぱり訴えてあったと思うんですよね。

だから、一体どう考えちゃったかなあと、要望者もやっぱり思っているだろうし、いや、東口の利便性は図らんばいかんと言いながら、ここは一体的な開発やけん、今回の要望書はなかなか受けられんとか、市の方針というのが全然見えてこないですね。

江副康成委員長

ちょっと暫時休憩します。

午後 2 時57分休憩



午後 3 時 1 分開会

– 63 –

再開します。

#### 久保山博幸委員

やっぱりもとの基本設計はＪＲのコンサル担当がされとって、やっぱり見積者が変わると、当然、いろんな仕様だとか、今言われた技術的なこと、特にいろんな難しい機器がもうここにはあるということで、やっぱりもう45億円でできるんじゃないですかっていう、これがひとり歩きするとちょっと問題ですよ。

だからそれはもうこの四十何億円と数字は全く当てにならんけん、その数字を幾らだけん、どうっちゅうのは検討に値しないのかなあと私は思っております。

技術的にも今言われたように、確かに1ホームに上下のエスカレーターがあるのは、これもできんような話も聞いたしですし、だから、なかなか内容的にも金額的にも、ちょっと検討するには問題がある要望書かなというふうに思っております。

#### 江副康成委員長

いいですかね、池田委員いいですか。

#### 池田利幸委員

じゃあすいません、ちょっと私もこれ、基本的には、要は、これ議会としてこれをどう取り扱うかっていう話ではあるんでしょうから、だから、まずちょっと僕も事実の確認だけ。

これ要望書の中で、新聞切り抜きで根拠みたいところで、東口要望あれば検討って青柳社長の記事とか書かれている部分とかあるんですけど、まず、現時点で、今からその話を持っていくとして、この記事、要望があれば検討をっていう部分が可能なのかなのか。

あとは、ここはＪＲですけど、県との関連性もありますでしょうし、まず交渉の土台をつくれるかどうかっていう返事ぐらいしか、できんのだろうなと思うんですけど、そのちょっと確認だけさせてください。

#### 藤川博一建設部次長兼都市計画課長

この要望書に添付されてある新聞ですけども、これ去年の12月のＪＲ九州さんの記者会見のときに取材に行かれて書かれた記事です。

このとき、ＪＲ九州の見解としては、地下道延伸、この東口というのが地下道を延伸して東口を開設するということに対する見解を言われています。

だから、今回の要望書みたいな橋上駅の改札口ではないんですよ。そこがもうずれていて、実はこの次の1月にも、ＪＲ九州さんの記者会見があっています。そのときにまた別の新聞社が取材に行かれたんですけども。

先月の記者会見では、鳥栖市から地下道延伸で東口の要望があれば検討するということをおっしゃいましたが、今も同じ考えですかということを問われています。

それに対して明確に再検討はしないということをおっしゃられております。

だから、この記事の後に、この、東口要望あれば検討ということは、J R様は否定をされています。

だからちょっとこの要望書にこの記事がついてくるとというのが、そもそもおかしいのかなと思っています。

#### **池田利幸委員**

ありがとうございます。

事実確認としても、根拠として出されている部分の資料も、正確じゃないっていうか、そういう部分で返答実施、これもう私個人になるんですけど、難しいものは一旦難しいときちんと言わなければならないのかなと思います。

ここを要望していきますとかいったら、市議会も何かできるような返事をしたじゃないかとかいう話になるんじゃないかなっていうんで、白黒の部分は1回きちんと市議会としても、できる、できないとか、そういう要望を出せる、出せんっていう部分は明確に1回お答えは、すべきだろうなと。（「あんたは、要はバツやろうもん」と呼ぶ者あり）

僕はバツです。

私はできないっていう部分でのお答えになるんだろうと思っています。

#### **江副康成委員長**

久保山日出男委員はどうお考えですか。

#### **久保山日出男委員**

私は賛成、反対っていうより、やっぱり我々出身の地元の人が言いよるけん、そうなのかなという程度でしか見ておりませんでした。

我々議会でつくったですよ、橋上駅に対する特別委員会やったかな。

あのときが43億円とか言いよったけん、ああ、そんなもんかなあと思って程度しか、今、全然わかりません。

どんながいいかなと言われれば、返答はわかりかねます。精査しきらんです、実質。

先ほど藤川次長が言われるように、J Rのいろんな関係までこっちに負担かけられてくるなら、なおさら、もっともったかかってくるだろうし。

だから、疑問がつかます。この件については、疑問がつかだけ言わしてください。

#### **江副康成委員長**

了解です。

じゃあ最後に。

#### **伊藤克也委員**

まずもってこの要望書を見てみますと、鳥栖駅橋上改札口新設の件ということで要望書が上がっております。

先ほどから東口の件について説明があったように思いますけれども、東口設置に対する要望ではないのかなというふうに思っています。

橋上駅に関しては、お金が足りないということで断念をされたわけですので、その足りないところを何とかしようという思いは皆さんに伝わっているのかなというふうに思っています。

ただ、設計上はいろんな問題があるとか、金額には恐らく問題があったりとかっていうことは皆さん議論をされていたとおりでというふうには思いますけれども、お金が足りないということで断念された橋上駅をもう一回言い直してくれという思いは十分伝わっているのではないかなというふうに思っています、私にも伝わっております。

それと昨年12月3日に全員協議会が行われた際に、市長が最後に言われたところなんですけれども、これまで鳥栖駅周辺整備にかかわってくださった佐賀県、JR九州初め、事業推進に御理解、御支援いただいた鳥栖駅周辺まちづくり検討委員会や地元地権者、市民の皆様、また長年、鳥栖駅周辺整備に期待を寄せ、お待ちくださった多くの皆様には御迷惑をおかけすることとなりますが、これから丁寧に説明をさせていただきたいと思っております。

そうですね、このとおりでというふうに思うんですね。説明は十分していかなばいかなというふうに思っておりますし、市議会に対しても、いろんな一般質問等を通じて説明はしてこられたのかなというふうに思うんですね。

その次に、なお橋上駅と自由通路による現計画については断念いたしました、駅前交差点初め、鳥栖駅周辺の課題解決策については検討しなければいけないというふうに考えておりますというふうに言われておりますが、この件について執行部はどのようにお考えなのか、またちょっと聞かせていただければというふうに思います。

#### **松雪努建設部長**

確かに、おっしゃったように、12月3日、駅前交差点などの課題解決に向けた努力を引き続き行っていきますというようなことは申されております。それは事実でございます。

今回、改めまして、私のほうでも確認をさせていただきましたが、やはり駅前交差点、それから駅広場、それにつながる駅部、これはやはり3つセットで事業化をすることが、鳥栖駅周辺の課題解決につながるものというふうな、私も理解ですし、そういうような答弁を市長もされております。

また、何度も繰り返しになりますけれども、断念時点での鳥栖市の財政状況というものは、以前から極端に変わったわけではございません。以前と同じような状況でございます。



## 藤川博一建設部次長兼都市計画課長

旧鳥栖ビル跡地の暫定活用について、この要望書につきましては、9月2日に鳥栖商工会議所より提出をいただいております。

内容といたしましては、久保山議員からも御質問いただいておりますけれども、鳥栖ビルを我々が買収した跡地、駐車場、道路挟んだ駐車場等を含めると約1,900平方メートルになりますけれども、こちらを今、仮パネル、囲いということでしております。

ここの駅前の顔でもある土地の暫定的な有効活用をすべきだということで、参考といたしまして、交流機能を備え、交流機能のようなサービス機能を充実させなさい、そのためには、広場を整備、それと基本的なインフラとして、トイレ、電気水道、これぐらいの機能は整備すべきだという要望書をいただいております。

この件に関しては、我々も今後、本当考えていくべきことであるというふうに捉えております。

以上でございます。

## 江副康成委員長

この件に関して御意見がある方は、挙手の上、御発言をお願いします。

## 久保山博幸委員

今の駅周辺の執行部のお話を聞きよったら、もう随分長期的になるのかなと思うけんが、暫定利用についても、もちろん早いほうがいいばってんが、ある程度暫定的といえども、長く使うようなことになるんやろうけんが、その辺のソフトづくりについては、時間をかけたほうがいいのかなというふうに思っております。

## 小石弘和委員

こういう暫定的な広場をつくるというようなことは、やめたほうがいい。市のやっぱり考え方が優先するんだから。

10年も20年も、そういうふうな考え方じゃないやろう。何かするような計画はあるはずじゃん。私はそう思うよ。

ですから、市の思いが、何をするというふうなことが、大体わかっとならば、暫定的な広場はしないほうがいい。私はそう思います。

## 池田利幸委員

まずちょっと確認ですけど、私、いろいろ御相談とか行きよった中で、今回、商工会議所の中富会頭から、こういう使い方をついでということで御案内いただいておりますけど、久光製菓さんからオリンピックの開催中は、あそこの周りを囲っているところに、イベントっちゃうか、オリンピックマークとか、あそこに絵を描くとか、そういう部分で、やらしてくれって

いう話がもともとあって、それをある程度了承し、もともと了承していたってというようなお話も聞くんですけど、ここでまた中富会頭から違う使い方っていう部分で要望書が出ているんですけど、それはどう捉えるのかなっちゅう部分を聞かせてもらいたいんですけど。

#### **藤川博一建設部次長兼都市計画課長**

オリンピックの実行委員会として、そういうPRをしたいということで、たまたまパネルの色も白ということで、保育園の園児さんとか、中学校の美術部、小学生の方々が描かれた絵とかを装飾したいという申し入れをいただいております。

この件に関しては、スポーツ振興課と一緒にしてお話をお伺いしております、近々そういうこともさせていただきたいと思っております。

商工会議所ともそうしたことについては、我々もお伝えはしておって、先ほど久保山委員からも御指摘あったように、活用について慎重にすべきだということもいただいております、この活用については、やはり近所に商店街もありますので、競合しないようなサービス機能を備えたものにすべきだろうということで、そうした地元との協議等も商工会議所の御協力もお願いしますねということはお伝えした中で、こういった要望書が出てきております。

ほぼ中身としては、我々が商工会議所とも下打ち合わせしていたような内容ではあるんで。ただ、そういった地元との協議にオリンピックが終わるまでの1年間ぐらい、慎重にちょっと、協議であるとか仕組みをつくったらいいかというお話しは必要なのかなと思っていましたので、この時間のうちに、我々もこの活用について、考えさせていただく猶予をいただいたというふうに、ちょっと勝手に捉えさせていただいております。

#### **池田利幸委員**

今、御説明もらったように、もともとそういう話もあるように、そこも踏まえて、議会からの返答を返すときも、そこを踏まえとかんと、どっちみち、もう使い道は——もともと申請もらって、ある程度許可している部分もあるので、そこをどう考えて議会からの返答等するのかっていうところは、ちょっと注意して返答は考えていかんのじゃないかなと思っております。

#### **江副康成委員長**

すいません、池田委員からの今の質問に対してはもう端的に許可っていうか、その方向で、やるという形という答弁だったんですかね。（発言する者あり）

暫時休憩します。

**午後 3 時41分休憩**





け——ちょうどいいような感じで、マークつければというふうな話をされよったばってん。

それは、あくまでも今の状態でという話でのオリンピックマークかと思ったら、今話すると、もう、本格的にどっかにパネルを張って、そして、空き地利用をそういうふうにしてからやっていくというふうになれば、もうそれは暫定的というよりも固定的になってしまうような感じになってしまいやせんか。

#### **松雪努建設部長**

先ほど小石委員からもございました、そこは恒久的なのか暫定的なのかっていうところだろうと思っておりますけれども、我々といましては、やはりまずは暫定的な活用という方向で、何ができるのか、その暫定的活用の協議をしていく中で、やはりここは、恒久的なものにする必要があるのではないかとかいうようなことが出てくれば、そこはまた御協議をさせていただきたいというふうに思っております。

まずは、暫定的な活用に向けた協議をスタートさせていきたいというような思いでございます。

#### **小石弘和委員**

今の言い方は、この鳥栖ビル跡地の暫定的な活用方法を今度は検討するっちゅうわけたい。（「まずはですね」と呼ぶ者あり）

暫定的にや。そうしたら、結局、それが決まれば、暫定的な方法がとられたら、それしかずっといかんって。

例えば今言う、オリンピックのPRは1年ぐらいかかるから、結局執行部で、担当課で何をどうするんだというふうなことは、同時に遂行していく、そしてその後、恒久的なものをつくるというふうなことまで1年ぐらいでできろもん。私はそう思います。

#### **藤川博一建設部次長兼都市計画課長**

基本的に我々、鳥栖ビル跡地をなぜ買収したかと。当然、駅前広場であるとか、交差点の改良に資するためという思いで買収させていただいております。

今でこそ本当、財政的な問題で断念もしておりまして、手はつけられない状態でありますけれども、いずれやはりやっていくべき事業だと思っております。

ただ、それまでの間を暫定と言いますけれども、割と長期的な暫定でございますんで、感覚の違いかなっていうのはちょっと感じます。

#### **久保山日出男委員**

暫定的っちゅうて、期限を設けんね。オリンピックならオリンピックでいいけん。オリンピック1年でしょ。

それまでとか、期限を設けているのであれば、小石さんが今心配される問題も解消される

んじゃないですかね。

以上です。

#### **松雪努建設部長**

すいません、ちょっと説明が不足しております。

久保山委員おっしゃっているように、オリンピックの期間、オリンピックが終わるまでの間については、そういうパネルを使ったポスターの掲示っていうものを行っていくと。

そのポスター期間、多分、今から1年ちょっとぐらいになると思うんですけども、その期間を使って暫定的な利用についてもあわせて協議をしていくということで、そのポスター掲示が終わった後にどういう使い方をしていくのかっていうのを今からスタートさせますと。

ですから、その後に、どういう暫定の使い方をしていくのかっていうのを、今後検討させていただくというようなところでございます。

先ほど、藤川が言いましたように暫定の期間、おっしゃるように暫定の期間がちょっと私も、多分長くなるというふうには思っておりますので、そのあたりで、それに耐え得るような暫定的な利用というような形で考えているところです。

#### **伊藤克也委員**

私も、あそこを購入した大きな目的は何かっていうことは忘れることなく、暫定的な利用方法を模索していただければというふうに思っております。

よろしくお願いいたします。

#### **江副康成委員長**

ほかは。

陳情者にちょっと返すというのが、今回の今議論してもらったところなものですから。

ただ、暫定的な言葉もいろいろあるんでしょうけれども、する、しないという形でも2つにぱちっとわけて、1つの総意っていうのは、なかなかとれないのかなと思うので、両論併記っちゃうか、そういったところでまとめさせて、こういう意見もあったというところでもいいでしょうかね。

#### **伊藤克也委員**

今回の要望はあくまでも商工会議所が一緒のテーブルで協議をしましょうという要望的な内容だというふうに思いますので、それについて、いいか悪いかだというふうに私は思っていますので、協議することに対しては何の問題もないのかなというふうに思っていますが。

#### **池田利幸委員**

私も同意で、協議することに、陳情に対して、だめですっていう意見はないと思うんですよ。（発言する者あり）

江副康成委員長

だからそう言いながらも、最終的に、アスタリスクのところに、暫定的活用に関して当所との協議の場を設け——ということは暫定の活用自体よろしくないというような御意見もあるわけやから。

両方の意味も含めて、将来のまちづくりを設計に合ったところで恒久的に考えんといかんという当初の意見もあるから、なかなかその部分は幾ら言葉でしたって、なかなか折り合いがつかんだらうなというところでございまして。

よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

この件に関しまして、終わりましたので、以上で陳情協議を終わります。

ssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssss

江副康成委員長

これもちまして本日の委員会を散会いたします。

午後 3 時 52 分散会



令和元年 9 月 18 日（水）



## 1 出席委員氏名

|      |       |       |        |
|------|-------|-------|--------|
| 委員長  | 江副 康成 |       |        |
| 副委員長 | 伊藤 克也 |       |        |
| 委員   | 小石 弘和 | 内川 隆則 | 久保山日出男 |
|      | 久保山博幸 | 池田 利幸 |        |

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明のため出席した者の職氏名

|                       |       |
|-----------------------|-------|
| 経済部長兼上下水道局長           | 古賀 達也 |
| 商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長 | 古沢 修  |
| 商工振興課長補佐兼商工観光労政係長     | 樋本 太郎 |
| 経済部次長兼農林課長            | 松隈 久雄 |
| 農業委員会事務局長             | 倉地 信夫 |

|                  |       |
|------------------|-------|
| 上下水道局次長兼管理課長     | 高尾 浩伸 |
| 上下水道局管理課総務係長     | 小森 敏幸 |
| 上下水道局管理課長補佐兼業務係長 | 小川 智裕 |
| 上下水道局事業課長        | 日吉 和裕 |

|                             |       |
|-----------------------------|-------|
| 建設部長                        | 松雪 努  |
| 建設部次長兼建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長 | 佐藤 晃一 |
| 維持管理課長                      | 大石 泰之 |
| 建設部次長兼都市計画課長                | 藤川 博一 |
| 国道・交通対策課長                   | 中内 利和 |

## 4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事 古賀 隆介

## 5 審査日程

現地視察

丸尾川災害復旧工事箇所（立石町）

前川・轟木川排水機場（真木町）

若宮井堰改修工事箇所（真木町）

報 告（上下水道局）

上下水道局職員による不祥事（架空発注等）についての報告書

〔報告、質疑〕

自由討議

議案審査

議案甲第38号 鳥栖市森林環境譲与税基金条例

議案甲第42号 市道路線の廃止及び認定について

議案乙第17号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

〔総括、採決〕

## 6 傍聴者

4人

## 7 その他

な し



自 午前10時

## 現地視察

丸尾川災害復旧工事箇所（立石町）

前川・轟木川排水機場（真木町）

若宮井堰改修工事箇所（真木町）

至 午前11時40分

~~~~~

午後 1 時10分開会

江副康成委員長

ただいまより、本日の建設経済常任委員会を開きます。

報 告（上下水道局）

上下水道局職員による不祥事（架空発注等）についての報告書

江副康成委員長

初めに、上下水道局へ報告を求めておりました件につきまして、報告をお願いいたします。

古賀達也經濟部長兼上下水道局長

それでは、上下水道局職員による不祥事（架空発注等）についての報告書について、という部分でございます。

資料につきましては、タブレットをごらんいただきたいというふうに思っております。

江副康成委員長

ちょっと暫時休憩します。

午後 1 時11分休憩

高尾浩伸上下水道局次長兼管理課長

J Vですので、両方でやっていただいています。

池田利幸委員

それで、本来であれば、J Vの頭は栗山さんだから、栗山さんにこのお金が行くはずだったのを、坂口組さんにその工事の関係で回したっていうことですね。（発言する者あり）

江副康成委員長

ちょっと最後まで質問させてください。

どうぞ続けてください。

池田利幸委員

いや、今お尋ねの最後だったので、ちょっと確認を。

古賀達也経済部長兼上下水道局長

J Vにつきましては、収支比率の多い栗山建設のほうが協議の窓口にはなっております。

実際に何らかの形で工事をお願いするのは、当時の次長の考えでは坂口組に何らかの形で行うというような形を思っていたということでお話をしているところでございます。

以上でございます。

池田利幸委員

それでは、栗山建設も基本的には、お金が、市が肩がわりするっていうことは、もちろん知っていたっていう話の中で、このお金の渡し方がどうなるかっていうことを知らなかったっていうことでよろしいんですかね。

古賀達也経済部長兼上下水道局長

栗山建設のほうに市のほうで一部補填するというような申し出をしております。

その中で、何らかの形で坂口組に行ってもらうようになると、というふうにその時伝えていたということでございます。

以上でございます。

池田利幸委員

そうしたら、今回の場合で、マツコーに対してお金の支払いをするときには坂口組からもと渡す予定になっていたんですか、J Vとして渡す話ですね。

江副康成委員長

暫時休憩します。

午後 1 時16分休憩

午後 1 時16分開会

再開します。

とりあえず私、一旦質問これでいいです。

これはもともと、関係のないポイントであるわけですね。これは成富牧男議員が一般質問でされたことであって。

執行部にお聞きしますが、なぜ栗山建設が坂口組に聞かなかったのか、結局、この答えは成富牧男議員はもう了承しているわけですか。

成富議員のほうにも、こういう聞き取りを行って、こういう事情でしたという部分の趣旨についてはお話をしております。

以上でございます。

じゃあもう結局、成富議員がもうこれで一般質問した分であれば、私たちがとやかくこれに対して言う筋合いもない、もともと委員会に報告するというふうなことで結局了承をしたわけでしょう。

この文言で、要するに成富議員はいいって言うなら私たちはとやかく言う筋合いはないわけです。

以上です。

ほかに。

今回のこの報告書っていうのは今言われるように、成富議員の一般質問での回答をきょうされているわけですが、この報告書を見ると、今までより一歩進んだ、我々が知らなかった事実があるわけですね。

給食センター、それから農地法違反に関しては、第三者委員会も入って検証されたんですが、今回は今、内部調査の段階だけということで。

これ議会報告会のときも以前、鳥栖だったかな、やっぱり市民の皆様から、この架空発注の重大性っちゅうのをきつく申されまして、これは徹底的にやって解明してもらわないかんよ、というふうな市民の意見もあるんですが。

ずっと私は今回の問題は、架空発注したっていう部分と、その前の部分、何で次長が——事の重大性というのはわかって、そういう手続を当然してあると思うんですけども。

給食センターのときも思ったんですが、いわゆる業者がいて、設計監理者がおるわけですよ。

給食センターのときも思ったんですが、設計監理者の姿が……、今回も話に上がってくるのは栗山、坂口、ジョイントベンチャーと、株式会社マツコー、それに市の次長の名前で。

この東京設計というところがどういう働きをしてきたのかなと。その業務のあり方がそもそも問題があるから、こういう大きな問題にまで——ちゃんと設計監理者として、いや業者間のトラブルには関わりませんよって、何かそういうふうな設計事務所のスタンスみたいですが、その業務のあり方、責任のとり方っていうかな。そもそもそこに問題がある、必要以上に市の職員が立ち入ってしまったと。

そういう環境自体が、そもそも問題があるんじゃないかと思うと、これもうちょっと、その辺のそもそものところから検証していかないと、また同じことを繰り返してしまうんじゃないかなと思ひまして。

私は、もう少し第三者的な検証ですね、進めていくべきじゃないかなというふうに思っているんですが、いかがでしょうか。

江副康成委員長

皆さんにちょっと意見もらった後にまた取り上げます。

ほかにございませんか。ありませんか。いいですか。

内川隆則委員

今、小石議員が言ったように一般質問で成富議員が言ったことに対して、委員会の中で、事後報告いたしますというふうなことが、きょうの結果だろうというふうに、小石議員が言ったとおりであると思うわけです。

だから、これはこれとして整理をして、今言われるような新たな問題として、別に根本的な話から蒸し返してやるとすれば、そういうテーブルっていうのは、きょうつくるべきなのかどうなのかということは、あると思うけん、その辺の議論の整理をせんと、話が अच्छ 飛び、こっち飛びになっちゃ、もういつまでたったっちゃ、どげな議論になっちゃいさっぱりわからん話やけん。

委員長そこはきちっとしてくれんね。

江副康成委員長

はい、じゃあ私のほうからちょっと、特にいいですか、副委員長とか。

今の報告を見ますと前回6月24日に報告書がございまして、その最後の部分、栗山建設は、架空発注により補償額が支払われることを知らなかったと述べ、関与職員Aも同業者へは株式会社坂口組へ架空発注で補償額を支払うことは説明していないことを確認しているということを、結局覆すというか、相反するような感じに私は聞こえるんですけども、そのあたりはどうなるんですかね。

というのは、先ほど池田委員の質問の中で、関与職員Aは栗山建設のほうに、一部補償の申し出をしたというようなお話の答弁がありましたよね。

そのあたりの整合性はどうなるんですか。

古賀達也経済部長兼上下水道局長

栗山建設に市のほうが一部補償をするという申し出をしたときに、今回確認したのは、坂口組になると思うというのを栗山建設も伝えていたということで、実際に架空発注を行ったのが坂口組に対して、お願いをしているというところで栗山建設が坂口組にお金を支払われるというのを知らなかったのではないかとということで、なぜ、栗山建設は坂口組に聞かなかったのかというところで質問があったというふうに考えております。

そういった点で、そういう市のほうが一部補償をするという申し出をしたときに、やり方については、具体的にはわからないけれども、坂口組を通して行うということで、栗山建設は何らかの形で補償の一部が坂口組に支払われると、市のほうから支払われるというのは申し入れのときに理解していたということで、新たな事実の発生ではなくて、その坂口組と栗山建設の関係のところで、報告書にうたっていない部分のところの確認っていうか、部分であったかというふうに思っております。

以上でございます。

江副康成委員長

それとあと、今の報告の中で、結構抽象的っていうか、僕わかんないんですけど。

上のほう、なぜ栗山建設は坂口組に聞かなかったのかのところ、当時の次長によると栗山建設はやり方は具体的にはわからないが、別工事などで坂口組を通して行うことになると思うと話していたと。

何を行うことになると思っていたのかというところは明確にちょっと。

古賀達也経済部長兼上下水道局長

これにつきましては、鳥栖市のほうで一部補償する旨を約束しております。

一部補償することを坂口組を通して行うことになると思うと話していたところでござい

す。

以上でございます。

江副康成委員長

わかりました。

報告に対する質疑というか、わかんないところの具体的なところはいいですか。ほかはないですかね。

〔発言する者なし〕

報告に対してはこれで一応終わりますて、さっき久保山博幸議員から提案があった部分ですね。

その部分の整理をさせてもらいたいと思うんですけども。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

午後 1 時27分休憩

午後 1 時 27 分開会

江副康成委員長

再開します。

以上で報告に対する質疑は終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後 1 時27分休憩

~~~~~

午後 1 時34分開会

江副康成委員長

再開します。

## 自由討議

### 江副康成委員長

これより委員間での自由討議を行います。

今回付託された議案を含め委員間で協議したいことがございましたら、御発言をお願いいたします。

ただし、正確な会議録作成のため、発言の際は必ず委員長の指名を受けてからマイクのスィッチを入れて御発言いただくようお願いいたします。

いかがですか。

〔発言する者なし〕

なければ、先ほどの件をちょっとテーマにしたいなと思うので、もう一回、博幸議員済みません、お願いいたします。

### 久保山博幸委員

先ほど申しましたように、また同じ轍を踏んでしまったのかなと、給食センターのとき。

だから、自分の経験から言うと、鳥栖市の建設課の話ばってん、やっぱり結構厳しかったんですよ。

よその自治体から見ても鳥栖市の建設課はせからしかもんねっちゅうぐらい、やっぱり厳しかったですね。

例えば、こういうケースみたいなことになったら、やっぱり地元の設計事務所としたら、それはもう厳しく追及されたはずです。

やっぱり業者間のトラブルとか、そういうのもそれはもう設計の一環やろうもんと。

きちんと工期までに終わらせるのが、発注者と施工者の間に入るのが、やっぱり設計事務所、調整役やけんが。その辺がうまく機能しとらんとやなかろうかなあと。

だから業者間のトラブルには自分たちはタッチしない、とかいうふうにコメントされよるにも聞いたばってん、その辺の調整がやっぱりなかったから市の職員さんがそれ以上のことまで、本来はすべきでないところまで立ち入ってしまっって、調整に当たったとか、だからそこが見えんとですよ。

だから、その辺を少しはっきりせんと、なかなか市の体質がやっぱり改善されていかんのじゃないかなと。

だから、今回が初めてじゃなけんですよ、給食センターもあったけんですよ。



やっぱり、大体業者間の関係も含めて、今どういう状態にあるのか。市民の税金を使って物事を進めるわけやけんが、もうちょっと強く、その辺をきちんとすべきところ、言うべきところは、業者に対してですね。

だからそれはもう、施工業者にしても設計業者にしても、もうちょっと、何で——強く発注者側としての意見を言われていないような感じがして、その辺のあり方をやっぱり第三者的にこの際、検証すべきじゃないのかなというふうに思うんですけども。

#### **江副康成委員長**

すいません、第三者的にというのは、第三者委員会を設けたじゃないですか。

そういうような形も考えたらということですか。（「そうです」と呼ぶ者あり）

ほかにといいますか、よかったら、関連した形で意見を言ってもらいとありがたいんですけど。

#### **久保山日出男委員**

私のほうも久保山博幸議員さんおっしゃるように、職員さんと——執行部だけ、内々でも何が解決されたような状態で、我々議員にも何も伝わっていない部分が多いので、今久保山さんがおっしゃったような関係は、第三者といいますかね、そういうのを開くのはいいんじゃないか、そこできちんとしたほうが市民には安堵感を与えるんじゃないかなと私は思います。

そういうふうなところをどうか考えていかれたらいいんじゃないかなと私は思っております。

#### **伊藤克也委員**

すいません、私もちょっと久保山博幸委員にちょっとお聞きしたいというか、わからない部分がありますので、お聞きしたいんですが。設計者の姿が見えないっていうふうにおっしゃられて、給食センターについてもそのとおりで、今回もそのような形ではないのかということで、設計者がそういう施工業者であるとか、建設業であつたりとかっていうふうなところをきちっと調整する役割もあわせて、業者が持っているっていうことに対して、そこに鳥栖市の建設課の職員がどのように絡んでいるのかっていうことの検証が、第三者委員会をつくる上で、つくってその仕組みをもっと検証する必要があるのではないかなというふうな捉え方でよろしいわけですか。

#### **久保山博幸委員**

例えば、今回の場合は下地処理が工事範囲、見積書に含まれていなかったことを次長が負い目に感じた。

だからその辺の、なぜ見積書に含んでいなかったのか、だから見積書をつくるのは専門業

者だと思うんですね。

じゃあ、何でそれに含まれていなかったのを次長が負い目に感じて奔走せんばいかんのかと。

その辺の——いや、本当に負い目に感じるのは私だったら設計者じゃないかなと、それが原因で今回のトラブルが発生したとすればですよ。

いや、設計者が、自分が設計上それを含んでおらんやったけんが現場がこういうふうに混乱してしまったとすれば、やっぱり設計者が負い目に感じるべきところ、何で次長が負い目に感じてしまわんばいかんとやったのかなと。その辺がはっきりせんとですね。

#### **伊藤克也委員**

次長の個人的な思い——何でそういうふうなことに至ったのかということを追求するっていうか、仮に第三者委員会を立ち上げて、そこのいきさつっていうか、追求するっていうことが次長が負い目を感じて反省を含めて、みずから申し出て、今回、こういった事案がわかったわけですね。

そういうところを考えると、隠し事はないのかなというふうに私は思うわけですね。

だからあくまでも次長がこういった事態に至ったことを第三者委員会でこれ以上、仮にそこを求めたとしても出てくることはないのかな。

おっしゃったように、これまでも業者間のそういったやりとりの中で、何らかの形でやっぱり今回——給食センターも含めて、おっしゃるように、業者間のやりとりの中で、やり方として問題があるということであれば、そこはしっかり検証してもいいのかなっていうふうに思います。

個人的にはそのような考えでいます。

#### **江副康成委員長**

確認の意味で私から。

結局、業者間と市との間合いっちゃうか、そっちのほうの適正な部分が適正になっているかどうかというのであればいいけど、個人的に次長のほうだったらあまり意味ないんじゃないかということよろしいんですね。

ほかにございますか。

だから、もともと博幸議員が言われたところの冒頭の部分の趣旨であれば、検討の余地はあるということよろしいんですね。

#### **池田利幸委員**

私も久保山博幸議員が言われたように、業者間と市との距離感っていうか、その部分は疑問を持っている部分がありまして、今回の部分でも、当時の次長が、ずっと言われたのが、

これ以上の工期が延びることを恐れた——水の供給をおくらせることを恐れたっていう答弁、何回もあったんですよ。

だから肩がわりしてでも早く進めなきゃいけない。

けど、当時の次長じゃないですけど、今回8カ月ぐらい、下の空気のポンプでおくれるんですよ。

となってきたら、その工事期間の延長より今回の工事延長が長いんですよ。

その辺との整合性っていうのも、全く僕には見えない部分がありまして、その辺まで踏まえて、本当におくらせる——そこの工事がどうもめていて、工期延長でできないって言われたのかっていう部分が全く見えない話なんですよ。

今までずっと報告書もらっている中でも、その辺は1回きれいに整理すべきではないのかと。それを整理しとかなないと、また同じようなことが、ほかであったときに、原因追求にはならないのかなと思って、そこの部分は1回きれいに整理したほうがいいとは私も思っております。

ちょっと、いろいろ後からの執行部の説明とかとも、当時は、4カ月、6カ月で、もう本当にやばいって言って、やりましたってなるけど、今回の部分は大丈夫なのかとかいう部分もありますし、1回きれいに整理すべきだと思います。

#### **江副康成委員長**

まさしく今回、前澤工業やったですかね——が延びて、何かあればその責任で、延ばしてくださいという話やったですよ。

同じことを考えたら、結局、先ほどJVの責任でっていう形でねっていう話になりますもんね。（発言する者あり）

そうですね。何で対応が違ったのかということですね。

ほかに、どうですか。

なければ、第三者委員会を設置する、あるいはそれに合わせて委員会の所管内調査じゃないですけど、何かそういった形もしたほうがいいんじゃないかという意見が多いような気がするんですが、いかがですかね。

#### **内川隆則委員**

第三者委員会をまた設置する。

#### **江副康成委員長**

というような意見もあるけど、設置するにしても、結局お金も要ることだし、当然。

その辺は、はい、できますっていう話にはならんかもしれんけど、そういう検討はしたほうがいいんじゃないかという話だと思います。

内川隆則委員

ちよつとね、休憩してもらいたかばってん。

江副康成委員長

暫時休憩します。

午後 1 時46分休憩

~~~~~

午後 1 時58分開会

江副康成委員長

再開します。

以上で自由討議を終わります。

執行部準備のため、暫時休憩します。

午後 1 時58分休憩

~~~~~

午後 2 時 10 分開会

江副康成委員長

再開します。

~~~~~

総括

江副康成委員長

これより総括を行います。

議案に対する質疑は終了しておりますが、総括的に御意見御要望があれば御発言をお願い

いいですか。

それでは総括を終わります。

~~~~~

江副康成委員長

これより採決を行います。

~~~~~

江副康成委員長

議案乙第17号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算(第3号)についてお諮りいたします。

本件中、建設経済常任委員会に付託された関係分につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

御異議なしと認めます。よって本件中、建設経済常任委員会に付託された関係分は原案のとおり可決されました。

~~~~~

江副康成委員長

続きまして、議案甲第38号 鳥栖市森林環境譲与税基金条例についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

– 91 –

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。



## 議案甲第42号 市道路線の廃止及び認定について

江副康成委員長

続きまして、議案甲第42号 市道路線の廃止及び認定についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。



江副康成委員長

以上で、当委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。

本日、議決した本案に対する委員長報告の作成等につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よってそのように決しました。



江副康成委員長

以上で、全ての日程が終了いたしました。

これもちまして建設経済常任委員会を閉会いたします。

午後 2 時 13 分散会

令和元年 9 月 30 日（月）





## 1 出席委員氏名

委員 長 江副 康成

副委員長 伊藤 克也

委員 小石 弘和 内川 隆則 久保山日出男

久保山博幸 池田 利幸

## 2 欠席委員氏名

な し

## 3 説明のため出席した者の職氏名

経 済 部 長 兼 上 下 水 道 局 長 古賀 達也

商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長 古沢 修

商工振興課参事兼新産業集積エリア事業推進室参事 向井 道宣

商工振興課長補佐兼商工観光労政係長 樋本 太郎

商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進担当係長 三橋 秀成

商工振興課新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進係長 能富 繁和

経 済 部 次 長 兼 農 林 課 長 松隈 久雄

農 林 課 参 事 成富 光祐

農 林 課 長 補 佐 兼 農 政 係 長 佐藤 正己

農 林 課 農 村 整 備 係 長 中垣 秀隆

農 業 委 員 会 事 務 局 長 倉地 信夫

農 業 委 員 会 事 務 局 農 業 振 興 係 長 久保山智博

上 下 水 道 局 次 長 兼 管 理 課 長 高尾 浩伸

上 下 水 道 局 管 理 課 総 務 係 長 小森 敏幸

上 下 水 道 局 管 理 課 長 補 佐 兼 業 務 係 長 小川 智裕

上 下 水 道 局 事 業 課 長 日吉 和裕

上 下 水 道 局 事 業 課 浄 水 場 長 平塚 俊範

上 下 水 道 局 事 業 課 水 道 事 業 係 長 桑形 伸

上下水道局事業課長補佐兼浄水・水質係長 松雪 秀雄

上下水道局事業課長補佐兼下水道事業係長 中牟田 恒

建設部長 松雪 努

建設部次長兼建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長 佐藤 晃一

維持管理課長 大石 泰之

国道・交通対策課長 中内 利和

## 4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事 古賀 隆介

## 5 審査日程

審査日程の決定

農林課、農業委員会事務局関係議案審査

議案乙第25号 平成30年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

商工振興課関係議案審査、報告

議案乙第25号 平成30年度鳥栖市一般会計決算認定について

議案乙第29号 平成30年度都鳥栖市産業団地造成特別会計決算認定について

報告第6号 継続費精算報告書について

〔説明、質疑〕

上下水道局関係議案審査

議案乙第20号 平成30年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について

議案乙第21号 平成30年度鳥栖市水道事業会計決算認定について

議案乙第22号 平成30年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分について

議案乙第23号 平成30年度鳥栖市下水道事業会計決算認定について

議案乙第25号 平成30年度鳥栖市一般会計決算認定について

議案乙第28号 平成30年度鳥栖市農業集落排水特別会計決算認定について

6 傍聴者

1人

7 その他

なし

午前11時33分開会

江副康成委員長

ただいまから、建設経済常任委員会を開会いたします。

~~~~~

審査日程の決定

江副康成委員長

これより委員会の審査日程についてお諮りいたします。

あらかじめ正副委員長で協議しました日程案をお手元にお配りしております。

付託議案の次に、審査日程ということで、本日９月30日、日程決めの後、議案審査として経済部農林課、農業委員会事務局、商工振興課、上下水道局関係議案ですね。

そして次のページ、あす10月1日火曜日、建設部関係、建設課、維持管理課、都市計画課、国道・交通対策課及び議会報告会で出された意見、要望について委員間協議ということを提案いたします。

なお、10月2日は予備日でございます。

そして10月3日木曜日が現地視察、自由討議、総括、採決という日程を考えているところ
でございます。

引き続き、現地視察について副委員長から説明をお願いします。

伊藤克也副委員長

現地視察につきましては、今のところ、希望等について出ておりませんので、もし委員のほうで、どちらか現地視察、こういったところ行きたいということがあれば、お聞きをしたいと思いますが、いかがでしょうか。（発言する者あり）

ありがとうございます。

そうしたら、一応決算ということなので、もし決算の審議中に、こういったところは見ておくべきだとか、見ておいたほうがいいということがもしあれば、またその時点で検討させていただければというふうに思いますので、今のところは、3日目、現地視察はとりあえず様子を見るっていうことで、自由討議、総括、採決というふうに進めさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

江副康成委員長

以上の審査日程でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

審査日程につきましては、以上のとおり決定いたしました。

それでは、付託議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩いたします。

午前11時36分休憩

午前11時40分開会

江副康成委員長

再開いたします。

農林課、農業委員会事務局関係議案審査

議案乙第25号 平成30年度鳥栖市一般会計決算認定について

江副康成委員長

これより経済部関係議案の審査を行います。

農林課及び農業委員会事務局関係議案の審査を始めます。

議案乙第25号 平成30年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古賀達也經濟部長兼上下水道局長

おはようございます。

審査に先立ちまして、御挨拶と事業の概要について申し上げます。

平成30年度の経済部、上下水道局の決算の委員会の審査に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

経済部は農林課、商工振興課、農業委員会事務局の3課でそれぞれの担当部署の業務を行

っております。

また、上下水道局につきましては、管理課、事業課の２つの課で水道事業及び下水道事業、農業集落排水事業の業務を行っております。

日ごろより江副委員長、伊藤副委員長初め、各委員の皆様の御理解と御支援を賜り、各課の業務遂行ができていることに対し、改めましてこの場をおかりいたしまして、厚く御礼を申し上げます。

最初に経済部のうち、農業委員会事務局及び農林課関係の決算概要について一括して御説明を申し上げます。

まずは農業委員会事務局でございますけれども、平成30年度の事務執行に際しましては、事務局職員５名で事務の執行に当たってまいりました。

決算概要につきましては、一般会計の農林水産業費のうち、農業委員会事務局関係分といたしまして、予算現額6,233万3,000円、支出済額6,225万4,862円、不用額７万8,138円、執行率99.9%となっております。

平成30度に取り組みました主な事業といたしましては、農業委員会の運営のほか、農用地を担い手に集積するための農地利用適正化業務に取り組み、それぞれに成果を上げてきたところでございます。

次に、農林課分の決算概要につきまして御説明を申し上げます。

平成30年度の事務執行に際しましては、農林課職員12名で業務の執行に当たっております。

決算概要につきましては、一般会計、農林水産業費のうち、農林課関係分といたしましては、予算現額５億733万1,000円、支出済額４億9,115万2,729円、翌年度繰越額1,179万3,000円、不用額438万5,271円、執行率96.8%でございました。

災害復旧費のうち、農林課関係分といたしましては、予算現額２億1,792万円、支出済額3,256万5,240円、翌年度繰越額１億3,381万5,000円、不用額5,153万7,960円、執行率14.9%となっております。

平成30年度に取り組みました主な事業といたしましては、さが園芸農業者育成対策事業、農業次世代人材投資事業、筑後川下流土地改良事業、県営経営体育成基盤整備事業、滞在型農園施設等改修工事事業などを推進し、それぞれに成果を上げてきたところでございます。

事業の主な内容につきましては、農業委員会、農林課の順で続けて、それぞれ担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げ、概要説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

倉地信夫農業委員会事務局長

それでは、平成30年度鳥栖市歳入歳出決算の農業委員会事務局、農林課関係について決算書に基づき御説明いたします。

まず、歳入の主なものについて御説明いたします。

決算書の65、66ページをお願いいたします。

それでは、款16県支出金、項2県補助金、目4農林水産費県補助金、節1農業費県補助金のうち、主なものについて御説明いたします。

まず、備考欄1項目めの記載にあります農業委員会交付金は、農業委員11名分、農地利用最適化推進員15名分の手当及び職員5名分の人件費に対する県からの交付金でございます。

続きまして、備考欄2項目めに記載の農地利用最適化交付金は、農用地を担い手に集約し、農地利用の最適化を促進するため、農業委員、農地利用最適化推進委員の活動実績及び成果実績に対する交付金でございます。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

同じく65、66ページをお願いいたします。

節1農業費県補助金のうち主なものについて御説明いたします。

まず、備考欄7項目めに記載の多面的機能支払補助金は、農地の多面的機能の維持増進を図るため、共同して取り組む地域活動や農地水路等の質的向上に資する活動に対する補助金でございます。

続きまして、中山間地域等直接支払交付金、中山間地域などの農業生産条件が不利な地域におきまして、5年以上農業を続けることを約束した地域集落の農業者に対する国、県からの交付金でございます。

次に備考欄3項目、下に記載のさが園芸農業者育成対策事業補助金は、所得向上に向けた収量、品質の向上や低コスト化、規模拡大など、収益性の高い園芸農業を確立するために、農業生産法人や農業者が組織する団体等が行う機械施設等の整備に対する補助金でございます。

次に、経営所得安定対策等推進事業補助金は、鳥栖市農業再生協議会が行います経営所得安定対策の推進、作物の生産振興、米の需給調整の推進や、地域農業の振興などを目的として行う事業に必要となる経費に対する補助金でございます。

次に、農村地域防災減災事業補助金は、全国一斉ため池点検の結果、水防警戒が必要な神山、荻野ため池、国泰寺第1、第2ため池のハザードマップ作成等業務に対する補助金でございます。

続きまして、67、68ページをお願いいたします。

1項目めの農業次世代人材投資資金事業補助金は、45歳未満の青年が新規に就農した場合

に、就農から5年以内の経営が不安定な時期の所得を確保するために一定条件のもと1人当たり年間150万円、夫婦の場合は225万円を県から交付されるもので、4名の方に給付を行っております。

次に、節2 林業費県補助金のふるさとの森林づくり事業補助金は荒廃した森林6.97ヘクタールの侵入竹伐採の経費に対する補助金でございます。詳しくは歳出のほうで説明をいたします。

続きまして、69、70ページをお願いいたします。

款16県支出金、項3 委託金、目3 農林水産業費県委託金、節1 農業費委託金の河内防災ダム管理委託金は河内ダムを維持管理する経費に対する県からの委託金でございます。こちら、後ほど歳出で説明いたします。

続きまして、83、84ページをお願いいたします。

款21諸収入、項6 雑入、目4 雑入、節4 雑入の農林水産業雑入につきましては、主なものとしまして、備考欄で農林水産業雑入の4項目めに記載の筑後川下流用水事業助成交付金は、佐賀揚水機場建設などに伴う負担金に対する償還額の一部助成でございます。

次に、6項目めに記載の市民の森ネーミングライツ料は、鳥栖市民の森のスポンサー企業であります。コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社から平成30年度のネーミングライツ料でございます。これも、主要施策のほうで、後で詳しく説明をいたします。

続きまして、87、88ページをお願いいたします。

款22市債、項1 市債、目3 農林水産業債、節1 農業債の県営水利施設整備事業は、経営かんがい排水事業南部地区に伴う起債でございます。

次の県営経営体育成基盤整備事業は、県が行う下野地区の経営体基盤整備事業に伴う起債でございます。

次に、県営防災ダム改修事業は県が行う河内ダムの改修工事に伴う起債でございます。

次に、滞在型農園施設等改修事業は、滞在型農園施設の大規模改修工事に伴う起債でございます。

以上、歳入についての説明を終わります。

倉地信夫農業委員会事務局長

続きまして、歳出の主なものについて御説明いたします。

決算書の165、166ページをお願いいたします。

款6 農林水産業費、項1 農業費、目1 農業委員会費の主なものについて御説明いたします。

節1 報酬の農業委員等報酬は、農業委員11名分農地利用最適化推進委員15名、合わせて26名分の報酬でございます。

報酬額が前年度より増額になっている経緯については、歳入で御説明しましたとおり、農用地を担い手に集約し、農地利用の適正化を促進するための活動実績及び成果実績に対する農地利用最適化交付金を活動した農業委員、農地利用最適化推進委員に報酬として加算し、支出していることによるものです。

次に、節 2 給料から、次ページの167、168ページの節 4 共済費までは農業委員会事務局職員 5 名分の給料等でございます。

次に、節 9 旅費の費用弁償は、農業委員、農地利用最適化推進委員の研修旅費及び定例農業委員会の出席委員に対する出席費用弁償でございます。

以上で、農業委員会事務局関係の説明を終わります。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

同じく167、168ページをお願いいたします。

款 6 農林水産業費、項 1 農業費、目 2 農業総務費の主なものについて御説明いたします。

節 2 給料から節 4 共済費までは、農林課職員11名分の給料等でございます。

節13委託料の備考欄 2 項目めの生産組合員連絡調整等業務委託料は、生産組合長が農政関係印刷物の配布や各種調査及び農家意向の取りまとめなどを行っていただくための委託料でございます。

次に169、170ページをお願いいたします。

目 3 農業振興費の主なものについて御説明いたします。

備考欄 3 項目めに記載のさが園芸農業者育成対策事業費補助金は、農業の担い手となる農業者に対し所得向上に向けた収量品質の向上や低コスト化、規模拡大など、収益性の高い農業園芸を確立するため、機械、施設等の整備に必要な経費に対する補助金でございます。

次に、備考欄下から 2 項目めに記載の農業次世代人材育成投資資金は45歳未満の新規就農者 4 名に対して交付する給付金でございます。

次に、備考欄最後に記載の中山間地域等直接支払交付金は、中山間地域において農地の保全と農業生産の維持を図るための神辺、河内、牛原地区の農業者に対する交付金でございます。

続きまして、171、172ページをお願いいたします。

目 5 農業生産基盤整備費の主なものについて御説明いたします。

節13委託料の測量設計委託料は、真木町の若宮井堰改修のための測量設計業務に要した経費でございます。

次に、節19負担金、補助及び交付金のうち、主なものとしましては、備考欄の 1 項目めに記載のかんがい排水事業推進負担金は、県営かんがい排水事業で施工された施設の維持管理

に要する経費を鳥栖市土地改良区に負担するものでございます。

次に、備考欄 3 項目に記載の県営水利施設整備事業（鳥栖南部地区）負担金は、県営かんがい排水事業の幸津、轟木、真木地区の農業用排水施設の整備を行う県営事業の負担金でございます。

主要施策の49ページをお願いいたします。

事業年度の施工について記載をいたしてありまして、平成30年度は管水路40メートルの施工となっております。

続きまして、また決算書のほうをお願いいたします。

備考欄 4 項目めに記載の県営経営体育成基盤整備事業負担金は、下野地区の県営事業に対して負担するものでございます。

主要施策の50ページをお願いいたします。

平成30年度の事業は測量試験等に対する負担でございます。

続きまして、備考欄の 8 項目めに記載の筑後川下流用水事業負担金は水資源機構が施工しました佐賀揚水機場等の施設建設業の一部を、平成10年度から令和 4 年度までの25年償還で負担するものでございます。

続いて、備考欄 9 項目めに記載の藤木揚水機場経費負担金は、取水変更に伴う揚水経費を土地改良区に対して負担するものでございます。

次に、備考欄中11項目めに記載の小規模土地改良事業補助金は揚水施設改修のため、7 件の改修工事に對し補助するものでございます。

次に、備考欄最後の多面的機能支払補助金は、農業者と地域住民等が連携して行う農地農業用水等の保全管理に要する経費を支援するため、市内12の活動組織に補助を行ったものでございます。

続きまして、173、174ページをお願いいたします。

目 6 農村整備費、節28繰出金は、農業集落排水特別会計への繰出金でございます。

目 7 農地等保全管理費の主なものについて御説明いたします。

節 4 共済費、節 7 賃金につきましては、河内ダム囑託職員 1 名分の社会保険料、雇用保険料、賃金及び夏場に開設しております河内河川プールの監視員 5 名分の賃金でございます。

節13委託料のうち、備考欄 2 項目めの測量調査委託料は神山ため池ほか、3 池のハザードマップ作成等業務委託でございます。

次に、備考欄 5 項目めに記載の河内ダム施設管理委託料は、河内防災ダム事務所等の機械警備業務や、ダム管理システムの保守点検業務など施設管理に要する経費でございます。

次に、備考欄に記載の河内河川プール施設管理業務委託料は、河川プール周辺の草刈り等

及びトイレ浄化槽点検清掃業務に要する経費でございます。

続きまして、175、176ページをお願いいたします。

節15工事請負費、備考欄の河内河川プール整備工事費は、河川プール遊歩道、駐車場のり面修繕及びトイレ修繕工事でございます。

節17公有財産購入費、河内河川プール駐車場用地購入費は、河川プール用の駐車場として隣接地を購入したものでございます。

節19負担金、補助及び交付金のうち、備考欄1項目めに記載の県営防災ダム改修工事負担金は、県が平成27年度から令和元年まで行います5年間での河内ダムの改修工事を行う市の負担金でございます。

目8米需給調整総合対策費、節19負担金、補助及び交付金の備考欄1項目めに記載の経営所得安定対策等事業費補助金は、経営所得安定対策の推進事業費として鳥栖市農業再生協議会への補助金でございます。

次に、目9農業研修施設費、節11需用費の備考欄3項目めの修繕料は、地域休養施設及び滞在型農園施設の修繕料でございます。

次に、節13委託料の備考欄1項目めの工事監理委託料は、滞在型農園施設大規模改修工事に伴う工事監理業務委託料でございます。

主要施策の53ページをお願いいたします。

平成元年度及び平成6年建設の施設の老朽化のための改修工事を行ったものでございます。

また、決算書のほうをお願いいたします。

備考欄3項目めに記載の滞在型農園施設等指定管理料は、とりごえ温泉栖の宿等の指定管理料の年間分の経費でございます。

こちらについても主要施策の52ページのほうに利用者等について記載をいたしております。よろしく申し上げます。

また、決算書のほうに戻っていただきまして、節15工事請負費の滞在型農園施設等改修工事費は、老朽化した滞在型農園施設等の屋根、外壁、浴室、トイレ、連絡通路などを改修したものでございまして、これにつきましても主要施策の53ページのほうに詳細を記載いたしております。

また、決算書の177、178ページをお願いいたします。

節18備品購入費の施設用備品購入費は、滞在型農園施設に対する備品でございます。

続きまして、項2林業費の主なものについて御説明いたします。

目1林業総務費、節2給料から節4共済費までは農林課職員の林務を担当しております1名分の給料等でございます。

再開します。

これより質疑を行います。

池田利幸委員

歳入歳出決算書の170ページです。農業振興費の備考の部分の下から2番目です。農業次世代人材投資資金525万円。

この部分で、今回、手続のミスがあったという話を聞いております。

まず、その何のミスがあったのか御説明いただけますでしょうか。

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

農業次世代人材育成投資資金に係る部分で、昨年度、新たに就農されました農業者に係る交付金の開始日を、本来は新規就農者であると認定要件を満たされました、平成30年11月29日とするところを、その方が就農開始されました平成30年7月1日としてしまいました。

それで実際の交付金150万円につきましては、交付要件を満たされた11月29日以降の12月25日に交付しておりますので、交付自体の決算額150万円については、全然問題ないんですけれども、今年度2年目の交付金の申請をされたときに、こちらのほうで事務処理のミスが判明いたしまして、2年目の支給日の本来の開始日が令和元年11月29日っていうところが判明いたしましたので、2年目の支給についてちょっとお待ちいただいているという状況でございます。

以上でございます。

池田利幸委員

その部分で、今待っている部分っていうので、やっぱりそこを投資に充てて、もともと使ってしまったっていう部分で、生活費が足りないっていう部分が今回発生しているようでございます。

そこで生活するためのお金を調達するためにアルバイトとかして、お金を工面するっていう相談の中で、それもできないっていうふうな話をされていますけれども、その辺の内容を教えてくださいませんか。

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

人材投資資金を受給されている方につきましては、農業に従事していただくっていうことを基本にしておりますので、農業以外の職業に恒常的に従事されるっていうことは、片手間に農業に従事することになってはいけないという国からの指導要領みたいなものがありますので、その部分で、アルバイトについてはちょっと遠慮してくださいというふうに言っているところがございます。

その中で、一部認められる分といたしましては、例えば先進農家さんに教えを乞うような

形で農作業のお手伝い等されたときに、手間賃をいただくとか、そういった部分については、国のほうの指導は認められているところでございます。

しかしながらアルバイト等が恒常的になってしまうということで、農作業に影響を及ぼすということになりますので、遠慮していただくように指導しているところでございます。

池田利幸委員

そうなってくると御自身で基本的に収入得るためのアルバイトっていうか、そういうのを探すことがなかなか難しい状況であろうと思いますので、そこをしっかりと農林課のほうでフォローしながら、そういう賃金といいますか、お金の工面ができる対策っていうのは、申請書類は職員も一緒に携わってつくられているっていうふうに聞いていますので、その部分の責任っていうのは、しっかり持って行っていただきたいと思います。

今後そういうことを起こさないための対策としては、どうされるおつもりでしょうか。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

今回、こういうミスをしてしましまして申しわけないと思っております。

基本的にはその方についてフォローという形になりますけれども、現在の状況等については確認するように、本人さんとも連絡を取りながら今やっているところでございます。

今回、ミスが起きた原因としましては、思い込みというところが一番大きなところですが、それについて書類上、間違いを起こさないためには、きちんと、開始日でいつ支給するというのを、本人さんとこちらのほうで別資料という形になりますけれども、そういうミスがないように、この時期にこのお金を出すという形の書類を整理していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

池田利幸委員

もっとしっかりと個人の方々、生活がかかっていますので、よろしくお願いいたします。

今後ないように、よろしくお願いいたします。

江副康成委員長

ほかに。

久保山日出男委員

歳出のほうでよかですかね、172ページ。

多面的機能支払補助金、たしかさつき12地区って言われたかな。ちょっとだけ地区を教えていただければ。

地区別で、鳥栖地区はどことか、田代地区はどことか、あれば。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

町名について申し上げます。

酒井東町、水屋町、飯田町、山浦町、原古賀町、平田町、立石町、江島町、幸津町、三島町、真木町、柚比町で12集落でございます。

以上でございます。

久保山日出男委員

ありがとうございました。

それでは、174ページの、先ほどため池の3カ所、4カ所ですかね、この測量委託料のところ。

この支払い等については、それぞれ、ため池であるのか、4カ所च्छゅうのか。

それとも先ほどちらっと聞きよって、違うみたいな感じだったっけん、それについて答えてください。

それとよろしければ178ページ、これ見れば備品関係はソファ、厨房等と書いてありますので、ある程度分けたら、金額がわかれば、大まかで結構ですが。

その2点をお願いしたいと思います。

中垣秀隆農林課農村整備係長

まずハザードマップの作成につきまして、お答えします。

ハザードマップの作成につきましては、神山、荻野、国泰寺第1第2、計4カ所のため池を一括して1つの業務として発注しております。

以上になります。

江副康成委員長

いいですか。

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

施設用備品購入につきまして御説明いたします。

滞在型農園施設の木質ボイラー一式645万円。

それから、テニスコート用の審判台2台、コートベンチ4台で28万8,000円。

滞在型農園施設にあります冷凍冷蔵庫の樹脂用ベースという冷蔵庫の下に敷くベースっていう機器が6万3,000円でございます。

あと、滞在型農園施設改修に伴いましてテレビ15台で合計55万8,000円。

滞在型農園施設の厨房にあります食器洗浄機82万7,000円。

それとあと、滞在型農園施設等に置いておりますソファ、客室用の湯飲みとかを入れるローボードという、ちょっとテレビも載せられるような台を15台、くつ箱3台、ロッカー4台の合計で179万円でございます。

久保山日出男委員

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

久保山日出男委員

ありがとうございました。

小石弘和委員

全て明細、金額を。

江副康成委員長

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）（「議会が終わる前に、提出をいたします」と呼ぶ者あり）

ほかに。

内川隆則委員

坪いくらで貸しちやっとなですか。

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

ちょっと申しわけございません、お待ちください。

江副康成委員長

暫時休憩します。

午後 1 時20分休憩

~~~~~

午後 1 時20分開会

江副康成委員長

再開します。



**佐藤正己農林課長補佐兼農政係長**

土地につきましては、面積2,106平方メートルと438平方メートルの2筆を購入しております。合計2,544平米になっております。

それで……（「単価」と呼ぶ者あり）失礼いたします。

お試し移住の分と3筆で、鑑定をいただいている分の単価で4,968円でございます。（「平米やろうもん」と呼ぶ者あり）

1平米当たり4,968円で購入しております。

**江副康成委員長**

いいですか。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

ほかにございますか。

**久保山博幸委員**

176ページの農園用地借上料。

これは市民農園の畑の分ということですか。

**佐藤正己農林課長補佐兼農政係長**

ふれあい農園を借りております。

滞在型農園施設用のふれあい農園の分の借上料でございます。

**久保山博幸委員**

今の利用状況っていうか、何グループの方が——何件と言ったらいいんですかね、今、ふれあい農園を借りて作業されているのか教えてください。

**佐藤正己農林課長補佐兼農政係長**

平成30年度は30名の方が借りてあるというふうに聞いております。

**久保山博幸委員**

今年度、滞在型農園施設もリニューアルして、そもそも、これができた趣旨っていうのが農村との交流っていうか、ここに滞在しながら、理想は、滞在しながら農業活動っちゃうか、それを通して都市と農村の交流というふうな意味合いがあったと思うんですが、またこの時期、リニューアルして、活性化のために、実際の農地、農園活動、そのあたりは今委託されている中で、どういうふうなPRっていうか、実際活性化させるための新たな試みっていうのはあるんでしょうか。

**佐藤正己農林課長補佐兼農政係長**

まず農林課のほうに電話で貸し農園等ありませんかという問い合わせがあったときには、必ずふれあい農園のほうを紹介しております。

それで今回、改修をさせていただく中で滞在型農園施設に農園がありますので、今後、例

えば市内の子どもクラブであるとか、そういったところが農業体験とかをしていただくような形で取り組んでいきたいということも含めて、改修とかをしたところでございますので、今後、少しずつ、子どもクラブであるとか、そういったところは使用料の減免という制度を設けましたので、そういったアピールをしながら活用をふやしていきたいというふうに考えております。

#### **久保山博幸委員**

今のお話を聞くと、メニューをつくって、例えば子どもクラブにそういう案内च्छゅうかな、使用料も含めてこういう体験ができますよとか、そういうPRをされたら——実際そういう情報っていうのは、なかなか子どもクラブなんかにもまずないと思うんですよね。

だから、子どもクラブは子どもクラブで、いろんな行事を年間考えていく中で、そういうメニューもありますよっていう情報発信をされるべきじゃないかなというふうに意見として申し上げます。

#### **江副康成委員長**

ほかにございませんか。

#### **伊藤克也委員**

すいません176ページ。

先ほどの内川議員とちょっと関連するんですけども、駐車場に関して、これだけ整備をされて、御迷惑をおかけするようなことがなかったのか、もうこれで十分駐車場スペースとしては確保ができたのか、それとも、これでもまだ不十分であったのかっていうことがまず1点ですね。

それと、その上に河内河川プール整備工事費としてトイレとか歩道等を整備されたということで説明がありましたけれども、その整備については、今後また、ほかのところにも予定としてあるものなのか、それとも一定程度、平成30年度で整備については終了したのかを教えてくださいというふうに思います。

#### **松隈久雄経済部次長兼農林課長**

駐車場の件でございますけれども、基本的には30台ほどの駐車スペースになっておりまして、路駐については、その部分で大分減ったかというふうに思っておりますけれども、やはり、夏の一番多いときには、路駐をされている方もおるというふうに聞いておりますので、なるべく案内するときには市民の森の前のところにもありますので、そちらのほうを利用いただくよということなので地元の方に迷惑がかからないような対応をちょっとプール監視員等にはお願いしているところでございます。

2点目の改修についてでございますけれども、やはり施設については、一定程度ちょっと



再開します。

商工振興課關係議案審查、報告

これより商工振興課関係議案の審査を始めます。

初めに、議案乙第25号 平成30年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。  
執行部の説明を求めます。

それでは、商工振興課分の決算概要についてまず御説明いたします。

平成30年度事務執行に際しましては、商工振興課職員14名で事務の執行に当たっております。

決算概要につきましては、一般会計の分でございますけれども、労働費につきまして、予算現額8,630万9,000円、支出済額8,630万8,560円、不要額440円、執行率99.9%となっております。

商工費につきましては、予算現額 6 億 2,748 万 8,000 円、支出済額 6 億 2,090 万 1,722 円、翌年度繰越額 444 万円、不用額 214 万 6,278 円、執行率 98.9%となっております。

主な事業いたしましては、企業誘致推進事業、観光振興事業、商工振興対策事業、勤労者福利厚生対策事業、そして明治維新150年記念事業などを推進してきたところでございます。

主な内容につきましては、担当から御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

次に、産業団地造成特別会計につきましては、予算現額20億9,079万1,000円、支出済額1億4,623万2,194円、翌年度繰越額9,073万6,000円、不用額18億5,382万2,806円、執行率6.9%となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

それでは、平成30年度歳入歳出決算、一般会計商工振興課関係分の主なものについて御説

明いたします。

なお、金額については省かせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは決算書、67、68ページをお願いいたします。

歳入でございます。

目5 商工費県補助金につきましては、幕末から明治の本市の主要産業及び偉人等の顕彰事業に対する県からの明治維新150年記念佐賀維新交付金でございます。

また、歳出のほうでこのことについては御説明申し上げます。

次に、決算書の75、76ページをお願いいたします。

款21 諸収入、項3 貸付金元利収入につきましては、制度融資といたしまして、市内各金融機関に預託いたしました元金等となっております。

続きまして、歳出の主なものについて御説明いたします。

決算書、飛びまして、165、166ページをお願いいたします。

款5 労働費、節21 貸付金につきましては、勤労者福利厚生資金貸付預託金及び労働金庫融資預託金といたしまして、市内の勤労者の福利厚生や生活の安定を図るために、労働金庫へ預託したものでございます。

決算書179ページ、180ページをお願いいたします。

款7 商工費、目1 商工総務費、節2 給料から節4 共済費につきましては、部長及び商工振興課職員14名分の人件費でございます。

次のページ、181ページ、182ページをお願いいたします。

あわせてましてタブレットになりますけれども、主要施策の成果56ページをごらん下さい。

ふるさと・しごと創生推進事業といたしまして、佐賀県中小企業診断協会に委託して事業を実施しておりますサンメッセ鳥栖の1階に開設をしております、主に創業希望者や、創業後間もない創業者、それから、中小企業の経営者などへの支援や助言などを行っております。平成30年度の相談件数は411件、そのほか、各種セミナーや、講座などを開催しております。

すいません、決算書に戻っていただきまして、節15 工事請負費につきましては、西部工業団地の歩道に支障しておりました木の根、これの撤去及び歩道の改修工事を行ったものでございます。

節19 負担金、補助及び交付金につきましてはですけれども、備考欄上から5つ目の企業立地奨励金につきましては、タブレットのほうになりますが、主要施策の成果57ページをお願いいたします。

これにつきましては、本市と進出協定を締結しております事業所、これの新設や増設に対

しまして、3年間奨励金を交付するものでございます。

平成30年度はごらんのとおり、5件の交付を行っておるところでございます。

主要施策の成果、タブレットですね、次のページ、58ページをお願いいたします。

環境保全等奨励金につきましては、これ流通業務団地でございますけれども、G L Pに進出された企業の緑地整備に対しまして、緑地1平方メートルあたり2,000円の奨励金を交付するものでございます。

平成30年度は1件、交付を行っておるところでございます。

同じくタブレット、主要施策の成果59ページをお願いいたします。

雇用奨励金につきましてはですけれども、新たに市民を雇用した進出企業に対しまして、新規従業員1名につき20万円を交付するものでございます。

平成30年度につきましては、フレスポ鳥栖2階にございます住信S B I ネット銀行株式会社とS B I ビジネスサポート株式会社。それから、商工団地にございます昭栄化学工業株式会社。この3件に対して交付を行っております。

決算書のほうに戻っていただきまして、決算書183、184ページをお願いいたします。

節21貸付金につきましては、市内の中小企業の経営安定を図るため、市小口資金制度融資などの原資といたしまして、佐賀東信用組合を初め、市内金融機関及び商工中金に預託したものでございます。

節22補償、補填及び賠償金につきましては、タブレットになりますけれども、よろしいでしょうか。主要施策の成果60ページ。

市中小企業小口資金融資保証料といたしまして、平成30年度の貸付件数でございますけれども、79件、貸付額は3億7,265万8,000円に対します保証料を補填したものでございます。

決算書183、184ページのほう戻っていただきまして、節28繰出金につきましては、産業団地造成特別会計の繰出金となっております。

決算書、次のページをお願いいたします。185、186ページでございます。

節15工事請負費に関しましては、沼川河川プールのプールの底、底盤の改修及び取水口、水の取り出し口ですね。そちらの改修工事が主なものでございます。

節19負担金、補助及び交付金ですけれども、タブレットのほうをお願いいたします。主要施策の成果61ページになります。

歳入でふれましたけれども、明治維新150年を記念いたしまして開催をされました肥前さが幕末維新博覧会にあわせまして、本市でも、鳥栖市の偉人・偉業を顕彰する事業を行っております。

幕末から明治期の本市の代表的な産業でございます薬、はぜろう、それから鉄道に焦点を

当てまして、今日の鳥栖市の礎を築きました人や技、そして、その志を未来につなげるため顕彰事業を実施いたしております。

主な事業といたしましては、150年前の鳥栖の産業や偉人などの歴史を未来へ継承していくため、子供たちにもわかりやすく作成をいたしました鳥栖市の歴史の副読本。こちらの作成及び配布、それから、そのほか、記念イベントやシンポジウム、顕彰事業などを開催したところでございます。

次に、主要施策の成果、タブレット62ページをごらんください。

観光イベント推進補助金といたしまして、鳥栖山笠、まつり鳥栖、長崎街道まつり、弥生まつりなどのイベントを開催いたします観光協会に対して交付したものでございます。

タブレット、主要施策の成果63ページをごらんください。

観光コンベンション事業補助金につきましては、本市の観光PRや来訪者へのおもてなし、観光のためのチラシやパンフレットの作成、祭りや観光イベントの開催など、本市の観光振興になっております観光コンベンション協会の運営補助として交付をしたものでございます。

以上、商工振興課関係分の平成30年度一般会計決算の主なものを御説明いたしました。

御審議のほどよろしく願いをいたします。

#### **江副康成委員長**

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。どなたかありませんか。

#### **池田利幸委員**

主要施策成果説明書の61ページ、明治維新150周年記念事業で、効果として多くの市民に鳥栖市の発展の礎を築いた幕末維新期の歴史について見解を深めていただいたほか、さまざまなイベントを通じて、市内外から誘客することができたという効果を御報告いただいております。

いろいろ事業内容をしていただいているんですけど、当初、立ち上げるときの目標としていたものから、この成果として実際にどうだったのかなっていう、達成度っていうか、どうだったのかなっていう部分をちょっとお聞かせ願いたいなと思うんですけども。

#### **向井道宣商工振興課参事兼新産業集積エリア事業推進室参事**

ありがとうございます。

当初、幕末維新博覧会の鳥栖のサテライト場所として、くすり博物館を設定させていただいております。

1年間の目標来所者数を上回る方においでいただいております、数字をちょっと忘れてしまっているんですけども、2万……。

後で正確な数字はお持ちしますけれども、サテライトの目標人数自体はクリアしております

す。

**池田利幸委員**

ありがとうございます。

平成30年度中、いろんなお話を聞かせていただきながら、新産業集積エリアの件とかで、皆さん人手が足りないって言われていた部分でも、踏ん張っていただいているのかなってところで、最初、目標とされた部分を超えられているっていう御報告をいただいたので、大変それはありがたいなと思っております。

以上です。

**江副康成委員長**

ほかに。

**伊藤克也委員**

主要事項説明書の56ページで、たしか、以前新しい働き方改革っていうことの内容で、テレワークが開設をされておったと思うんですけども、このテレワークについては、現在どのような形になっているのか教えていただければと思います。

**古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長**

テレワークセンターにつきましては、鳥栖市の本通町のほうに、ちょうどニパチの隣あたりに開設をされておりました。

今年度が事業最終年度、5年目の期間満了の年となるんですけども、5年間の計画期間のですね。

昨年度まで営業されて本年度、5月の中旬をもちまして、営業拠点の集約をされておられます。

ですから、本通町のほうには事務所としては、現在はない状態でございますけれども、事業のほうは継続して今年度までテレワークセンターを運営されてあった事業所のほうに委託を行って、セミナー等を開催していただく予定にしております。

以上でございます。

**伊藤克也委員**

集約をされたということで、ごめんなさい、こういった形で集約をされたのか、もう少し教えていただければありがたいんですが。

**樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長**

御質問にお答えさせていただきます。

さがんみらいテレワークセンターを運営いたしますパソナテックさんっていうところが業績悪化に伴いまして、営業拠点が全国幾つかありますけれども、エンジニア事業に注力をす



るというところで、佐賀の営業所、福岡のほうに統合すると聞き及んでおります。

それと、パソナテックの親会社に当たるパソナさん、こちらのほうが地方創生事業から撤退をなさった関係で、そういったものも1つの理由として、鳥栖市から事務所を撤退されたというふうに聞き及んでいるところでございます。

以上でございます。

#### **伊藤克也委員**

ありがとうございます。

多少残念な結果っていうか、思うように効果が上がらなかったのかなという思いがあるんですけれども、一応5年間の事業期間が終わったということで、理解をさせていただきました。

以上です。

#### **江副康成委員長**

ほかに。

#### **小石弘和委員**

ちょっとわからない点を教えてください。184ページの観光地等管理委託料。これ、どこに342万8,360円支払っているのか、それから186ページのコンベンション等開催補助金、観光イベント推進補助金、それから観光コンベンション事業補助金、これ、どこにどう支払っているのかというようなことを教えていただきたいと思います。

それから、筑後川花火大会補助金。これ、いつから始まって、70万円も払う必要があるかなというふうなことも思うけど、その点ちょっと、お答えできればと思うんですけど。

#### **江副康成委員長**

いいですか、5点。

#### **樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長**

御質問にお答えさせていただきます。

まず、観光イベント推進補助金、それから、観光コンベンション事業補助金、それからコンベンション等開催補助金の支払い先ですかね、そちらについて御説明させていただきます。

まず、観光イベント推進補助金につきましては、こちらは鳥栖観光コンベンション協会様のほうに委託した、まつり鳥栖ですとか、また、長崎街道まつり、それからとす弥生まつり、そういったものについてのイベントを行っていただくための補助金でございます。

下の観光コンベンション事業補助金につきましては、鳥栖市の観光コンベンション協会の運営のほうに支払う補助金でございます、こちら、観光コンベンション協会のほうに支払っております。

そして、コンベンション等開催補助金、こちらについては、スポーツとか文化イベント、それから研究、そういったものを鳥栖市のホテル等を御利用いただいた場合に、補助金として、そういう団体に支給させていただくものでございます。

それから筑後川花火大会でございますが、こちらが平成18年に会場を——1カ所で前、花火をやっていたんですが、ちょっと交通混雑等で危険だというふうな警察等の要望がありまして、2カ所で開催をするということになったときに、鳥栖市の下野地区のほうで開催することになりましたものですから、鳥栖市も参加を打診されて、本市も一緒に共催という形で入らせていただいているところでございます。

金額の多寡につきましては、70万円という金額がどうかという御質問でございましたけれども、事業費そのものが、金額でいきますと7,300万円ほどで、久留米さんとか2,000万円強の負担をされておりますので、参加規模、参加者数が本市が3,000人、久留米市さんのほうは四十何万人ですけれども、その規模からすると、妥当な数字かと我々は考えております。

以上でございます。

#### **古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長**

最初に御質問をいただきました184ページの観光地等管理委託料についてでございますけれども、主な観光施設がございますが、その中の四阿屋遊泳場、これ夏の期間だけ開設をしておりますけれども、この管理業務委託を四阿屋会のほうに、それから御手洗の滝キャンプ場、これも夏場に開設をしておりますけれども、これを立石町のほうに。それから、沼川河川プールにあわせて、御手洗の滝キャンプ場周辺の草刈り、清掃業務についても立石町のほう。それから、九千部山頂、それにつきましては、河内町のほうに委託をしております。それから杓子ヶ峰へこちらに関しましては、神辺町のほうに。愛宕山の草刈り、清掃等に関しまして、柚比町のほうに。それから、各観光施設がございますトイレ等の清掃につきましては、サンビルサービスセンターさんのほうに委託をしているところでございます。

以上でございます。

#### **池田利幸委員**

すいません、186ページの節15工事請負費の部分で災害復旧工事。

予備費から充用っていう部分があると思います。これちょっと具体的に何をされたのか御説明いただけますか。

#### **古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長**

これは昨年7月の豪雨の際に被害が発生いたしました城山でございますけれども、そこに筑紫館跡がございますけれども、いわゆる筑紫神社ですね。筑紫神社の参道の部分が災害を受けまして、その分の復旧工事を行っております。

ほかに。

関連だけど、その筑紫神社は、もともと筑紫神社とは言わんとすもんね。

樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長

小石弘和委員

結局、これを肩がわりして、なぜ行ったのかというふうなことで、やっぱりそういうときには文化庁の許可が要るわけですね。

それ、いただいたかどうかを私ちょっと確認しているわけです。

すいません、文化庁の許可をその改修工事の際に得たかどうかというのは、ちょっと今わかりませんけれども、確認をさせていただいてお知らせをしたいと思います。

よろしいですか。委員会中ですね。（「後でよか」と呼ぶ者あり）

ほかには。

〔発言する者なし〕

いいですね。

それでは、本案に対する質疑を終わります。

~~~~~

江副康成委員長

続きまして、議案乙第29号 平成30年度鳥栖市産業団地造成特別会計決算認定について及び報告第6号 継続費精算報告書についてを一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

それでは、平成30年度産業団地造成特別会計歳入歳出決算の主なものについて御説明いたします。

なお、金額については省かせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは決算書315ページ、316ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款1 県支出金につきましては、新産業集積エリア整備事業に伴います佐賀県の負担金でございます。

款3 繰入金につきましては、先ほど一般会計で御説明をいたしました一般会計からの繰入金でございます。

款6 市債につきましては、新産業集積エリア整備事業に係る起債でございます。

次のページ、317、318ページをお願いいたします。

歳出でございます。

それから、あわせましてタブレット、主要施策の成果の108ページでございます。

新産業集積エリア整備事業におけます平成30年度の主な事業内容といたしましては、修正設計と、工事用地購入でございます。

修正設計に関しましては、これまで開発区域約27ヘクタール、全体を一括造成するというところで実施設計を行っておりました。

しかしながら、早期の分譲等に向けまして、部分的かつ段階的な造成方法について検討するため、修正設計を行ったものでございます。

次に、用地購入費に関しましてですけれども、平成30年度地権者2名と契約を行ったものでございます。

取得面積は4,449.18平方メートル、取得の筆数といたしましては10筆、うち農地が7筆でございまして、農地に関しましては、農地転用許可を条件といたします仮登記を設定する適正な方法で処理しているところでございます。

これによりまして、開発区域に占めます用地取得率は、約97%となっております。

決算書のほうに戻っていただきまして、款2 公債費に関しましてですけれども、これにつきましては、西部第二工業団地造成事業及び新産業集積エリア整備事業に伴います地方債の元金と利子の償還金となっております。

次に、継続費精算報告書について御報告をしたいと思います。

タブレットのほうにデータが入っていると思います。

継続費精算報告書について御報告をいたします。

新産業集積エリア整備事業におけます造成に伴う工事請負費、これに関しましては当初、平成28年度から5年間、平成32年度までの5年間、総額44億2,690万1,000円の継続費を設定しておりました。

約44億円の継続費を設定しておりましたが、平成32年度までの工事完了が困難となったことから、継続費を変更いたしまして、平成30年度末で継続費を一旦終了させております。

終了後の全体計画といたしましては、この精算報告書のほう、左側になりますけれども、全体計画といたしましては、平成28年度から29年度、それから平成30年度はゼロでございますけれども、この3年間の総額が18億8,490万1,000円でございます。

その右横でございますけれども、実績といたしましては、造成に必要な盛り土材の搬入路、これ2カ所の整備工事を行っております。平成29年度に整備工事を行っております。

これに伴います工事費3,875万6,880円が支出済みとなっているところでございます。

なお、今後、用地買収等が完了しまして工事着手に一定のめどがたちました時点で、再度、継続費につきましては、計上をさせていただくということになるかと思います。

以上は継続費精算の報告についてでございます。

最後に、農地法違反状態の是正について御報告をいたしたいと思います。

委員会資料のほうをごらんいただきたいと思います。

参考資料、新産業集積エリア整備事業における農地法違反状態の是正についてというものでございます。

まず、1番目に書いておりますけれども、農地法違反状態となっている現状がございます。

農地法の第5条、これに農地転用の許可がございますけれども、これを受けずに、地権者個人から鳥栖市のほうに所有権を移転、登記を行っております。

それにつきまして、是正する方法といたしまして、2番目になりますけれども、2つの方法をお示しをして、協議、検討を行ってまいりました。

1つ目の方法としていたしましては、登記を戻し仮登記を設定する方法、2つ目の方法といたしましては、登記を戻さずに農地転用の申請をして受け付けていただく方法、3番目に書いておりますけれども、是正方法の検討といたしまして、①登記を戻し仮登記を設定する方法につきましてでございますけれども、その場合に必要となりますのが、登記をもとに戻すということに当たりまして、現在、土地売買契約を登記をした方とは締結をしております

けれども、その方々との土地売買契約を一旦解除するという事への合意が必要となってまいります。

それを行った上で仮登記設定の新たな契約を結ぶという事になりまして、農地転用許可などの諸手続が調わなかった場合には、土地代金を返還することなどの条件をつけた上での合意が必要となってまいります。

検討の結果につきましては、これまで一般質問での御答弁でも申し上げておりますけれども、契約から約2年から3年経過をしておることもありまして、既に土地代金については消費されてあると。

それから、土地代金の返還ということが条件となる仮登記の設定について、合意ができない方、それと、土地売買契当時交渉が難航した方等がおられますので、全ての方からの合意を得るというのは極めて困難というふうに考えております。そうなった場合に、事業が進められなくなるというふうに考えております。

2番目の方法でございます。

登記を戻さずに、農地転用申請を受け付けていただく方法でございますけれども、これにつきましては、許可権者でございます佐賀県の考え方、それから、市農業委員会の見解をここで書いておりますけれども、許可権者である佐賀県の考え方につきましては、所有権移転した登記をもとに戻さずに、農地転用申請されても申請を受け付け、審査を進めることは可能という見解をいただいております。

ですから、以前の地権者、譲渡人が地権者から譲り受ける者が鳥栖市長として申請がなされても受け付け、審査を進めることは可能であると。

理由につきましては、農地法上の所有権移転、これ農地法上でございますけれども、登記法上ではなく、農地法上の所有権移転というものにつきましては、5条の許可、ここで言いますところの転用許可を受けないとその効力を生じないと。

この5条に基づく転用につきましては、以前の地権者、それから、譲受人の鳥栖市長として申請がなされても受け付け、審査を進めることが可能であるという見解をいただいております。

それを受けまして、鳥栖市の農業委員会の見解といたしましては、先日の9月の一般質問の答弁でも、農業委員会堤会長のほうから答弁がございましたが、今回の農地法違反についてはまことに遺憾なことではあるけれども、申請されれば許可権者である県の指導を仰ぎながら受け付け、審議してまいりたいという答弁がなされたところでございます。

こういった佐賀県の見解、市の農業委員会の見解を踏まえまして、是正方針といたしましては、登記を戻さずに、農地転用申請をして受け付けていただく方法を農地法違反の是正方

法として、選択をし、１日でも早く用地買収等を完了させ、転用申請を行いたいというふう
に考えております。

以上でございます。

江副康成委員長

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

小石弘和委員

結局は、追認でいくというふうなことが鳥栖市で決まったというふうなことで理解をして
いいわけですね。

追認というような形でいくというようなことですね。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

今まで御答弁等で申し上げておりましたけれども、いわゆる追認という方法で、整理をし
たいと考えております。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

江副康成委員長

ほかに。

池田利幸委員

決算書の318ページ。

款２公債費、項１公債費の目２利子、地方債利子513万385円の部分ですけれども。

この利子、新産業集積エリアに係る分の利子は、今回どれくらい最終的にかかったという
ことなんですか。

三橋秀成商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進担当係長

地方債利子513万385円、これの内訳といいますか、この特会につきましては、即戦力工業
用地の分と新産業集積エリア用地の分とがございます。

そのうちの新産業集積エリアの分につきましては、起債の利子の償還金は485万1,014円に
なります。

以上です。

池田利幸委員

ありがとうございます。

さっき御説明もありよりました新産業集積エリア整備事業における農地法違反状態の是正
についてっていう、この説明、さっきいただいとった部分で追認という方向で行くっていう
ことで、追認を受けるにしても、今97%終わっている部分、あと３%がまず終わらないこと
には追認行為ができなくなるっていうことで、その間、あと何年かかるというのは、わから
ないわけですね。

その中で、ずっと今までの部分、何もせずに利息だけはずっとこの金額ぐらいはかかり続けていくっていう部分の中で、本当に実際無駄というか、もう普通に進んでいたらかからないお金、その部分がずっとかかり続けるということになりますんで、早急に交渉を行って改善していただかないことにはいけないことになりますので、ここはしっかりちょっと頭に入れとってください。

利息だけでこれなので、ほかにかかる部分、今回であれば、草刈り費とか多分、すいません、この中で見つけきれなかったんですけれども、そういう部分も委託料もかかっていますので、何もしなくて2,000万円以上のお金っていうのは、毎回出る話になりますんで、その部分は重々頭に入れて進めていただきたいなと思います。

江副康成委員長

ほかに。

久保山日出男委員

私も池田議員と同じような考えになります。

要するに、全員そろった時点での申請になるわけですから、当然おくれれば先ほど申された四百八十云万円の利子が、当然、年次ごとでいけば、3年伸びれば一千何百万円とかなりますし、本当にせっかく県のほうも、鳥栖市の農業委員会あるいは県のほう、ある程度認めて、緩和していただいております、早めに提供、売買ですかね——結んでから早期に進めることが一番大事だと思うんですよ。

その辺の体制は本当にできるのか、可能か、その辺は大体どぎやなふうに今時点の考えですか。

古賀達也経済部長兼上下水道局長

今御指摘いただきましたように、一刻も早く用地買収を行いまして、農地転用の申請をできるように頑張ってまいりたいと思っております。

時期がいつになるのかというのは未定でございますけれども、職員一丸となって取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

久保山日出男委員

相手があることですから、当然、そういう回答になりましようけれども、やっぱり本当に市長さんみずから考えているのかなと思ってですね。これだけずっと来ていて。

もういずれの議会であっても、新産業エリアの話題がないことはないでしょう。

はっきり言って、せっかくまとまってきたけん、県の整理も出てきよっているところで案内あれば、その辺も、もうちょっと早く解決策を早急に打ち出してください。

よろしくをお願いします。

池田利幸委員

すいません、1点ちょっと確認させてください。

316ページ、歳入のほうの款1県支出金、項1県負担金、目1事業費県負担金の部分の備考の新産業集積エリア整備事業負担金386万1,983円。

これは実質的に県からの負担金——事業は現時点では今進んでいない部分であるんですけど、この負担金がどこに歳出として、当て込まれておるのか。ここの説明をお願いします。

三橋秀成商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進担当係長

県からの負担金につきましては、このエリア事業を進めていく中で起債の対象にならない部分につきまして、県から半額の負担をいただいております、収入を受けておるところでございます。

今回、この負担金の部分の支出先になる部分につきましては、元金の償還金、利子の償還金、あと起債につきましてが10万円単位での起債の借り入れになりますので、起債の端数分につきまして、半額県から負担をいただいているところでございます。

以上でございます。

江副康成委員長

ほかに。

久保山博幸委員

318ページの節13委託料ですね。

変更設計等委託料で、ちょっと私の理解不足もあるんですが、以前変更設計についての説明があったときに、なかなか買収が思うように進まないの、とりあえず期数を分けて、先に分譲できるような方法のために、変更設計をやりますというふうに理解をしとったんですが、その理解でよろしいでしょうか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

おおむねそうではございますが1点だけ。

買収が進まないからこういう修正設計を行ったのではなくて、転用申請は一括でございますので、一括で転用申請するためには、いずれにしろ買収は終わらないことにはできません。

転用許可、それから開発許可がおりた時点で、一部分でも早く売るために、分譲につなげるために、一括造成をしますと、それだけ年数が必要となってまいりますけれども、造成部分を区切ることによって、場所によって早期に分譲が開始となります。ですから、分譲開始を早めるために修正設計を行ったということでございます。

よろしゅうございますか。

久保山博幸委員

なかなか土木の設計はよくわからんとですよ。

金額が3,000万円ですね、だから結構かかるなと。もともと原設計があったわけですね。それを修正するのに3,000万円かかる。

なかなか金額的に結構大きいので、そがんかかるとかなってというふうな印象で、ということ、あくまで修正設計でこの事業が進んでいくとすれば、修正設計に基づいて事業を進めていくということで、そういうふうに理解してよろしいですか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

おっしゃられるとおり修正設計も費用がかかっておりますけれども、それだけ早期に売れた場合の金利の目減り分、そういうものも比較いたしまして、早期に売却したほうが長い目で見ますと、お得であるといいますか、それだけ費用がかからないということから、修正設計を行っておりますので、まずもって、この修正設計をもとに分譲というのは考えていくことになるだろうというふうに考えております。

江副康成委員長

いいですか。

ほかに。

いいですかね。

〔発言する者なし〕

それでは、商工振興課関係議案の質疑を終わります。

次に上下水道局関係議案の審査に入りますので準備のため暫時休憩いたします。

午後 2 時29分休憩



午後 2 時44分開会

江副康成委員長

再開します。

~~~~~

## 上下水道局関係議案審査

議案乙第20号 平成30年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について

議案乙第21号 平成30年度鳥栖市水道事業会計決算認定について

### 江副康成委員長

これより、上下水道局関係議案の審査を始めます。

初めに、議案乙第20号 平成30年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について及び議案乙第21号 平成30年度鳥栖市水道事業会計決算認定についてを一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

### 古賀達也経済部長兼上下水道局長

それでは、上下水道局につきまして、一括して申し上げさせていただきます。

初めに、水道事業の決算概要について御説明申し上げます。

平成30年度における給水状況につきましては、給水戸数、昨年度から612戸増加し、3万922戸となり普及率は97.4%となっております。

収益的収支につきましては、2億3,560万58円の純利益を計上いたしております。

これらの純利益に繰越利益剰余金2億4,150万9,658円を加えた利益の処分につきましては、2億6,247万5,716円を減債積立金に、1億円を建設改良積立基金として積み立て、残りの1億1,463万4,000円を翌年度繰越利益剰余金といたしております。

次に、下水道事業の決算概要について御説明申し上げます。

平成30年度における処理状況につきましては、水洗化世帯数は昨年度から549戸増加し、2万8,295戸となり、普及率は98.7%となっております。

収益的収支につきましては、2億7,852万2,000円の純利益を計上いたしております。

この利益の処分につきましては、減債積立金に積み立てることといたしております。

次に、農業集落排水事業の決算につきまして御説明申し上げます。

同事業につきましては、下野、於保里地区の2地区の生活雑排水の処理を行っており、平成30年度の決算額は歳入、歳出同額の7,920万3,679円となっております。

具体的な業務の執行状況につきましては、担当課長から御説明をいたします。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

### 高尾浩伸上下水道局次長兼管理課長

上下水道局管理課長の高尾でございます。

水道事業の決算概要について御説明を申し上げます。

説明が前後しますが、初めに、公営企業会計決算書の12ページをお願いいたします。

平成30年度の主な取り組みでございますが、老朽化している配水管を耐震化するための配水管布設替工事のほか、平成28年度から30年度まで継続費を設定して行っております浄水場の更新工事を進めております。

3行目あたりになりますけれども、給水状況につきましては、年度末給水戸数は前年度に比べ612戸増加して、3万922戸となっております。

それでは決算書の内容につきまして、決算書に沿って御説明させていただきます。

1、2ページをお願いいたします。

平成30年度の決算報告書について御説明いたします。

消費税込みでの記載となっております。

まず収益的収支について申し上げます。

収入につきましては、営業収益、営業外収益、特別利益を合わせました事業収益の決算額は15億6,767万2,117円となっております。

次に、支出につきましては、営業費用、営業外費用、特別損失を合わせた事業費用決算額は12億9,521万5,411円となっております。

3、4ページをお願いいたします。

次に、資本的収支について申し上げます。

収入につきましては、企業債工事負担金、他会計負担金などを合わせました収入決算額は、2億6,806万6,102円となっております。

次に、支出につきましては、建設改良費、企業債償還金を合わせました支出決算額は7億3,833万2,034円となっているところでございます。

なお、建設改良費におきましては、浄水場更新等工事のほか2件のうち、支出義務発生額を差し引きました残額8億4,751万3,000円を翌年度に繰り越しておりますので、6月議会において報告させていただいたところでございます。

5ページをお願いいたします。

水道事業の事業活動に伴います経営成績を表します損益計算書でございます。

平成30年度につきましては、1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業利益が3億400万6,560円。

これに3と4の営業外収益と費用を増減した経常利益が3億3,282万3,983円。

さらに6の特別利益、特別損失を増減しました当年度純利益は2億3,560万58円となっております。

6ページをお願いいたします。

平成30年度におきます剰余金の変動を表した剰余金計算書でございます。

資本金につきましては、前年度の剰余金処分により、減債積立金から1億1,822万1,398円を、建設改良積立金から4億円を受けることにより5億1,822万1,398円増加して、当年度末の残高は71億6,834万2,298円となっております。

次に、資本剰余金につきましては、当年度の変動はなく、当年度末現在高は2億3,691万1,571円となっております。

利益剰余金につきましては、前年度の処分後残高から、減債積立金、建設改良積立金の変動額及び当年度純利益を加えました当年度末残高は8億7,710万9,716円となっており、資本金、資本剰余金及び利益剰余金を合計いたしました資本の合計は、82億8,236万3,585円となります。

下の表の平成30年度剰余金処分計算書案でございますが、これは、議案乙第20号 平成30年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について、議会の議決をいただいて行うものでございます。

表の右側の欄の当年度の未処分利益剰余金6億7,710万9,716円につきましては、減債積立金に2億6,247万5,716円、建設改良積立金に1億円をそれぞれ積み立て、資本金に2億円を組み入れ、残高1億1,463万4,000円を翌年度繰越利益剰余金といたしております。

7、8ページをお願いいたします。

平成30年度末現在における水道事業の財政状況を明らかにするため、資産、負債、資本を総括的に表した貸借対照表でございます。

資産の部1 固定資産124億4,059万8,220円と2 流動資産20億4,081万4,415円を合わせました資産合計は、144億8,141万2,635円となっております。

右のページの負債の部に移りまして、3 固定負債40億5,316万6,128円、4 流動負債4億5,573万5,079円及び5 の繰延収益16億9,014万7,843円を合わせました負債合計は61億9,904万9,050円となっております。

次のページをお願いいたします。資本の部でございます。

資本金は71億6,834万2,298円となっております。

資本剰余金と利益剰余金を合わせました剰余金の合計は11億1,402万1,287万円となっております。

以上、負債資本合計額は144億8,141万2,635円となりまして、前ページの資産合計と同額となっております。

13ページをお願いいたします。

平成30年度の議会議決事項につきましては、報告事項1件、予算、決算に関する乙議案5件及び消費税及び地方消費税の税率改正に関する甲議案1件となっております。

14ページは職員に関する事項でございます。

水道事業の職員配置につきましては、前年度と同じく21名となっております。

15、16ページをお願いいたします。

2 工事、(1)建設改良工事の概要につきまして御説明をいたします。

金額は消費税込みで記載いたしております。

イ雨水整備工事関連につきましては、平成30年度から着手いたしました西田川雨水対策工事に伴い、村田町及び儀徳町において実施いたしました配水管布設替工事で工事費合わせまして、1,831万2,480円となっているところでございます。

次の口の導水管布設工事につきましても、平成30年度から導水管布設工事に着手したもので、工事費は3,611万7,360円となっております。

以下、15ページから22ページにかけて記載しております、ハその他の配水管布設工事につきましては、工事件数16件で、工事費は合わせまして2億6,988万6,600円となっております。

飛びますけれども、23、24ページをお願いいたします。

ニその他の工事につきましては、浄水場更新工事のうち、平成30年度中に竣工いたしました場内配管布設工事ほか3件の工事費は、合わせまして1億1,935万6,200円となっております。

25、26ページをお願いいたします。

(2)保存工事の概要内容につきましては、100万円以上の浄水場関連設備の修繕工事を記載しております。

続きまして、27ページをお願いいたします。

(1)業務量について主なものを御説明いたします。

年度末給水戸数は3万922戸で、前年度比612戸の増となっております。

年間給水量は752万4,680立方メートルで前年度比3万4,383立方メートルの増となっております。

31ページをお願いいたします。

(2)事業収入に関する事項について御説明をいたします。

事業収益、費用につきましては、消費税抜きで記載いたしております。

給水収益12億9,548万9,760円で前年度と比較いたしまして897万6,148円の増となっております。

これに加入金等を合わせました事業収益総額は14億5,918万7,527円ということでございます。

次に口水道料金収納状況についてでございますが、現年度、過年度それぞれに記載してお

ります合計収納率は前年度より0.2ポイント上昇いたしまして、97.3%となっているところでございます。

32ページをお願いいたします。

(3)事業費に関する事項についてでございますが、平成30年度の事業費用合計額は12億2,358万7,469円で前年度と比較しますと9,040万4,894円の増額となっております。

これは浄水場更新工事等により、旧施設の除却に伴う特別損失が多かったことが主な要因でございます。

33ページをお願いいたします。

(4)その他主要な事項のイ経営分析につきまして主なものについて御説明いたします。

行政区域内人口7万3,446人、計画給水人口7万3,000人に対しまして、平成30年度の給水人口は7万1,703人となっており、行政区域内人口に対する普及率が97.6%、計画給水人口に対する普及率が98.2%となっております。

また1立方メートル当たりの給水費用でございます給水原価につきましては、137円49銭で1立方メートル当たりの給水収益であります供給単価は172円17銭となっております。

以下、水道事業の施設効率を判断するための使用負荷率、配水能力に対する配水量の割合を示す施設利用率、経営の効率性等をみるための職員1人当たりの給水人口につきましては、記載しているとおりでございます。

続きまして、4会計について御説明いたします。

隣のページでございます。

契約金額が1,000万円以上の重要契約につきまして、消費税込みで記載いたしているものでございます。

次に、37ページ、38ページをお願いいたします。

これは1年間の資金の状況を記載したキャッシュフロー計算書となります。

当年度純利益を基点といたしまして、減価償却費等の非現金化支出や未収金、未払金等の増減額を加減する間接補助の表となっております。

下から2行目の期首残高が15億5,409万7,103円に対しまして、2億4,266万4,604円増加いたしまして、すなわち資金残高は17億9,676万1,707円となっております。

39、40ページをお願いいたします。

損益計算書の内訳明細書でございます収益的収入について記載いたしております。

業務活動に伴う営業収益の給水収益、加入金が主な内容となっております。

なお、金額については消費税抜きの金額を記載しております。

41、42ページをお願いいたします。

収益的支出について御説明をいたします。

最初の目の原水及び浄水費につきましては、浄水場の運転管理等に係る委託料や次のページになりますが、水源地や浄水場に係る動力費、薬品費が主なものとなっております。

次の目の配水及び給水費につきましては、45、46ページに記載されております給配水管等修繕費、それから配水管布設工事に伴う路面復旧費が主なものとなっております。

業務費につきましては、次のページをお願いいたします。

検針事務委託料等の委託料や収納手数料などの徴収事務に係る経費が主なものとなっております。

次に49、50ページをお願いいたします。

総係費につきましては、水道事業の事務全般に係る職員の給料、手当等が主な支出となっております。

次に51、52ページをお願いいたします。

減価償却費につきましては、配水管等の流的固定資産及びダム使用権等の無形固定資産の減価償却費となっております。

資産減耗費につきましては、配水管の布設がえ工事等に伴う固定資産除却費となっております。

営業外費用につきましては、企業債に係る利子、支払利息が主なものとなっております。

特別損失につきましては、浄水場更新工事に伴います除却費が主な内容となっております。

53、54ページをお願いいたします。

資本的収支明細書について御説明をいたします。

資本的収入につきましては、浄水場更新工事等に充てるための企業債、雨水関連工事に対する工事負担金及び消火栓の設置に伴います一般会計負担金等となっております。

55、56ページをお願いいたします。

資本的支出について御説明を申し上げます。

最初の目の浄水場設備につきましては、浄水場施設更新工事に係る工事請負費が主なものでございます。

次の目の送配水設備につきましては、次のページをお願いいたします。

配水管や導水管の布設や、雨水整備工事関連の配水管布設に係る工事請負費が主なものとなっております。

営業設備費につきましては、新設の量水器の購入費が主なものとなっております。

以下、リース資産購入費、企業債償還金となっております。

59、60ページをお願いいたします。



固定資産明細書について御説明申し上げます。

有形固定資産明細書につきましては、土地、建物、構築物、機械、装置など固定資産の明細でございます。

合計額は、年度当初現在高、中ほどよりちょっと下のほうでございますけれども、212億4,437万5,087円に対しまして、平成30年度の建設改良工事等による増加額及び布設がえ等による減少額を加減いたしました年度末現在高は、208億2,894万3,250円となっております。

これに年度末までの減価償却累計額を差し引きました年度末償還未済高は120億6,495万7,233円となっているところでございます。

61、62ページをお願いいたします。

企業債明細書につきましては、発行年月日、発行総額、償還額及び未償還残高等をそれぞれ記載いたしております。

飛ばしまして67、68ページをお願いいたします。

一番下の行になりますけれども、企業債発行件数の合計は47件でございまして、発行総額は70億2,780万円で、これまでの償還高累計額29億1,414万366円を差し引きました未償還残高は41億1,365万9,634円となっているところでございます。

以上で、決算書の概要についての説明を終わらせていただきます。

何とぞよろしく御審議賜りますようお願いいたします。

#### **江副康成委員長**

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。ありませんか。

#### **池田利幸委員**

ページ数で言ったら、15ページからの工事の発注関連に関することですが、今回、架空発注が起きた部分っていうのもございますけれども、この工事の契約を各業者さんとされる時の手続っていうのを改めて1回、どういうふうに入札までにかかっているのか、ちょっと御説明をいただけないでしょうか。

#### **日吉和裕上下水道局事業課長**

入札までの過程ということですので、簡単に御説明をさせていただきます。

まず事業課にかかわる部分の設計のほうを職員のほうでまずします。

設計のほうの内容のチェックをしました後、課内で決裁をいたしまして、それを起案いたしまして、起工伺の中で指名業者等を決定いたします。

その指名業者の中で指名競争入札が行われた後、最低価格の部分で入札業者が決定いたしまして、その業者と契約の手続に入っていくというような流れになっております。

#### **池田利幸委員**

これ、架空発注の件のときにずっと話が出よって、紙ベースでもらった中にも今回のやつでも相見積もりっていう部分が出てきていましたよね。

その部分に関して、ふだんの入札、小口入札とか、120万円以下の入札の分とか、その辺の分でもそういう競争入札、指名入札やるときに、もう一回確認ですけれども、相見積もりを持っての入札手続きというのはないんですよ。

#### **古賀達也経済部長兼上下水道局長**

いわゆる相見積もりという――2者から見積もりをとる場合につきましては、随意契約130万円未満の契約をするときに、2社から見積もりを徴収いたします。

入札を行いますときには当然、設計を積算するときに見積もりをとることはありますけれども、基本的には工事等で入札を行う場合は、入札の中でしますので、そういう相見積もりを取ったりすることはありません。

以上でございます。

#### **池田利幸委員**

じゃあもう一回。

すいません、確認っていうか、今回の架空発注の部分で起きた入札のやり方はふだんではやっていなかったっていうことでよろしいんですよね。

#### **古賀達也経済部長兼上下水道局長**

今回の架空発注の契約の発注に当たりまして、見積もりについて、同一業者から2者分をいただいたというのは、通常とは違うやり方で、そういうやり方でやったということでございます。

以上でございます。

#### **江副康成委員長**

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

ちょっと私のほうから、簡単な質問。

23ページ、二その他の工事というのが出てくるじゃないですか。

それで、下から2番目と3番目、鳥栖市浄水場連絡管布設工事1工区で何々、次が3工区何々ということで、ここには2工区がないんですよね。

もう一つ、あわせて34ページ。

こっちの会計のほうの重要契約の要旨ということで契約金額が1,000万円以上、このところは私が見る限りは、一番上の第2工区と下から3番目、第3工区ということで、ここには第1工区がないような感じで、どういう基準でこれ振り分けられているのかなというのを教え

てもらえますかね。

**日吉和裕上下水道局事業課長**

今回、連絡管布設工事は1工区、2工区、3工区、発注のほうは行っております。

今回平成30年度決算ということで、平成30年度で決算をしたものが1工区、3工区の工事でございます。

2工区につきましては、先ほどちょっと説明の中にもありましたけれども、令和元年度に繰り越した工事になっておりますので、その他の工事には掲載をいたしておりませんけれども、発注工事として先ほどの34ページのほうには1,000万円以上の工事ということで記載のほうをいたしております。

以上でございます。

**小石弘和委員**

単純な質問ですけど、15ページ、工事の税込みというような形であるんですけども、工事費は入札で落とした金額がこの金額になっているものか、これに対して、予定価格は明示されているわけでしょうかね。

**日吉和裕上下水道局事業課長**

今回15ページ以降に記載いたしております金額については、税込み表示になっておりますので、契約の額、金額になっております。

入札のときには税抜き価格で入札を行いますので、その後に入札価格に消費税を掛けた部分が契約額になります。

**小石弘和委員**

それはわかるんですけど、要するに入札額に対して、結局、金額に対して、予定価格が明示されて入札されているんでしょうかってお聞きしているんですよ。

よく聞いてくださいよ。

**日吉和裕上下水道局事業課長**

すいません、今回入札に当たりまして予定価格のほうは先に公表いたしております。

**江副康成委員長**

ほかに。

**小石弘和委員**

工事の中で、業者が特定されているような状況でございますけど、これ管工事組合が優先的にこの工事をされているものかなというふうなことを思いますけど、その点どんなふうでしょうか。

**日吉和裕上下水道局事業課長**

水道施設工事につきましては、事前に等級別にクラスが分かれております。

金額によってクラスが分かれておりまして、全てが管工事組合というわけではございません。

以上でございます。

**江副康成委員長**

いいですか。ほかに。

**小石弘和委員**

先ほどの件ですけど、これ工事別で結局A、B、Cで分かれているというふうなことでおっしゃいましたけど、その明細書がわかれば教えていただきたい。資料があれば。

**日吉和裕上下水道局事業課長**

すいません明細書、クラスごとの業者名が入っているものということで認識してよろしいでしょうか。（発言する者あり）

クラスごとの表がございますので、それについては後で、御提出のほうさせていただきたいと思います。

**江副康成委員長**

資料の提出をお願いいたします。

ほかにありませんか。何でもいいですよ。

〔発言する者なし〕

そうならば、私から。45と46ページ。

路面復旧費ってトータルで結構大きいですよ、これ。6,659万2,000円。

大きい工事から小さい工事までいろいろあると思うんですけれども、何件ぐらい、あるいは大きな工事、大体どういう形で出されているのかわかりますか。

**日吉和裕上下水道局事業課長**

今回平成30年度の分の契約件数につきましては、全部で11件の契約をさせていただいております。

そのうち緊急的に行ったものや少額のものについては、4件が随意契約で行っております。

**江副康成委員長**

11件のうち4件が随意契約っていうことは、あとの7件は、入札ということでしょうかけれども、大体どのくらいのボリュームの工事なんですかね。

**日吉和裕上下水道局事業課長**

金額が大きいものにつきましては、1,200万円ぐらい。

ほかにも1,000万円前後の工事がほとんどでございます。

江副康成委員長

日吉和裕上下水道局事業課長

江副康成委員長

日吉和裕上下水道局事業課長

以上です。

江副康成委員長

わかりました。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

それでは本案に対する質疑を終わります。

~~~~~

議案乙第22号 平成30年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分について

議案乙第23号 平成30年度鳥栖市下水道事業会計決算認定について

江副康成委員長

執行部の説明を求めます。

日吉和裕上下水道局事業課長

決算書の中ほどに、青色のページがございます。

ここからが下水道事業の関係になってございます。

最初に10ページのほうをお願いいたします。

初めに、平成30年度の主な取り組みについてでございますが、建設改良事業として西田川

関連雨水整備工事に着手したほか、轟木町、江島町、柚比町など管きょ工事を進めました。

また、維持管理業務として浄化センター設備の修繕工事などを実施いたしまして、生活排水の適正処理に努めてきました。

普及状況につきましては、処理区域内人口は7万2,527人、人口普及率は98.7%となっています。

水洗化人口は6万6,727人で、水洗化率は92%となっております。

それでは、決算内容につきまして決算書に沿って御説明をさせていただきます。

戻っていただきまして1ページ、2ページをお願いいたします。

すいません、下水道事業の中ほどの1ページ、2ページのほうをお願いいたします。

それでは、平成30年度下水道事業決算報告書について御説明いたします。

消費税込みでの記載となっております。

収益的収支について申し上げます。

収入につきまして営業収益、営業外収益、特別利益を合わせた事業収益決算額は26億3,904万9,534円となっております。

次に、支出につきまして、営業費用、営業外費用、特別損失を合わせた事業費用決算額は23億2,120万5,183円となっております。

3ページ、4ページをお願いいたします。

資本的収支について申し上げます。

収入につきまして企業債、国県補助金、分担金及び負担金を合わせた収入決算額は17億2,249万2,300円となっております。

次に、支出につきまして、建設改良費、企業債償還金、借入金償還金を合わせた、支出決算額は27億3,804万8,651円となっております。

なお、建設改良費におきまして、国の経済対策により、3月議会において補正した浄化センター長寿命化工事、西田川雨水対策事業及び管きょ整備事業の一部などについて翌年度に繰り越しをしておりますので、6月議会に報告をさせていただいたところでございます。

それでは、5ページをお願いいたします。

下水道事業の平成30年度の事業活動に伴う経営成績を表しております損益計算書でございます。

中段の右側に記載しておりますが、平成30年度につきましては、営業損失が4億4,840万8,193円、経常利益が3億4,869万1,497円、当年度純利益が2億7,852万2,000円となっております。

6ページをお願いいたします。

平成30年度中における剰余金の変動を表した剰余金計算書でございます。

まず資本金につきましては、当年度末残高は6億8,898万5,903円となっております。

次に、資本剰余金につきましては、当年度末残高は5億1,338万3,306円となっております。

次に、利益剰余金につきましては、当年度末残高は6億3,748万6,602円、合わせて資本合計の当年度末残高は18億3,985万5,811円となっております。

下の表、平成30年度、剰余金処分計算書案でございますが、これは議案乙第22号 平成30年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分について議会の議決をいただいて行うものでございます。

表の右側の当年度末処分利益剰余金6億3,748万6,602円につきましては、減債積立金に2億7,852万2,000円を積み立て、資本金に3億5,896万4,602円を組み入れることといたしております。

それでは7ページ、8ページをお願いいたします。

平成30年度末における下水道事業の財政状況を明らかにするための資産と負債及び資本を総括的に表した貸借対照表でございます。

資産の部では、1 固定資産合計421億2,113万74円。

2 流動資産合計4億1,844万6,160円を合わせた資産合計は425億3,957万6,234円となっております。

8ページに移りまして、負債の部では3 固定負債合計181億9,469万1,316円。

4 流動負債合計19億2,107万8,635円及び5 繰延収益合計205億8,395万472円を合わせた負債合計は406億9,972万423円となっております。

それでは、9ページをお願いいたします。

資本の部についてですが、資本金は6億8,898万5,903円となっており、資本剰余金と利益剰余金を合わせた剰余金合計は11億5,086万9,908円となっております。

以上、負債資本合計額は425億3,957万6,234円となっており、先ほどの7ページの資産合計額と同額となっております。

それでは11ページのほうをお願いいたします。

議会議決事項についてです。予算、決算に関する乙議案など、8件となっております。

12ページは、職員に関する事項でございます。

下水道事業の正規職員配置につきましては、前年度と比較して1名増でございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

2 工事(1)建設改良工事の概況につきまして御説明をいたします。

イ管きょ築造等工事につきましては、15ページ、16ページに続きますが、工事件数13件で工事費合計は2億2,776万1,940円となっております。

ロ付帯（舗装）工事につきましては、工事件数 5 件で工事費合計は3,547万4,760円となっております。

続きまして、17ページ、18ページをお願いいたします。

ハ汚水柵設置工事につきましては、工事件数 4 件で工事費合計は1,259万7,120円となっております。

ニ浄化センター設備工事につきましては、工事件数 1 件で工事費が243万円となっております。

それでは飛びまして、21ページ、22ページをお願いいたします。

業務関係分について御説明をいたします。

イ用途別排水量を月別に記載をいたしております。

ロは用途別下水道使用料、ハは月別使用状況でございます。

続きまして、23ページをお願いいたします。

(2) 事業収入に関する事項について御説明をいたします。

イ事業収益につきましては、消費税抜きで記載をいたしております。

下水道使用料が13億2,179万1,105円で前年度と比較し、447万4,609円の増となっており、他会計負担金、他会計補助金などと合わせた事業収益総額は、25億3,326万2,112円となっております。

続きまして、ロ下水道使用料収納状況についてですが、現年度、過年度とそれぞれに記載をいたしております。合計収納率は96.6%でございます。

右の24ページの(3) 事業費に関する事項についてですが、下水道事業費用を消費税抜きで記載をいたしております。

平成30年度の事業費合計額は22億5,474万112円で前年度と比較しますと6,254万9,606円の増額となっております。

25ページのほうをお願いいたします。

(4) その他の主要な事項のイ経営分析につきましては、前年度と比較する形でそれぞれの項目ごとに記載をいたしております。その主なものについて御説明いたします。

住民基本台帳人口 7 万3,446人、計画処理人口 7 万9,900人に対しまして現在の処理区内の人口は 7 万2,527人となっており、住民基本台帳人口に対する普及率は98.7%となっております。

水洗化率は92%、年間有収水量は859万529立方メートルとなっております。

また 1 立方メートル当たりの汚水処理原価は139円40銭。

1 立方メートル当たりの収益であります使用料単価は153円90銭となっております。

以下、下水道事業の施設効率を判断する指標の負荷率、処理能力に対する処理水量の割合を示す施設利用率、経営の効率性を見るための職員1人当たりの水洗化人口などにつきましては、記載いたしているとおりでございます。

続きまして、26、27ページの4会計について御説明をいたします。

イ工事請負契約、ロ付帯（舗装）工事契約及びハ業務委託契約につきましては、1,000万円を超える契約について記載をいたしております。

それでは、28ページをお願いいたします。

1年間の資金の状況を記載したキャッシュフロー計算書となります。

当年度純利益を基点として減価償却費などの非現金支出や、未収金、未払金などの増減額を加減する間接法での表記となっております。

下から2行目の資金期首残高2億5,890万3,332円に対し、資金期末残高2億3,521万8,776円となっております。

29、30ページをお願いいたします。

損益計算書の内訳明細書になります。収益的収入について記載をいたしております。

営業収益の下水道使用料、営業外収益の他会計補助金が主なものとなっております。

31ページ、32ページをお願いいたします。

収益的支出について御説明します。

金額につきましては、消費税抜きの金額で記載をいたしております。

目、管きょ費につきましては、ストックマネジメント基本計画策定に必要な、管きょ施設、情報処理収集整理業務などの委託料、マンホール補修に要する修繕費が主なものとなっております。

目、処理場費につきましては、33、34ページになりますが、浄化センター維持管理業務などの委託料、浄化センター整備にかかわる修繕費が主なものとなっております。

目、業務費につきましては、下水道受益者負担金の前納報奨金にかかわる報償費、下水道使用料徴収にかかわる水道事業への負担金が主なものとなっております。

それでは35、36ページをお願いします。

目、総係費につきましては、下水道事業の事務全般にかかわる職員の給料手当等が主な支出となっております。

37ページ、38ページをお願いいたします。

目、減価償却費につきましては、浄化センター設備、管きょ設備等の減価償却費となっております。

目、資産減耗費につきましては、マンホールポンプなどの施設設備の除却による固定資産

除却費となっております。

次に、項、営業外費用につきましては、企業債にかかわる支払い利息が主なものとなっております。

項、特別損失につきましては、下水道使用料の過年度調定更正分となっております。

39、40ページをお願いいたします。

資本的収支明細書について御説明をいたします。

収入につきましては、建設改良費等に充てるための企業債、国庫補助金、受益者負担金、受益者分担金となっております。

それでは、41ページ、42ページをお願いします。

41ページから44ページまでが支出の部の建設改良費でございます。

建設改良費の目、施設建設費につきましては、浄化センター長寿命化工事委託料及びし尿等受入施設建設工事委託料などに係る委託料や、43ページ、44ページになりますが、污水管等築造工事、污水整備事業などにかかわる工事請負費が主なものとなっております。

以下、企業債償還金、機構立替金償還金となっております。

それでは、45ページ、46ページをお願いいたします。

固定資産明細書について御説明をいたします。

固定資産明細書のうち、(1)有形固定資産明細書につきましては、土地、建物、構築物、機械及び装置などの固定資産の明細でございます。表の最下部に合計額を記載いたしております。

年度当初現在高556億3,651万6,579円に対して、平成30年度建設改良等による増加額及び除却による減少額を加減した平成30年度末現在高は、564億7,073万1,944円となっております。

これに、平成30年度末までの減価償却累計額を差し引いた年度末、償却未済高は421億2,091万4,074円となっております。

47、48ページをお願いいたします。

47ページから64ページまで企業債明細書を記載いたしております。

企業債の発行年月日、発行総額、償還高など明細を記載いたしております。

最後の63、64ページをお願いいたします。

企業債発行件数112件、資本費平準化債発行件数12件の計124件、発行総額361億7,723万円で、これまでの償還高累計額164億2,151万2,897円を差し引いた、未償還残高は197億5,571万7,103円となっております。

以上で下水道事業決算について御説明を終わらせていただきます。

何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

江副康成委員長

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

池田利幸委員

すいません、25ページですね。

その他主要な事項の経営分析のところなんですけど、ちょっとこれ、決算で聞く話ではないのかもしれないんですけども、ここの汚水処理原価、1立方当たり139.4円、使用料単価1立方当たり153.9円っていう金額。

これちょっと、さっきの上水のほう見ていたら、上水のほうでは137.49円と172.17円っていうふうに原課のほうではそんなに変わりがないところで、使用料単価っていうのが大分、上水と下水道は違うなっていう部分があって。

これ算定基準っていうか、計算、単価の出し方っていうところをちょっと教えていただければありがたいなと思っているんですけど。

高尾浩伸上下水道局次長兼管理課長

水道、下水道いずれに関しましても、給水原価、それから汚水処理原価については、汚水処理にかかわる費用を有収水量で割ったものでございます。

使用料単価については、単価、それから給水収量につきましては、収益を有収水量で割ったものでございます。

1立米当たりの費用、もしくは1立米当たりの収益ということになります。

池田利幸委員

すいません。

また、私の勉強不足でなかなか理解ができなかったんですけど、これ結果的にはこの金額が変わってくるのっていうのは、費用が上水と下水では、変わってくるっていうところになるんですかね。

高尾浩伸上下水道局次長兼管理課長

そのとおりでございます。

いずれもそれぞれの収益、それぞれの費用をそれぞれの有収水量で割っておりますので、単価はそれぞれ異なっております。

水道の場合は先ほど言いました給水収益と給水費用の差額が収益というふうになります。

池田利幸委員

わかりました。

収益から算出になるから、単価が変わっているっていう部分ですね。ありがとうございます。

江副康成委員長

ほかにございますでしょうか。

小石弘和委員

先ほど管理課にもお聞きしましたがけれども、下水道の工事も結局、A、B、Cあるならば、その業者名を出していただきたい。

それから、事業報告書の中で、水洗化率が92%となったというふうなことで、昨年よりどのくらい上がったものかなというふうなことで、今後水洗化率が100%になる可能性があるのかなというふうなことをちょっとお聞かせください。

日吉和裕上下水道局事業課長

まず1点目、業者の等級別の部分に関しましてですけれども、主に下水道のほうで発注する土木の工事につきましては、一般会計のほうでも発注をしています土木のAクラス、Bクラス、Cクラスのほうで発注をさせていただいておりますので、同じものを御提示のほうをさせていただきたいと思います。

それと……。

高尾浩伸上下水道局次長兼管理課長

水洗化率につきましては、92%ということは、まだまだ下水道処理区域内に水洗化をされていない方がいらっしゃるというところがございますけれども、そういった方々については、主に高齢化世帯でございまして、そういった方々については、水洗化のお願いを差し上げておりますけれども、なかなか進まないのが現状でございますが、できる限り例えば世代がわりとか、そういったときには水洗化をお願いするように、はがき等をお願いをしているところでございます。

小石弘和委員

ちなみに、あと8%、何件ぐらいあるわけですかね。

高尾浩伸上下水道局次長兼管理課長

25ページの表で申し上げますと、上から3番目の現在処理区域内人口7万2,527人から現在水洗化人口の2つ下でございます6万6,727人を差し引きまして5,800人、これが水洗化の処理区域内で水洗化がされていない人口でございます。（「人数で表しているわけね」と呼ぶ者あり）5,800人、それを世帯ですると大体2ぐらいで割った（発言する者あり）5,800人。

小石弘和委員

先ほど質問した100%ということは不可能というふうな形で理解していいですね。

高尾浩伸上下水道局次長兼管理課長

不可能ということはないと思いますけれども、長い時間をかけて100%に近づけていきたい

款３繰入金につきましては、歳入の不足額につきまして、一般会計から7,156万7,931円の繰り入れを行っているところでございます。

歳出の主なものについて御説明を申し上げます。

節11需用費につきましては、排水処理施設の電気料等の光熱水費が主なものでございます。

次に、款２公債費につきましては、地方債元金が5,157万6,148円、次のページの地方債利子が988万5,266円となっております。

以上、平成30年度鳥栖市農業集落排水特別会計決算についての御説明を終わらせていただきます。

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

それでは、上下水道局関係議案の質疑を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもって今日の委員会を散会いたします。

- 149 -

令和元年10月 1 日（火）

1 出席委員氏名

委員長 江副 康成
副委員長 伊藤 克也
委員 小石 弘和 内川 隆則 久保山日出男
久保山博幸 池田 利幸

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

市	長	橋本 康志
建設部	長	松雪 努
建設部次長兼建設課長		佐藤 晃一
建設部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事		萩原 有高
建設課参事兼スマートインターチェンジ推進室長兼維持管理課参事		三澄 洋文
建設課スマートインターチェンジ推進室長補佐		庄山 裕一
建設課長補佐兼庶務住宅係長		犬丸 章宏
建設課長補佐兼整備係長兼スマートインターチェンジ推進室長補佐兼事業係長		杉本 修吉
建設課スマートインターチェンジ推進室スマートインターチェンジ推進係長		江藤 誠
維持管理課長		大石 泰之
維持管理課管理係長		斉藤 了介
維持管理課維持係長		山下 美知
建設部次長兼都市計画課長		藤川 博一
都市計画課長補佐兼公園緑地係長		本田 一也
都市計画課庶務係長		古澤 貴裕
都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長		木原 智範
国道・交通対策課長		中内 利和
国道・交通対策課道路・交通政策係長		増田 義仁

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事 古賀 隆介

5 審査日程

議案審査

建設課、維持管理課関係議案審査

議案乙第25号 平成30年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

都市計画課関係議案審査

議案乙第25号 平成30年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

国道・交通対策課関係議案審査

議案乙第25号 平成30年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

議会報告会で出された意見・要望について

〔協議〕

6 傍聴者

2人

7 その他

なし

午前 9 時58開会

江副康成委員長

おはようございます。本日の建設経済常任委員会を開きます。

~~~~~

### 建設課、維持管理課関係議案審査

議案乙第25号 平成30年度鳥栖市一般会計決算認定について

江副康成委員長

これより建設部関係議案の審査を始めます。

建設課及び維持管理課関係議案の審査を行います。

議案乙第25号 平成30年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明求めます。

松雪努建設部長

おはようございます。

私のほうから、まずは建設部のうち、建設課及び維持管理課の決算概要につきまして一括して御説明を申し上げます。

まず建設課でございますが、平成30年度の事務執行に際しましては、建設課職員18名で事務の執行に当たってまいりました。

決算概要につきましては、一般会計、款 8 土木費のうち、建設課関係分といたしまして、予算現額 7 億 7,511 万 6,000 円、支出済額 6 億 148 万 4,454 円、翌年度繰越額 1 億 6,826 万 7,000 円、不用額 536 万 4,546 円、執行率 77.6%。

款11災害復旧費のうち、建設課関係分といたしまして、予算現額2,390万5,000円、支出済額2,390万400円、不用額4,600円、執行率99.9%となっております。

平成30年度に取り組みました建設課の主な事業といたしましては、田代大官町・萱方線等道路改良事業、原口・基里小線道路改良事業、味坂スマートインターチェンジ（仮称）の設置に伴います飯田・水屋線等道路改良事業、既設公営住宅改善事業、防災拠点建築物耐震改修補助事業などを推進し、それぞれに成果を上げてきたところでございます。

次に、維持管理課でございます。

平成30年度の事務執行に際しましては、維持管理課職員17名で執行に当たってまいりました。

なお、令和元年7月の機構改革に伴いまして、都市計画課の所管となりました公園緑地係を除く職員で、現在は13名となっております。

決算概要につきましては、一般会計、款8土木費のうち、公園関係を除く維持管理課関係分といたしまして、予算現額5億9,248万1,000円、支出済額5億2,012万2,137円、翌年度繰越額、7,112万9,000円、不用額122万9,863円、執行率87.8%。

款11災害復旧費のうち、公園関係を除く維持管理課関係分といたしまして、予算現額4,671万7,000円、支出済額3,164万7,560円、翌年度繰越額1,506万9,000円、不用額440円、執行率67.7%となっております。

平成30年度に取り組みました維持管理課関係分の主な事業といたしましては、道路舗装事業、橋梁長寿命化事業、交通安全対策事業、道路災害復旧事業などを推進し、それぞれに成果を上げてきたところでございます。

事業の主な内容につきましては、建設課、維持管理課の順にそれぞれ担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げ、建設課、維持管理課の決算概要の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### **佐藤晃一建設部次長兼建設課長**

それでは、平成30年度一般会計歳入歳出決算の建設課関係分の主なものについて御説明いたします。

なお金額につきましては、省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず歳入です。

決算書の53、54ページをお願いいたします。

上から3つ目ですけれども、項1使用料、目4土木使用料、節3住宅使用料につきましては、市営住宅の使用料でございます。

59ページ、60ページをお願いいたします。

上から3つ目ですけれども、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節1道路橋梁費国庫補助金につきましては、道路改良工事、橋梁長寿命化事業などに対する社会資本整備総合交付金でございます。

その下の節3住宅費国庫補助金につきましては、市営住宅の改修事業及び県の防災計画に防災拠点として位置づけられております佐賀競馬場の耐震改修工事などに対する補助に関する社会資本整備総合交付金でございます。

次に67、68ページをお願いいたします。

中ほどになりますけど、項2 県補助金、目4 土木費県補助金、節2 住宅費県補助金につきましては、一般の木造住宅の耐震診断及び耐震改修、また、県の防災計画に位置づけられております佐賀競馬場の耐震改修工事に対する県補助金でございます。

次に75ページ、76ページをお願いいたします。

これも中ほどですけれども、項4 受託事業収入、目1 受託事業収入、次のページに行っていて上の方になりますけれども、節4 土木費受託収入につきましては、国が所管しております轟木排水機場を初めとした排水機場、また水門など、8つの施設及び県が所管しております沼川排水機場を初めとした排水機場、また水門の3施設の操作管理に関する受託料でございます。

次に87ページ、88ページをお願いいたします。

これも中ほどより下のほうですけど、項1 市債、目4 土木債、節1 道路橋梁債につきましては、社会資本整備総合交付金事業のうち、道路改良事業、橋梁長寿命化に係る市債でございます。

節2 住宅につきましては、社会資本整備総合交付金事業のうち、市営住宅の改修、県の防災計画に対する防災拠点に位置づけられております佐賀競馬場の耐震改修工事に対する補助に対する市債でございます。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

次に、歳出でございますけれども、決算書の185ページ、186ページをお願いいたします。

下のほうですけれども、項1 土木管理費、目1 土木総務費、節2 給料から次のページの節4 共済費までにつきましては、建設課の職員、課長、参事、道路河川整備係長及び道路河川整備係員5人、合計8人分の人件費でございます。

187ページ、188ページをお願いいたします。

上のほうになりますけれども、節11 需用費のうち、上から5つ目の光熱水費につきましては、前川排水機場にかかわる電気料金、燃料代、上下水道料金でございます。

節13 受託料につきましては、轟木排水機場を初めとした排水機場、または水門などの操作委託料でございます。

次に191ページ、192ページをお願いいたします。

中ほどより下になりますけど、項2 道路橋梁費、目4 道路整備交付金事業ではございますが、これにつきましては、主要施策の成果の67、71ページまでをあわせてごらんください。

まず主要成果の69ページの田代大官町・萱方線等道路改良事業につきましては、平成27年度に着手をしております、主要施策の成果の70ページの轟木・衛生処理場線道路改良事業

につきましては、平成28年度に着手をしております、それぞれの事業の進捗に努めているところでございます。

また、主要施策の成果71ページになりますけれども、飯田・酒井東線等道路改良事業につきましては、味坂スマートインターチェンジの設置に伴い、飯田・酒井東線などの市道のつけかえを行うものでございます。

決算書に戻っていただきまして、191ページ、192ページをお願いいたします。

目6道路整備交付金事業費、節13委託料につきましては、田代大官町・萱方線等道路改良事業において移転の対象となる物件などの調査委託料、轟木・衛生処理場線事業に伴います用地測量委託料でございます。

また飯田・酒井東線等測量設計委託料につきましては、スマートインターチェンジ本体と一体的に取り組みを進めていく必要がありますことから、スマートインターチェンジ本体の事業主体である西日本高速道路九州支社と、事業施工にかかわる協定を締結しまして、これに基づき、本市の道路改良事業にかかわる費用を西日本高速道路九州支社に支払っているものでございます。

節15工事請負費につきましては、田代大官町・萱方線等道路改良事業の施工に伴いまして新たに道路区画のある位置にありました市営萱方アパート及び市営萱方住宅の一部を解体したものでございます。

節17公有財産購入費につきましては、田代大官町・萱方線等道路改良事業にかかわる道路用地として155平米の土地を購入したもの、また、轟木・衛生処理場線の事業にかかわる道路用地として、982平米の土地を購入したものでございます。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、県が実施しております県道中原鳥栖線改良事業におきまして、当該県道に接続しております市道轟木・衛生処理場線の道路改良工事の一部を一体的に行っておりますので、県への事業負担金として支出しているものでございます。

次に193ページ、194ページをお願いいたします。

一番上のほうですけれども、節22補償、補填及び賠償金につきましては、田代大官町・萱方線、轟木・衛生処理場線にかかわる、建築物、工作物、配電線等の移転補償費でございます。

次に、目7道路新設改良費でございますけれども、これにつきましては、主要施策成果の72ページから74ページをお願いいたします。

主要施策成果72ページの原口・基里小線道路改良事業及び主要施策の成果73ページの東前2号線等道路改良につきましては、それぞれ平成28年度に事業に着手しまして、今年度に入



り事業の完了に至っているところでございます。

また、主要施策成果の74ページの高速道路利便増進事業につきましては、味坂スマートインターチェンジの設置に伴いまして、高速道路利用の利便性の向上を図ることを目的としまして飯田・水屋線の道路改良事業を行うものでございます。

また決算書に戻っていただきまして193ページ、194ページをお願いいたします。

目7道路新設改良費、節13委託料については飯田・水屋線道路改良事業にかかわる既存道路の地形測量委託料でございます。

節15工事請負費につきましては、原口・基里小線の道路改良の工事請負契約にかかわる前金の支払いでございます。

節17公有財産購入費につきましては、東前2号線道路改良事業にかかわる道路用地として、土地を購入したもの、また原口・基里小線にかかわる土地を購入したものでございます。

節22補償、補填及び賠償金につきましては、原口・基里小線にかかわる建築物、工作物、配電線の移転補償費でございます。

決算書の199ページ、200ページをお願いいたします。

下のほうですけれども、項5住宅費、目1住宅管理費、節2給料から次のページの節4共済費までにつきましては、建設課庶務住宅係長、庶務住宅係9人、合計10名分の人件費でございます。

201ページ、202ページをお願いいたします。

上のほうにあります節11需用費のうち、上から4つ目の修繕料につきましては、市営住宅の修繕料でございます。

節13委託料のうち施設管理委託料につきましては、市営住宅の樹木管理、給水設備等の保守点検に伴う委託料でございます。

節15工事請負費につきましては、浅井アパート集会場の屋根コンクリートの応急的な補修や水道メーターの法定の取りかえ工事などを行ったものでございます。

次に、目2住宅改善費、節13委託料及び節15工事請負費につきましては、主要施策の80ページをお願いいたします。

既設公営住宅改良事業につきましては、国の交付金を活用して市営住宅の計画的な改修を行い、長寿命化の安全性の向上を図ったところでございます。

決算書の201、202ページに戻っていただきまして、目2住宅改善費、節13委託料につきましては、本鳥栖アパートの外壁改修工事にかかわる調査設計委託、浅井アパート11棟ほか給湯設備改修工事にかかわる設計委託を行ったものでございます。

節15工事請負費につきましては、浅井アパート19棟給水管の改修工事を行ったものでござ

います。

次に203、204ページをお願いいたします。

一番上のほうの節19負担金、補助及び交付金のうち、防災拠点建築物耐震改修費用補助金、木造住宅耐震診断費用臨時補助金、木造住宅耐震改修費用補助金につきましては、主要施策の81ページ、82ページより説明させていただきます。

主要施策の成果、81ページの防災拠点建築物耐震改修事業につきましては、県の防災計画に防災拠点として位置づけられております佐賀競馬場の耐震改修工事につきまして、国の交付金及び県の補助金を活用しまして、防災拠点建築物耐震改修費用補助金の交付を行ったものでございます。

主要施策成果の82ページの木造住宅耐震化促進事業につきましては、昭和56年5月以前に建築されております木造住宅の耐震化を促進するために耐震診断、または耐震診断の結果を踏まえて、耐震改修工事の実施に対しまして、国の交付金及び県の補助金を活用しまして、木造住宅耐震診断費用臨時補助金、木造住宅耐震改修費用補助金の交付を行ったものでございます。

決算書の203、204ページをお願いします。

一番上のほうにありますけれども、節19負担金、補助及び交付金のうち、上から4つ目の不良住宅空家等除却費補助金につきましては、空き家の除却に対しまして補助金の交付を行っているものでございます。

この補助金の対象といたしましては、空き家となっております木造住宅で、建物の老朽化や破損が一定の状態にあると認められ、かつ建てかえが必要と――建てかえが行われるなどの一定の条件に適合する空き家に対して、除却に対する費用を補助しております。

最後に251ページ、252ページをお願いいたします。

款11災害復旧費、項2土木施設災害復旧費費、目2単独災害復旧費、次のページの上のほうですけれども、節13委託料及び節15工事請負費につきましては、平成29年度の豪雨により発生しました河内町にあります市有地ののり面崩壊の復旧及び平成30年度の豪雨で発生しました河内町における災害復旧に要した費用であります。

以上、平成30年度の一般会計歳入歳出決算のうち建設課分の説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

#### **大石泰之維持管理課長**

引き続き、維持管理課関係分につきまして、その主なものにつきまして御説明をいたします。

まず歳入を申し上げます。

決算書の53ページ、54ページをお願いいたします。

款14使用料及び手数料、項1 使用料、目4 土木使用料の主なものにつきましては、節1 土木管理使用料で道路占用等に基づきます市道占用料及び公有水面使用料でございます。

続きまして、57、58ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項1 国庫負担金、目2 災害復旧費国庫負担金、節1 土木施設災害復旧費国庫負担金につきましては、平成30年に発生いたしました災害復旧事業に係る国庫負担金でございます。

続きまして、85、86ページをお願いいたします。

款21諸収入、項6 雑入、目4 雑入、節4 雑入の土木雑入のうち、上のほうですけれども、土木雑入の主なものにつきましては、路上事故損害賠償保険金でございます。

続きまして、89、90ページをお願いいたします。

款22市債、項1 市債、目8 災害復旧債、節2 土木施設災害復旧債につきましては、平成30年発生災害復旧事業に係る市債でございます。

以上、歳入の主なものでございます。

続きまして、歳出に移ります。

決算書187、188ページでございます。

款8 土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費のうち、維持管理課関係分につきましては、まず節11需用費につきまして、街路灯、駅前トイレ等に使用いたします光熱水費が主なものでございます。

節12役務費につきましては、路上事故に対する賠償のための保険料でございます。

次に、項2 道路橋梁費、目1 道路橋梁総務費、節2 給料から節4 共済費につきましては、維持管理課職員13名分の人件費でございます。

次のページをお願いいたします。

節13委託料でございます。

これにつきましては測量調査及び道路台帳の修正に伴う委託料でございます。

節22補償、補填及び賠償金につきましては、道路の管理瑕疵による賠償金でこれは予備費から充用いたしております。

続きまして目2 道路維持費、節7 賃金につきましては、夏場の草刈り作業を担う臨時職員の賃金でございます。

次に、節11需用費の修繕料につきましては、市道や側溝の修繕料でございます。

次に、節13委託料の主なものにつきましては、草刈り委託料や舗装路面の補修委託料、街路樹や緑地帯の管理等委託料、鳥栖駅連絡通路等管理委託料などがございます。

その下、節15工事請負費につきましては、一本杉3号線道路維持工事等、104路線の工事費でございます。

続きまして、目3道路舗装費、節15工事請負費につきましては、今泉・田代大官町線舗装工事等の費用でございます。

主要施策の成果65ページをお願いいたします。

平成30年度の舗装関係の事業についてまとめておる表を上げております。

平成30年度は新設が234メートル、3路線分。打ちかえ補修が3,168メートル、15路線分、合計3,402路線、18路線につきまして事業を実施しております。

決算書189、190ページにお戻りください。

目4橋梁維持費の節13委託料は、橋梁長寿命化事業に基づきます橋梁の点検、修繕設計委託料でございます。

同じく節15工事請負費につきましては、真木町にございます新浜橋ほかの橋梁修繕工事費でございます。

主要施策の成果の66ページをお願いいたします。

平成30年度橋梁長寿命化事業といたしまして橋梁修繕の工事が2橋、設計が2橋、そのほか橋梁の定期点検で47橋の点検を実施いたしております。

続きまして、すいません、決算書の191ページ、192ページをお願いいたします。

目5交通安全対策事業、節1報酬の主なものは交通安全指導員の報酬でございます。

次に節15工事請負費につきましては、ガードレールやカーブミラーなど、交通安全施設の改修が主なものでございます。

交通安全施設につきましては、主要施策の成果67ページをお願いいたします。67ページは交通安全対策経費でございます。

この中では、交通安全教育といたしまして、小学校8校、幼稚園・保育園23園、合計31団体、参加人員は4,872人を対象に、交通安全教室を実施いたしております。

続きまして、68ページをお願いいたします。これは交通安全施設整備事業でございます。これも実績を中ほど、表で上げております。

平成30年度は、道路反射鏡、カーブミラーを18基、ガードレールを242メートルと区画線の線引きを6,927メートル分実施いたしております。

決算書にお戻りいただきまして、193ページ、194ページをお願いいたします。

中ほど、項3河川費、目1河川改良費、節15工事請負費の主なものといたしましては、山浦町排水路整備工事などが主なものでございます。

続きまして251ページ、252ページをお願いいたします。

款11災害復旧費、項2土木施設災害復旧費、目1現年発生公共災害復旧費、節15工事請負費につきましては、平成30年7月豪雨に伴う養父町にあります前田5号線などの災害復旧工事でございます。

次に、目2単独災害復旧費、次のページに行ってください、節15工事請負費、これにつきましても、昨年の豪雨に伴う牛原町の四阿屋・筑紫神社線等の災害復旧工事でございます。

以上で説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

#### **江副康成委員長**

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

#### **久保山博幸委員**

決算書54ページの、一番上の公有水面使用料の件です。

公有水面使用料च्छूूूのは5年サイクルで申請च्छूूूるか、継続の手續をせんばいかんとですよね。

その辺の手續きの方法についてお尋ねをいたします。

#### **大石泰之維持管理課長**

公有水面につきましては、手續としましては、個人さんの分は5年に一度の申請で、あと法人関係は毎年の申請をお願いしております。

#### **久保山博幸委員**

占用料च्छूूूうのが意外に少ないなってちょっと印象があったもんで。

その辺のデータの管理というか、この人は今年せんばいかんよとか、そういうデータの管理च्छूूूうのはどんな形で――申請するときは書式で図面書いてしますよね。

それで、結構、箇所数も多いと資料的にかさばって、なかなかその辺の行政側のチェックというかな、抜けがないのかなっていう気がしているんですが、その辺はどういうふうな管理をされているんでしょうか。

#### **齊藤了介維持管理課管理係長**

公有水面の使用料につきましては、継続分と新規分と2つございます。

これが平成17年に、もともと国の持ち物であったんですけども、全て移管をされるに当たって、そのときの継続図面は市のほうに全ていただいています。

それをもとに、パソコンにデータを打ち込みまして、その分を、例えば個人の継続分であれば、その中から今年度5年経過した分について、大体1月、2月ごろに個人さん宛てに全て郵送で申請の手續きの依頼をします。毎回ですけれども、5年に一度個人さんから書類を戻していただいて、受け取った分について、また継続の手續を新年度で行っていくっていう

形で、そのときに廃止や、そういうものも把握をしているというような状況です。

申請の書類自体は、最初に、変更がなければ、当初の図面がずっと書類残っていますので、それをもとに、平米数であるとかは把握をしていると。

変更があれば、それに新たに受け付けして、例えば増減っていうの把握をして、それを追加していくっていうような把握の仕方になっております。

以上でございます。

#### **久保山博幸委員**

古いものになると結構、老朽化というか、それもそろそろ出始めるころかなあと思うんですが、その辺の現場のチェックっちゅうつか、耐久性とかいう、その辺ももう、必要な時期になるのかなって思うんですが、その辺の考えはいかがでしょうか。

#### **斉藤了介維持管理課管理係長**

基本的には橋梁とか公有水面に係る個人の部分であれば、乗り入れ口の橋梁になるかと思えます。

特別、現場に私どもが例えば200件、300件あるものを一つ一つ確認というものはしていないんですけれども、個人の分の持ち物について占用の許可を市のほうで出しているということで、個人さんのほうでそういう維持管理、老朽化のぐあいというのを把握していただくということにはなっております。

また例えば、家を増築であったり建てかえであったり、そういう中で、新たにかけかえをするっていうような、申請の仕方、また継続の中で、そういう中で把握をしているということとはございます。

以上でございます。

#### **池田利幸委員**

主要施策成果の説明書のほう68ページ。

交通安全施策整備事業の部分ですけれども、これ下に表を出していただいている道路反射鏡設置の部分ですけれども、これカーブミラーですよね。

平成26年から平成30年までデータをずっと出していただいている部分で、平成30年度分、道路反射鏡を設置、18基、ガードレール設置が242メートル、区画線引き六千九百二十……。

これってすいません、単純に平成26年、27年と明らかに数が——対策されている数っていうのは大分平成27年から比べると半分ぐらいがカーブミラーとか、平成29年度はさらに少ないんですけど、これは原因っていうか、この理由はどういうものになるんですか。

#### **大石泰之維持管理課長**

これはあくまでも基数で上げておりますので、例えばカーブミラーでいえば、鏡の面の数

が1面だったり2面だったりというところで、それも1基で数えていますので、基数については、単純に半分ということではないかと思っております。

カーブミラー、ガードレールにつきましては、地元の要望等に対応するという部分もございまして、そのときの要望の件数によっては増減することもあるかと思えます。

また区画線につきましては、これは広さとかそういう部分についてもゼブラがあるなしでも面積が変わってきますので、単純にメーターで上げておりますので、ちょっと比較がしづらいところがございますけれども、件数の比較がしやすいように単純に延長ということで表をまとめているところがございますので、予算がこれで単純に半分になっているとかいうことではございません。

以上です。

#### **池田利幸委員**

ありがとうございます。

予算が極端に平成27年度と平成30年度が違ったっていうわけではないっていう御説明だと思えます。

あと、道路反射鏡については、各地区から大分要望が上がってきて維持管理課にもかなりたまっていると思うんですね。大体1年間でどれくらい対処できるものなのですか。

要望に対して設置できるとかいう部分で……。

#### **大石泰之維持管理課長**

一例でございますけれども、要望につきまして、その年々で量の大小がありますけれども、要望状況の処理といたしましては道路側溝関係のものでいえば、平成30年度は要望件数が30件に対して、実施できたのは15件ということで、半分でございます。

交通安全関係につきましても、正直申し上げまして、なかなか要望があったあとにすぐに対応できている箇所というのは、危険性が高いところを除けば、さほど多くはございません。

地元に対してお待ちいただいている箇所も多数あるかということは認識いたしております。

以上です。

#### **池田利幸委員**

ありがとうございます。

今の御説明だったら、道路側溝というか、まず危険箇所を優先してずっと取り扱いをされているっていう御説明ですね。

やっぱりかなり私も相談事を受ける中で、お願いすることが多いんですけれども、なるべく交通安全という部分の判断で——やっぱり地域の方々から要望を上げられてから、いつになったらつけてくれるんだろうとか、という部分で大分、その後にも言ってから、もう何

カ月も、1年もたつけどどうなっとるのかという話とか聞きます。

その中で1つやれるのが、一旦フィードバックっていうか、およそこのくらいで返せますよとかいう答えば戻してもらえれば、また要望を上げた方々も、ある程度、安心してっていうか待っていただけるのかなと思いますんで、そこまでこまめな対応を全て求めることはできんとは重々承知していますけど、答えられる分とかは答えていただきたいなと思います。

#### **小石弘和委員**

今の関連ですけど、維持管理課が約6億5,000万円で不用額が四千何百円よ。もう少し予算を増やさんとこれは何も要望できん。

倍ぐらいふやすような、意気込みでやったらどうかね、公債費比率が4.8%ぐらいがね、(発言する者あり)4.5ですよ。

何もせんなら、こういうふうなところに、維持管理課を、やっぱり残したというふうな意味合いは市民の皆様、区長さん、そういうふうな要望事項がいっぱいあるわけですよ。6億5,000万円ぐらいで何ができますか。

今度は倍ぐらいふやすような意気込みで、市民の皆さんの要望を——出すように頑張ってくださいよ。

私も協力しますので、よろしくお願いします。

#### **松雪努建設部長**

御指摘ありがとうございます。

毎回、おっしゃっていただいておりますように、我々も予算の増に向け、努力をしていきたいと思っておりますし、今度は予算増に伴い、人員の増というところも当然、必要になってくるかというふうには考えておりますので、そのあたりも含め、総務部とも協議をしながら、努力をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

#### **江副康成委員長**

ほかにございますか。

#### **内川隆則委員**

まず204ページ。不良住宅空家等除却費補助金。

これは条例ができて、私はどういうふうに判断してやっていくやろうかと思ったんですが、まず1カ所ですか。そして、どういうところでやったのか、具体的に教えてくれんですか。

#### **佐藤晃一建設部次長兼建設課長**

まず不良住宅の空き家に関しましては、不良住宅に該当する条件といいますか、かなり崩れているとか、そういうのを職員が点数をつけて判断しまして、不良住宅に該当するという



建物を対象としております。

それにつきまして、去年は該当するもので申し込みが2件ありまして、そのうちの1件は、繰り越しといいますか、次の年に回しておりますので、平成30年度は1件、60万円のみとなっております。

以上です。

#### **内川隆則委員**

不良住宅って言えば、市内ばさらかあると思うよね。そういう中であって、申請制度。そして2カ所しか申請がない。

そして、2カ所あったならば、やりますと——いわゆる条例ができるときに私が一番問題としたのは、個人の財産を勝手に扱えるかということと、個人の財産に対して税金を使ってやれるかというふうなことの問題があるけんが、その辺の判断をどういうふうにしていっているのかということを聞きたいわけよ。

だからそういう点で50万円とは、どういうお金かと。

#### **犬丸章宏建設課長補佐兼庶務住宅係長**

不良住宅除却の補助につきましては、一定の危険性を伴うような住宅、例えば屋根が落ちかけているとか、躯体にも大きなひびが入っているとか、そのまま残しておくとか、周りの住環境等に影響を及ぼすような住宅を対象というふうにしているところでございます。

ですから、件数も、昨年度、説明があったとおり、2件で補助の申請があっているところではございますけれども、現在、広報等もしている中で、できるだけ地域の方の安全な住環境に、影響が出ないようなということで、行政として支援をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

空き家につきましては、特別措置法ができましたおかげで、国のほうとしても積極的に空き家の除却をしていかなくちゃいけないということで、市のほうとしても補助金の制度を設けております。

その中で、御指摘のように鳥栖市内に空き家いっぱいあるんですよね。何でこんなに対象が少ないかといいますと、現在あるこの補助、鳥栖市がつくっております補助金の制度といいますのは道に接道がないとか、いくつか条件がありまして、その条件が結構厳しいものになっております。

例えば、壊した後に、地域の公共の場として提供するとかそういう条件が幾つかありますので、その条件をクリアするのがかなり少ないということで、空き家はいっぱいあるんですけれども、申し込みが去年は2件だったということでございます。

#### **内川隆則委員**

条例ができるときにそういう条件っていうのは全く我々は知らされんで条例をつくったわけよね。だから、その条件っていうの市民の皆さんにはいっちょんわからんわけよ。我々だって現在、条件が幾つかあるというのは初めて聞いてさ。

だから、個人の財産を勝手にできんし、そして扱う場合には、本人の了解が要るし、そしてお金がいっぱいあり余っている人でも、それを税金でやってあげるのかというふうなこともあるだろうし、大体、この建物は誰の家かさっぱりわからん、もう亡くなっておられ、ひいじいさんの名義になっておるとかいうふうなやつとか、そういうものもあるわけよね。

だから、どこでどういうふうに線引きしていいのか、我々さっぱりわからんけん、今質問しよつとばってん。

だからその辺の判断っていうのは、市民に全く知らされとらんもんやけが、質問しよるわけよ。

#### **佐藤晃一建設部次長兼建設課長**

この空き家対策に関しましては、学識者を入れた協議会を設置しておりまして、その中で、いろいろ検討を行っております。

この条例に関しましても、そこの協議会の中でいろんな御意見をいただきながら作成したものを議会のほうにも、甲議案として――議会のほうには、条例はないので、条例という形で、御報告をさせていただいております。

この条件に関しても、なかなか厳しいということで、まだ新たな制度についても、検討を現在しているところでございます。

それに関しましても、協議会の中で御意見をいただきながら作成をしていきたいと考えております。

以上です。

#### **内川隆則委員**

それじゃ、我々は条例つくるときの条例だけの話だったけれども、今さっきも協議会の話が出てきたね。

協議会というのはどういうものかということと、もう一つ、条件っていうのはどういう条件なのかということは、ちょっと後で書面で下さい。そうしないと、我々議員にも市民にも知らされとらんけん。

よろしく。

#### **松雪努建設部長**

補足をさせていただきます。

空き家の条例は特措法ができる前に一旦、市のほうで独自に空き家の条例はつくっており

ます。

その後に、特措法できましたものですから、条例改正という形で空き家の取り組みを進めております。

先ほど申しましたように協議会、学識経験者、弁護士とか司法書士、それから宅建、建築士、それから法務局、そして建築指導主事などの学識者のほうに御参加いただいて協議会を組織し、その中で、特定空き家という形での危険な空き家の位置づけをし、そこで、その特定空き家に対しての所有者に対しての除却のお願いとか、そういうものも逐次やっております。

あわせて、チラシ等もつくって、市民の皆さんに全戸配布もさせていただいておりますし、それから司法書士による例えば老人会のほうへの出前講座、こういうものも実は行っているところでございますので、そこも含めて、また、チラシとか、そういう条件も含めて、後ほど差し上げたいというふうに存じます。

#### **江副康成委員長**

よろしいですか。

#### **内川隆則委員**

ついでの話のあったけん、こっちもついでに言うけど、国から回ってくる、全戸配布のチラシも具体的に書きちゃなかわけよ、こういう話が。

空き家条例ができました、空き家対策を行いますので、危険箇所についてはお知らせください、ぐらいの話しかなかわけ。

だから、もう少し丁寧に区長さんとか、皆さんに説明せんと、我々は必ずそれを求められるわけ、近所の人から。

だからそういうやつを市民の皆さん方に、全部知らせるようにしていかないと、困りますので、よろしくお願いします。

それでしゃべったついでにしゃべりますが、今、小石議員から言われたような話で金がない、金がないと言いながらも、びっくりするほど、決算書には公債比率4.5とか、もう驚異的な数字やろうが。

大型事業が始まります、大型事業が始まります、みんな節約してください、節約してください、大型事業はいっちゃん始まらない。結局、公債費比率は4.5になってしまう。鳥栖市は銀行つくってよかごとよりよるじゃないか。

だから、そんなにしてまで金を使わんならば、市民からもう税金取るなというふうなことになるよ。

だから、言いたいのは、白線、横断歩道。鳥栖市はもう消えてしもうとるやっか。年寄り

なんか車に乗っていかれんよ。中央線がどこにあるかもわからん、危のうして。それは小郡市民の人からも言われた、鳥栖市は危ないねって。

だから、横断歩道にしても警察でしょうけど、警察も全然しない。いつの間にか青のラインとかあつという間に引いて、あんなお金はどっから出てきたとかいって言いたいわけよ。

金がない、金がないじゃなくて、これは本当に、市民の安全を守るためなら今、無人の自動車なんか、白線の上を走っていくような車らしいけど。白線がないところならば、あんな車乗られんじゃないか。

だから、ありきたりの話みたいな部長の答弁やったけど、真剣になって考えてくれ。

よろしくお願いします。

### **小石弘和委員**

ちょっと1点お聞きしますが、192ページ。田代大官町・萱方線等調査等委託料、これはどこを調査したのか。

それから、田代大官町・萱方線等道路改良工事、これどこを工事したのか。

それから、次の田代大官町・萱方線の道路用地購入費。これは何件で、何平米ぐらいしたのか。平米当たりいくらだったのか。

それから194ページ、同じく田代大官町・萱方線等移転補償費、これは何件でどういうふうな移転の補償をしたのかと。

それからその194ページの、準用河川雨子川草刈業務委託料。

これはどこに委託して、何メートルで年何回切っているのかというふうなこと。

そして田代大官町・萱方線ですけど、1,100メートル、これ、完成は令和4年3月末というふうなことで、2年おくらせてきているわけですよ、もう3年おくらになっている。その原因は何なのかと。

というふうなことをちょっと報告いただきたいと思います。

### **佐藤晃一建設部次長兼建設課長**

まず、田代大官町・萱方線の委託料につきましては、物件調査、建物の調査が1件、それから物件調査の再算定が2件です。それから、工事請負費につきましては、萱方アパートの解体工事が1件。

それから、道路構造物、これボックスカルバートですけれども、その設置が1件でございます。田代大官町・萱方線の取得用地につきましては、平成30年度が155平米となっております。

これがいつごろ完成するのかという御質問ですけれども、この工事が平成27年から着手しております。当初、事業予定として事業計画を出すのが、10年とか20年の計画を出すわけに

もいきませんので、6年ということで事業計画を出しておりましたけれども、なかなか交付金もつきが悪いということで、次の新しいメニューに切りかえて、結構、補助金が来るようにはなっておりますけれども、現在令和4年を目標に、事業進捗しておりますけれども、これも相手があることでございまして、なかなか用地買収も難航しております。

我々も一生懸命頑張りますけれども、相手によりましては、令和4年があと1年とか、おくれる可能性もあるかと考えております。

以上です。

#### **大石泰之維持管理課長**

準用河川の雨子川草刈業務委託料に関する御質問でございます。

まず請け負っていただいているのは、地元が田代昌町と高田町の2町。あと業者に委託している分が2社でございます。

場所につきましては、準用河川の宿川、蓮原川など、ほぼ市内の準用河川でございまして、地元委託分の延長が3,640メートル、業者委託分が7,614メートル分の委託を護岸の草刈りをお願いしているところでございます。年2回実施でございます。

以上です。

#### **小石弘和委員**

私は雨子川の草刈業務委託をどこがやっているのかと。雨子川だけをお聞きしたんです。

#### **大石泰之維持管理課長**

失礼しました。

雨子川に関しましては、まず請負業者は成富施設整備が実施しております。範囲につきましては、国道34号大木川に合流するまでのほうの準用河川の範囲でございます。加藤田町入り口のほうから、下りまして、大木川に合流する田代外町、松原町のあたりだと思いますけど、合流するところまでの区間でございます。

#### **小石弘和委員**

わかりました。

それから、先ほど佐藤課長が言われた令和4年の3月末の完成が非常に難しいんじゃないかと。何か用地購入で、結局難航している。それが原因なのか、国庫補助金が余り来ていないものか。金があつて用地買収がうまくいってないというふうな意味合いにとっていいわけですかね。

#### **佐藤晃一建設部次長兼建設課長**

まず交付金の額も少ないというのも原因で、うちが要望した金額が丸々来ませんので、それもおくれている原因の一つですが、用地のなかなか買収が進んでいないというのも、去年

の用地も大分繰り越しておりまして、去年の繰り越し分を今用地を買っておりますけれども、それも結構難航しておりますので、その両方がおくれる原因になっているんだろうと思います。

**小石弘和委員**

じゃあ、令和4年の3月末日の完成は結局無理というふうなことになるわけですね。

**佐藤晃一建設部次長兼建設課長**

大幅に交付金が来るということ等は期待できませんので、我々も一生懸命頑張りますけれども、おくれる可能性はあると思います。

**小石弘和委員**

わかりました。

努力してください。お願いします。

**池田利幸委員**

済みません、決算書の54ページの目4土木使用料の節3住宅使用料。これは市営住宅からの入ってくるお金っていうことでしたよね。

これに絡めて聞いていいのか悪いのか、ちょっとわかんないんですけど、今ずっと、去年も、おとしも豪雨災害がありよる中で、避難場所のつていう話が僕も質疑の中で、本会議の質疑でもさせてもらったんですけど。市営住宅に住まれている方とか、周りの区長さんから、あいている市営住宅のところを避難場所とか、高齢者で避難が難しいってところで、そういうところで、あいている部屋だったり、高齢のお一人暮らしのところに一緒に避難場所つていうか、そうやってあけてくれないかっていう要望を何年か前から建設課に対して上げていたっていう話をちょっと聞いたことがあります。

その辺の状況をちょっとわかっている分で御説明いただけないかなと思うんですけど。

**佐藤晃一産業経済部次長兼建設課長**

ここ数年の災害が起こった段階で、やはり市営住宅に一時的に入れてほしいという要望があっております。

それに関しましても県のほうから、今、鳥栖市の市営住宅で空きがあるのは何件ですかという調査も来ますし、それに応じて、そういう方があれば、一時的に入れるということも今検討しております。

今後、県が新しく、災害のときの県営住宅に入居する場合の基準、要綱をつくっておりますので、それに合わせて、今後、市営住宅に関しましても、そういう要綱、災害時の受け入れる要綱を作成するということを今、考えているところでございます。

以上です。

## 池田利幸委員

僕が聞いたのは避難場所指定というか、そういう部分考えられないかっていう部分だったんですけど、それと一緒に職員さんたちともちょっとお話を聞かせてもらう部分があったりして、昔は災害があったときに、今回やったらウグメ田地区、床上あっていますよね。クーラー室外機とか使えない状況でって。まず住むところからっていうときに、昔はもう罹災証明をすぐ取らせて、あいている部屋に入れていたって、そういう今までの現実もあるっていう中で、こっから先ってそういう部分も、市営住宅の考え方として、そこは庶務防災係とかと連携する形になるんでしょうけど、そういう考え方もあるっていいのかな。

そういう部分の協力体制ってというのは、やっていただきたいなっていうお願いでもあるんですよね。

そこを今度、県の施策の部分と一緒に絡めてされるっていうことで、重々その辺の、建設課としてもできる防災っていうか、避難体制の部分であると思いますので、そこをしっかりとお願いしたいなと思います。

それをちょっと踏まえて、いろんな方への一般質問とかの答弁中でも、しゅんせつとかを行って対策しますって言われた部分で、今ずっと御説明をいただいている中で、河川しゅんせつとかの費用がどこにあったのかちゅうのは、僕ちょっと説明を聞き損ねたというか、わかんなかったんで、その部分と、平成30年度の河川のしゅんせつの状況とか、その辺を教えていただけないでしょうか。

まず予算が何ページのどこに載っているっていうところからお願いします。

## 山下美知維持管理課維持係長

河川のしゅんせつにつきましては、ページ数が193、194ページになります。

項3河川費、目1河川改良費でございます。

そのうち、準用河川等のしゅんせつにつきましては、平成30年度分につきましては3河川、重一川及び雨子川、江島川のしゅんせつを行っております。

失礼いたしました。雨子川は護岸の修繕工事でございます。しゅんせつにつきましては、重一川と江島川を実施いたしております。

以上でございます。

## 三澄洋文建設課参事兼スマートインターチェンジ推進室長兼維持管理課参事

今、ちょっと説明がありましたように、193、194ページの河川改良費の中に入っておりますけれども、この中の準用河川につきましては、今言いましたように重一川、それから江島川等の修繕をさせていただいております。

それ以外に排水路としまして法指定外の河川、いわゆる、普通河川と言いますけれども、

そちらの排水路につきましても、9カ所の整備に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

#### **池田利幸委員**

ありがとうございます。

ちなみに9河川で幾らぐらいの費用というか、使ってやっているかっていうのはわかりますか。

#### **三澄洋文維持管理課参事兼課長補佐**

まず、法河川ですけれども、そちらのほうの河川しゅんせつにつきましては、重一川のほうで30万円、江島川のほうで100万円程度の費用でしゅんせつをしております。

あと排水路につきましては、9カ所、西田町、山浦町、萱方町、平田町、神辺町、曾根崎町、古賀町、村田町等で、450万円の負担でしゅんせつをしているところでございます。

以上でございます。

#### **池田利幸委員**

ありがとうございます。

ぱっと見る限り、しゅんせつとかで結構あんまり予算が使われていないなっていう実感が——ここに載っている分で、194ページで254万円とか、その分、大きな河川に対しては県が大体やるんでしょうけど、しゅんせつの部分とか、かなり答弁でも返ってくる言葉でもありますし、しゅんせつっていう部分はまだ力を入れてやっていただきたいなと思いますんで、よろしくお願いします。

#### **江副康成委員長**

ほかに。

#### **久保山博幸委員**

190ページの道路里親ボランティアの件でちょっとお尋ねをいたします。

活動の保険料として支払われておりますが、現状、ボランティアの方って何名さんぐらい、いらっしゃるんでしょうか。

#### **斉藤了介維持管理課管理係長**

道路里親の人数ということでよろしいでしょうか。（「団体」と呼ぶ者あり）団体ですね。

ボランティア活動保険に関していいますと、平成30年度で団体数としては18団体で、団体の人数としては620人、あと個人で12名の632名分について保険を加入しているような状況でございます。

以上でございます。

#### **久保山博幸委員**



その組織の数、人数っていうのは近年ふえる傾向ですか、減る傾向ですか、状況はどんなふうでしょうか。

**斉藤了介維持管理課管理係長**

平成29年と比較しても、18団体変わりません。

個人が平成29年11人だったんですけれども、その全体で614人が、平成30年度で620人と微増はしているんですけれども。

団体数としては横ばいというような状況でございます。

**久保山博幸委員**

ちょっと要望になるかと思うんですが、一応保険は負担してもらっているということなんですが、やっぱりボランティアでやっていらっしゃる以上、ごみ袋ぐらいボランティアさんにやるべきじゃなかろうかっていう意見があるんですが、その辺の……、「やっています」と呼ぶ者あり）やられているんですか。

**斉藤了介維持管理課管理係長**

道路里親の方への提供分といたしましては、例えば保険であるとか、ほうきとか、そういうものを。それとあと、ボランティアの袋も御提供させていただいております。

以上でございます。

**江副康成委員長**

いいですか。ほかにございますか。

**伊藤克也委員**

主要施策成果説明書の74ページをお願いします。

味坂スマートインターチェンジについてなんですけれども、現状、何年の完成を目指して今、事業を進められているのかを教えてくださいと思います。

**佐藤晃一建設部次長兼建設課長**

着手から五、六年の完成を目指すということになっておりますので、令和5年度……、令和7年の4月の完成を目標にしております。

**伊藤克也委員**

令和7年度。（「7年」と呼ぶ者あり）

**佐藤晃一建設部次長兼建設課長**

訂正します。

令和5年度の完成を目標にしておりますので、令和6年の4月の開通を目標にしております。

以上です。

### 伊藤克也委員

わかりました。

約5年をめどにということ目指されているということですね。

もちろん県も事業と一緒にされているわけですので、足並みをそろえていく必要があると思うんですね。

今のところ、まだ測量等始まったばかりだと思うんですけども、進捗状況はどんな感じなのか教えていただければと思います。

### 三澄洋文建設課参事兼スマートインターチェンジ推進室長兼維持管理課参事

味坂スマートインターチェンジにつきまして、御質問ありましたスマートインターの本体のほうをちょっと説明したいと思いますけれども。

まず、地元説明会を8月30日にさせていただきまして、地権者、それから耕作者、住民の方、集まっていただきまして説明いたしました。

その中では、これまでが概略の計上だったものを、詳細の形で表に出させていただいて、測量の立ち入りのお願い等させていただいております。

これから、用地測量とか物件調査のほうに、本体のほうに入っていくという予定になっております。

当然、県道につきましては、これまで説明会もほぼ終わりました、宿題等少しありますけれども、その辺の修正が今県のほうでされていますけれども、用地測量のほうに今現地入っております、今後、境界立会とか幅ぐいの立会とか、そういったものに入っていく予定になっております。

本市の飯田・水屋線、縦道のほうですけれども、こちらも事業を進めておりまして、現在詳細設計等に入っております。

今後、用地測量のほうに入らせていただいて、それから用地のほうの御相談のほうに入っていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

### 伊藤克也委員

ありがとうございます。

恐らく、飯田・水屋線、並びに飯田・酒井東線を一緒に進めていく必要があるかと思うんですね。

約5年の間に2本一緒にやっていくわけですけれども、大体どれぐらいの予算として今、頭の中で考えられているのか教えていただければと思います。

### 江副康成委員長

答弁できますか。

### 佐藤晃一建設部次長兼建設課長

過去の事例からメーター当たりの概算額っていうのはわかりますけれども、実際には詳細設計をしてみないと金額はちょっと申し上げられないということで、よろしくお願いします。

### 伊藤克也委員

先ほどの安全対策の面でもしっかり予算をつけなさいっていうふうな御指摘だと思うんですね。

ここもやはり、もう先が見えている事業なので、しっかりと予算を計上していただくようにしていただきたいなというふうに思っています。

それと完成後は、恐らく大型トラックを含めて、一定程度利用もふえていくというふうに思うんですね。

当然のことながら、その先の市道の整備、並びに酒井東町とか水屋町とか先に一定程度、町もありますので、そういったところに、特に一般車が侵入して、生活道路に入っていくことも多くなってくるのではないかなというふうに思うんですけれども、そういったところの今後対策として、何か検討して行っておられるのかお尋ねをします。

### 三澄洋文建設課参事兼スマートインターチェンジ推進室長兼維持管理課参事

予測されるように、今回の接続道路が整備されますことによって、大型車が南のほうに下っていく可能性もあると思います。

一つはこれまでが久留米方面とか小郡方面をつなぐ道路として、農道のほうを多く利用されておったと。

それが例えば水屋地区であるとか、酒井東町のほうに抜けていった車が、今回の県道の東西のほうの道路、これができることによって、3号線へのタッチができますもんですから、そちらのほうに分散することが一つあるのかなと思っております。

それと、一つ、地元からも酒井東町とか水屋町からもやはり大型車の侵入の懸念されますことから、それにつきましては、今後規制等のお願いとか、お願い看板を上げるとか、ちょっとその辺は地元とまた協議しながら、どういった対策ができるのかっていうのは考えていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

### 江副康成委員長

いいですか。

まだ質問が続くようだったら、ちょっと1回、休憩入れますか。

まだあるんですね。（「今の関連で」と呼ぶ者あり）

#### 池田利幸委員

今の関連なんですけれども、ここの道路、毎回、災害時には水没する道路でもあるんですけど、道路つくるときにかさ上げる予定とかあるんですか。

かさ上げするとなれば、結局かさ上げた分どっかに影響が出る可能性があるんでその辺考えられているのかなっていう部分でちょっとお伺いしたいんですけど。

#### 三澄洋文建設課参事兼スマートインターチェンジ推進室長兼維持管理課参事

東西のほうの県道につきましては、現況よりも1.5メートル程度かさ上げされるような計画になっております。

県道のほうですけれども、こちら、地元説明会でもちょっとありましたけれども、これが結局堤防になって、北側と南側を分断するんじゃないかというふうなお話も出ました。

実際に県のほうでも、そういったものが出ないように、県道の下にそれなりの大きな排水路を数多く設置するという事で計画をされておりますし、それでもちょっと不安がられている地元の方もいらっしゃいましたので、それに加えてまた検討したいというふうに県のほうでは今、進められているところでございます。

以上でございます。（発言する者あり）

市道につきましても1.5メートルかさ上げの予定になっております。

以上でございます。

#### 池田利幸委員

今回のウグメ田ばかり言うのもあれなんですけど、ウグメ田地区、あそこも、結局道ができることによって、今までもう維持管理課さんとかお話ししながら、あそこの対策ってなかなか難しい、河川改良って難しいという中で、同じ地区のところで、かさ上げするところができると、なおさら影響がやっぱり考えられるかなという部分も、ほかの地域にもあるんで、その辺しっかりちょっとお願いしたいなと思います。

#### 久保山博幸委員

今回の設計の中では――将来的にこの一帯が土地利用構想も持たれているんですが、この蓮原川ですね。

当然、今回は入らないとは思いますが、その辺は将来的なことを含めて、蓮原川の取り扱いが構想、考え方っていうのはあるんでしょうか。

#### 松雪努建設部長

現段階におきましては、蓮原川の取り扱いについては、検討には至っていないというような状況です。

#### 江副康成委員長



す。

凡例につきましては、6 ページの下のほうに記載しております。

屋根防水改修からKの商工設備改修までの工事種別ごとを示しております。

また、中期計画期間につきましても、過去2年間の実績と、先5年分を示しています。

今回、前回に示しておりました一覧表から見直しを行った施設について御説明したいと思っております。

最初に、都市公園内に施設があります12番の市民文化会館と24番の市民球場がございます。

これらの施設につきましては、一部工事を前倒しで行っていますけれども、公園施設長寿命化計画に基づき、社会資本整備総合交付金の採択を得たことによるものでございます。

また、45番以降のなかよし会につきましては、以前お示しした時期よりも1年おくれと実施時期の見直しを行っておりますが、これは、子ども・子育て支援整備交付金を活用することとしたためでございます。

次に、29番以降の小中学校施設につきましても、財政課と教育総務課の協議を行いまして、全体事業費を考慮した上で、改修時期の調整を行っています。

また、53番目の中央老人デイサービスセンターがあります高齢者福祉施設につきましては、定期点検の結果を踏まえ、再度、詳細な調査を設計日に合わせて行った上で、工事内容の追加を検討したほうがよいと判断したため、工事開始時期を1年おくらせております。

今後の公共施設の保全時期、内容につきましては、別紙のとおり記載しておりますけれども、今後の財政確保、財政状況、施設の劣化状況に応じては見直しを図っていくこととしております。

以上が報告となります。よろしくお願いいたします。

#### **江副康成委員長**

この際ですので、確認したいことや御意見等ございましたらお受けしたいと思います。

どなたかございませんか。

#### **久保山博幸委員**

冒頭の滞在型農園施設に社会教育研修場、この機能も組み込まれたということですけど、実際どういうふうな運用というのはされているのでしょうか。

#### **江副康成委員長**

久保山博幸委員、建設課関係分ということで。（発言する者あり）

暫時休憩します。

**午前11時29分休憩**



続きまして、ことしの４月から建設部都市計画課でございます、その都市計画課分の決算概要について御説明をいたします。

都市計画課につきましては、本年７月の機構改革におきまして新設をされ、旧企画政策部まちづくり推進課及び建設部維持管理課公園緑地係が統合して出来上がったものでございます。

平成30年度の事務執行に際しましての職員は機構改革前の体制において、13名で事務の執行にあたっておりました。

決算概要につきましては、一般会計土木費のうち、都市計画課関係分といたしましては、予算現額９億2,754万3,000円、支出済額８億9,701万9,356円、不用額が573万5,644円、執行率96.7%でございます。

災害復旧費のうち、都市計画課関係分、いわゆる公園部分といたしましては、予算現額1,596万3,000円、支出済額672万2,400円、不用額4万600円、執行率42.1%でございます。

平成30年度に取り組みました主な事業といたしましては、都市計画マスタープラン策定事業、公園施設長寿命化事業などを推進してきたところでございます。

具体的に、ただいま担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げ、概要の説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

#### **藤川博一建設部次長兼都市計画課長**

それでは、平成30年度都市計画課の歳入歳出決算書の説明をいたします。

53ページ、54ページをお願いいたします。一番上段になります。

款14使用料及び手数料、項、使用料、目、土木使用料、節、都市計画使用料でございます。

備考欄の一番上でございます。

公園使用料117万1,867円は、駐車場イベント、また自動販売機等の使用料の歳入でございます。

続きまして、55ページ、56ページをお願いいたします。

中段ほどになります、目４土木手数料、節１都市計画手数料３万1,500円につきましては、用途証明の諸証明手数料でございます。

続きまして、57ページ、58ページをお願いいたします。一番上のあたりになります。

項１国庫負担金、目２災害復旧費国庫負担金、節１土木施設災害復旧費国庫負担金でございます。

備考欄の上でございますが、平成30年発生災害復旧事業費負担金として、1,291万716円のうち、東公園の災害復旧事業分として103万6,828円が都市計画課分でございます。



続きまして59ページ、60ページをお願いいたします。2段目になります。

目4土木費国庫補助金、節2都市計画費国庫補助金1,000万円でございます。

公園長寿命化計画策定業務1,964万1,960円と、市民公園費用便益費算定業務234万4,680円のうち、補助対象経費の交付金1,000万円を計上しております。

続きまして、少しページが飛びます、67ページ、68ページをお願いいたします。

款16県支出金、項6土木費県補助金、節1都市計画費県補助金につきまして、備考欄の2段目でございます。

緑の景観づくり事業補助金49万9,000円につきましては、朝日山に桜を植えた分の県の補助金を計上いたしております。

続きまして、71ページ、72ページをお願いいたします。

款16県支出金、項17財産収入、目1財産貸付収入、節1土地貸付収入でございます。

備考欄の一番下になります。

鳥栖駅前の鳥栖ビルの駐車場であった部分をホテルルートインさんにお貸しした分と、電柱の使用料205万2,782円を計上いたしております。

続きまして、同じページの2段目でございます。

目2利子及び配当金、節1利子及び配当金、備考欄の7項目めでございます。都市開発基金利子1万136円を計上いたしております。

続きまして、85ページ、86ページになります。

款21諸収入、項4雑入につきまして備考欄のちょっと上段の辺です。都市計画図・白図販売代金5万5,500円を計上しております。

その4段下です。光熱水費雑入52万5,364円のうち、自動販売機の光熱水費34万2,053円が都市計画課の分でございます。

続きまして、89ページ、90ページをお願いいたします。

款22市債、項1市債、目8災害復旧費、節2土木施設災害復旧債につきまして2,320万円のうち、都市計画課分は東公園災害分として50万円、田代公園ほかの災害の復旧事業分として480万円、合計530万円が都市計画課分でございます。

以上が歳入の御説明となります。

続きまして、歳出の御説明をさせていただきます。ページは193ページ、194ページでございます。

款8土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費、節1報酬20万5,200円につきましては、都市計画審議会委員報酬3回分でございます。

続きまして、節2給料、節3職員手当、次の195ページ、196ページの節4共済費につつま

しては、都市計画課職員13名分の人件費でございます。

1つ飛びまして節9旅費につきまして、備考欄の一番上の一般旅費4万8,580円のうち、都市計画課分は7,720円でございます。

下段の費用弁償1,720円につきましては、都市計画審議会委員の交通費の費用弁償でございます。

続きまして、節11需用費2万8,294円のうち、2万4,986円、印刷製本費47万3,361円のうち21万8,673円、合計24万3,659円が都市計画課分でございます。

続きまして、節13委託料でございます。備考欄2項目めでございます。

都市計画図更新等委託料として264万6,000円、その下段、都市計画マスタープラン策定支援委託料、最終年度の964万4,400円が都市計画課分でございます。

続きまして、ページの一番下になります。節19負担金、補助及び交付金の次のページの197ページ、198ページをお願いいたします。備考欄の上から2項目めでございます。

全国都市計画協会負担金12万3,000円、その下の分、都市計画基礎調査負担金、これ県が5年おきに行います調査の鳥栖市負担分として451万2,664円を計上しております。

続きまして、節23償還金、利子及び割引につきましては、都市再生機構立替金の償還金4,893万7,644円を計上しております。

続きまして、目2公園管理費でございます。節9旅費は北九州でありました遊具点検の研修の8,340円を計上しております。

節11需用費でございます。消耗品につきましては、トイレトーパー、砂、補修材等の購入費として24万9,997円、燃料費9万2,067円につきましては、公園パトロール車の燃料代でございます。

光熱水費482万5,392円は、公園の電気料280万7,194円、上下水道料201万8,198円を上げております。

続きまして、修繕料121万7,376円につきましては、遊具、トイレ等の修繕料を上げております。あと、公園管理マニュアルを購入した図書購読料3万4,050円を上げております。

続きまして、節12役務費でございます。

浄化槽法定検査手数料7,000円、汲取料8,994円、いずれも朝日山公園のトイレの分でございます。

続きまして、節13委託料、公園管理委託料につきましては、5,928万6,600円、これは都市公園25、開発公園12、児童公園6園、その他1の年間管理委託料分でございます。

続きまして、公園施設長寿命化計画策定委託料として2,198万6,640円を上げております。

節15工事請負費につきましては、東公園池浚渫工事ほか合計11工事分を2,303万1,000円上

げております。

続きまして、節19負担金、補助及び交付金につきましては、先ほど申し上げました北九州での遊具日常点検講習会の負担金として1万300円を上げております。

続きまして、目3街路事業費、節8報償費につきましては、都市計画道路見直し検討懇話会3回分の委員謝金でございます。

節9旅費につきましては、職員の一般旅費2万5,740円を上げております。

節13委託料、ここでは全て繰り越しておりますけれども、都市計画道路見直しの策定支援業務が入ることになります。全額1,167万1,000円を今年度に繰り越しをしております。

続きまして、目4緑化推進費、節8報償費につきましては、昨年5月26日に開催いたしました花の日イベントの謝金として、37万円を計上しております。

続きまして、ページ変わりました199ページ、200ページをお願いいたします。一番上でございます。モチノキ、サザンカ、ツツジなどを配布しております人生記念樹代として7万7,420円を上げております。

節11需用費につきましては、全て花の日のときの必要経費分でございます。

続きまして、節13委託料につきましては、グリーンファームさんをお願いしております花苗移植委託料205万5,600円を上げております。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、花とみどりの推進協議会補助金120万円、菊花会への補助金5万円を上げております。

続きまして、目6まちづくり推進費、節9旅費につきましては、15万1,720円は職員の一般旅費でございます。

2つ項目飛びまして、節13委託料、備考欄の2項目めと3項目めになります。鳥栖駅周辺整備基本設計委託料、事業としては5本分です。6,843万9,960円。鳥栖駅周辺調査設計委託料1,102万753円を上げております。

続きまして、下段の節15工事請負費でございます。

鳥栖駅周辺整備工事費として、現在囲いパネルを設置しております、その分の工事費を上げております。

節17公有財産購入費1億2,999万9,743円につきましては、鳥栖スタジアム第5、第6駐車場8,712.9平米分を開発公社より買い戻した費用でございます。

節22補償、補填及び賠償金1億658万7,050円につきましては、鳥栖駅周辺整備に関連しまして、鳥栖ビルを買収した折の補償費でございます。

続きまして、すぐ下、節25節積立金につきましては、都市開発基金への積立金として3億1万136円を上げております。





問題なのは、駅舎ですとか自由通路。この基本設計がどうなるかっていう事だと思っています。

そうですね。

12月の時点で白紙撤回という形の取り方を市長がされたということで、形的に言えば一旦、白紙でもう全てが今までかかっているところが使えなくなるっていうか——部分の中で、どう本当に生かせるのかなっていう部分のところはしっかり考えていただかんといかんな思っております。

以上です。

今の池田議員の質疑の関連ですけれども、今回の一般質問でも、白紙撤回によるけじめは、市長自身はつけたと思われるかという質問をさせていただいて、選挙という言葉は出さなかったけれども、市民の方には説明をして理解をいただいたと考えているっていう答弁だったんですが。しかし、実際使えない図面、設計料ちゅうのが、何千万円か発生しているわけですよね。

どうも市長答弁だけでは納得できないところ、じゃあ、その責任って誰にあるのかなって  
いう。

そもそも、橋上駅を目指して提案して、スタートして、終わり方も、基本設計を発表して5日後に、突然の断念っていうのは、そのいきさつを含めて、いろいろ混乱したことも含めて、じゃあこの責任って誰にあるのかなっていったって答弁を聞くと、選挙によって、みそぎを受けたというか、そういうふう聞こえるんですけど。

それだけで市長として続投というのは、市民のそういう意志としても、事のてんまつからすると、この無駄ですね、生かせなかったという責任は誰にあるのかなというところがずっと今でも疑問なんです、そのあたりについて執行部、どういうふうに考えられるかな。（発言する者あり）

暫時休憩します。

午後 1 時20分休憩

- 188 -

午後 1 時 20 分開会

江副康成委員長

再開します。

久保山博幸委員

話はちょっと変わって、鳥栖ビル跡地の活用についてっていう要望書も出て、そのときの答弁に、駅の駅舎、駅の通路と駅前広場と交差点、これは一体にあるから、今回の要望書については応えられないっていうようなことだったんですが、その辺が、この断念した、いわゆる基本計画がありますよね、駅舎、駅広、交差点。

その存在っちゃうのが今執行部の中で、どういう存在になっているのかなと、お答えではこれ 3 つじゃないと成果が出せないから、あくまでこれは 3 つで進めていくっていうような考え方みたいですけれども、その中で、今回の設計っていうのが、どういうふうに執行部の中では認識されているのかなというところでお尋ねします。

松雪努建設部長

まず、1 回目の御質問からでございますけれども、責任は執行部としてどのように考えているかっていうところでは、我々としては、ちょっと答えは困る部分がございます。

2 番目の御質問で行きますと、やはり今回要望書ということで橋上駅の要望という形が出てまいりました。

我々も橋上駅というようなことで、この基本設計の中でやっていたところはございますけれども、当然、そこにつながる部分として、じゃあその橋上駅からおりたところはどうなるんだ、駅前の広場はどうなるんだ、交差点はどうなるんだっていうような当然、波状的につながっていく部分があるというふうに考えております。

ですから、我々は、駅前交差点があり、駅前広場があり、橋上駅があるというような考え方でおりますので、やはり駅前の交差点、これが非常にわかりづらいというような市民のアンケートの結果からもそこは課題だろうというふうに思っております。

ですから、我々といしましては、交差点なり駅前広場、それにつながる駅部というようなことで、やはり 3 点で一体となって事業化していくべきものというふうに考えているところでございます。

先ほども藤川が申し上げましたように、交差点部分とか地質調査の部分とかいう部分はたぶん生かせるだろうとは思っております。

ただ、駅舎につながる駅前広場の部分であるとか、そういう形状であるとかというふうな

以上でございます。



以上でございます。

わかりました。

それで、実際年間このくらいの予算で要するに済んでいるものか。停滞しているんじゃないかと、衰退しているんじゃないかと思うんですけど、私とすれば、この金額で全ての公園を管理委託するのは非常に難しいんじゃないかなあというふうには思うんですけど、もう少し予算を組めるような状況にないもんかなあというふうには思うんですけど、それは担当課のほうでちょっと回答ができればしていただきたいなと思うんですけどね。

それと開発公園が12、児童公園が6、その他1でありまして、小石議員から先ほど御指摘いただいた街区公園っていうのは、まちのあちこちにある公園だと思うんですが……、（発言する者あり）

暫時休憩します。

午後 1 時32分休憩

[illegible]

午後 1 時32分開会

再開します。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

私が開発公園と街区公園を勘違いしておりました。

申しわけございません。

今の管理で足りているのかっていうところで、御指摘のとおり苦情等もたびたびもらうこともございます。

できる限り予算の獲得も含め、今後考えて行かなければならない課題であるというふうに思っております。

江副康成委員長

いいですか。

じゃあちよつと暫時休憩します。

午後 1 時33分休憩



午後 1 時37分開会

江副康成委員長

再開します。

## 久保山博幸委員

先ほどの設計委託料の分で、今後、生かせる部分と無駄になる部分というふうなところで御説明いただいたんですが、駅舎、あるいは駅前広場については生かせないだろうというふうな説明なんですが、今回の一般質問で橋上駅——駅舎計画の白紙撤回についての、けじめはついたと思われるかっていう質問を市長にさせていただきました。

その御回答では、皆様には説明もしたし、4期目、再選されたことで、御理解をいただけたと思うというふうな市長のコメントをいただいとったと思うんですが、ただ、この駅の橋上化、橋上駅舎、それはもう先ほど市長が1期目のとき、鉄道高架の流れからずっと見ていきますと、やはり市長の思いで橋上化事業がスタートしたわけですね。

ところが駅舎の約40億円っていう予算が倍増したということで、突然に白紙撤回。

それも基本設計を発表しながら、5日後には突然、白紙撤回をされたっていう、その状況を見ますと、言葉は悪いですけども、私は市長のひとり相撲じゃなかったのかなっていう印象があるんですよね。

市長の思いでやったけれども、現実的にどうも難しいと、やっぱり無理だになっていう、それ全て市長が判断されてきたのか。

そうなると、もちろん選挙を通して、４期目続投っていうのは市民の結果として意見だったと思うんですが、ただ、やっぱり白紙撤回をしたことで、県やＪＲとの信頼を失ったところもあるし、お金の面でも、無駄になった部分っていうのはあるんですよね。

この無駄になった部分の責任っていうのは、誰にあるのかなというところをお聞きしたいと思うんですが。

#### **橋本康志市長**

鳥栖駅周辺整備に関する設計料の御質問でございます。

一般質問でもお答えをしておりますし、これまでも申し上げて来ておりますけれども、私にとりましては鳥栖駅周辺の活性化、それは本当に鳥栖市の将来にとっては大変重要なものであると思いますし、必ず成し遂げて行かなければいけないというふうに思っております。

今回、基本設計をしていく中で、我々の想定した以上に駅舎関係の予算が膨らんでしましまして、これをこのまま、実施設計等に進めていきますと、市民サービスの提供に支障が出るおそれがあるということを大変危惧をいたしまして、今回の基本設計に基づく実施設計に進めることは、好ましくないということで判断したわけでございます。

ですから、今、部長からも御説明を申し上げましたとおり、この設計の中でそれまでの取り組んだことを今後に必ず生かしていこうと思いますし、これをもとに鳥栖駅周辺の活性化に向けて、何とか突破口を見出していく、そこが責任を果たすことになるのではないかとこのように考えております。

以上、お答えといたします。

#### **江副康成委員長**

いいですか。

#### **久保山博幸委員**

思いは伝わりましたが、なかなか聞きたかったこと、この責任についての思い、考え方は、私には伝わってきませんでした。

#### **江副康成委員長**

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに。（発言する者あり）いや、だから市長さんが、せっかく来てもらっているから、ほかに質問ありますかということで聞いている。

いいですか。

〔発言する者なし〕

じゃあ、もう博幸議員いいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

じゃあ、どうもありがとうございました。

〔市長退席〕

#### **江副康成委員長**

ほかにございますか。

#### **伊藤克也委員**

200ページの鳥栖駅周辺整備事業用地購入費についてお伺いします。

この件については、たしか居住を含めたそういった開発をしていこうというようなゾーニングをなされていたというふうに思っておりますけれども、今後どのように有効利用をされていくのか、現時点のお考えがあったら聞かせていただければと思います。

#### **藤川博一建設部次長兼都市計画課長**

基本的に現在、鳥栖駅周辺整備が頓挫している状況です。

この開発公社用地の買い戻しにつきましては、当然、鳥栖駅周辺整備を担当しておりました旧まちづくり推進課から今回都市計画課になっているわけなので、それは受け継ぐものと考えております。

ただ一方で、この用地の買い戻しにつきましては、市が抱えております開発公社用地の計画的な買い戻しという側面もございます。

そうしたところで、今回、鳥栖駅周辺の駅東の用地に関しては、計画どおり買い戻しはしていくことと今後しておりますけれども、現時点で、じゃあすぐに民間活用するのか、しないのか、ということについては、スタジアムの駐車場で現在使われているということもございしますので、具体的な計画は持っておりません。

#### **伊藤克也委員**

ありがとうございます。

確かに駐車場として有効的に活用していただいているので、今後もそのような活用方法を前提にされていくのかなというふうに思っておりますけれども、何分、一体的な再開発に向けて、大変有効な土地というふうに私も感じておりますので、今後はゾーニングされていたことについて、私はしっかりと今後、方向性を見失わずに進めていっていただきたいなというふうな思いを持っております。よろしくお願いいたします。

それともう一点、別にお聞きします。

198ページの東公園池浚渫工事費ほかということで、先ほどから御説明の中で東公園についてはいくつか説明があったかというふうに思います。

一昨年豪雨で東公園の遊歩道を含めて、池もかなり損傷があったかなというふうに思って

おりますけれども、大体、今年度をもって東公園については終わったっていうか、豪雨によるそういった損傷については、終わったんですかね。

私がちょっと最近見に行っていないもんですから、その辺の状況をお聞かせていただければと思います。

**藤川博一建設部次長兼都市計画課長**

昨年7月豪雨で起きました災害、主なものとしましては、今御指摘いただいた東公園、それと田代公園、それと朝日山がございました。全て昨年の7月の豪雨対策は終えております。

ただ、また、ことしもなんですけれども7月豪雨がございました。そのときに、朝日山では、一辺復旧していた部分の一部、それと、すぐ隣で新たな災害が発生いたしております。

東公園の崩壊した部分につきましても、去年崩落した部分の一部からまた新たな部分にかけて、ちょっと、今回また崩落が発生をしてしまっています。

それについても今急ぎ対策をしておるところでございます。

**伊藤克也委員**

ありがとうございます。

池のしゅんせつに関してはもうオーバーフローっていうか、下のほうに流れ出るようなことは、今回の豪雨ではなかったっていうことでよろしいですか。

**本田一也都市計画課長補佐兼公園緑地係長**

今回の豪雨により被害はなかったです。

以上です。

**伊藤克也委員**

その状況としては、多少余裕があるっていうか、少々降ってもオーバーするような状況ではなかったっていう感じでよろしいですか。

**本田一也都市計画課長補佐兼公園緑地係長**

そのとおりです。

以上です。

**江副康成委員長**

ほかに。

**池田利幸委員**

ちょっと戻って申しわけないんですけど、鳥栖駅周辺整備の事業のことですけど、ずっと白紙撤回、白紙撤回っていう——白紙撤回はもう全てまっさらにするっていうことですよ。執行部として、実際に白紙撤回と思ってあるのか。

凍結、また時期がきたら、それをもとに進めていこうと思っている、思っていたいって言

うほうがいいんですかね。

その辺の考えはどうかなのかなと思ひまして。

#### **松雪努建設部長**

これまで白紙であるというようなお答えを差し上げております。

今回交差点なり、駅前広場なり、駅なりというものは一体で事業化したほうがより効率的であろうというようなこともありますので、当然、白紙という位置づけは変わっておりませんけれども、再度先ほど言いました予算的にめどが立った時点で、じゃあ最初、スタート地点に立ったときに、そのスタート地点に立ったときに何を持ってくるのかっていうところはやはり、初めにもってくる議論のスタートっていうところでは、今回の基本設計部分っていうのを議論の土台にはすべきであろうというふうには考えているところです。

#### **池田利幸委員**

ありがとうございます。

僕も最初に聞いた5本の設計とかいう部分、これって本当にこれを後々に生かす、本当に5本を全部無駄にしないっていうことは、再度協議ができ始めるとき、どういう形になるのかわかんないですけど、もとにすることができれば生きるんでしょうし、そうでなければ、本当に5本全てが無駄になるっていう話にもなるのだらうなっていう部分で、ちょっとお尋ねでした。

ありがとうございます。

#### **久保山博幸委員**

200ページの節22、鳥栖駅周辺整備移転補償費とその下の、都市開発基金積立金に関してですが、聞いているのは、この鳥栖ビルを買収するのに、トータルで5億3,000万円ぐらいの費用を支払っているというふうに聞いておりますが、ここに見るのは開発基金積立金3億円とその上の移転補償費、一億何がしかなんですが、その後の部分はどこに出てくるんですか。

#### **藤川博一建設部次長兼都市計画課長**

この買収の契約は平成29年の10月に契約をさせていただいております。その後、ビルの解体が始まりまして、年度をまたいでおります。

着手前の前金払い分は平成29年度にお支払いをしておりましたので、その解体とか、跡地の整地が終了したのを確認して、残りの残額を平成30年度にお支払いした分が決算書に載っておるところでございます。

都市開発基金の3億円の積み立てとは直接、関連はございません。

用地につきましては、土地開発基金で買収しておりますので、関連は直接はございません。

#### **久保山博幸委員**

都市開発基金の中からおっしゃられたのかなと思って、337ページの都市開発基金の年度末  
 高が八億二千何がしというところで……。

移転補償費につきましては、平成29年度に取り崩してお支払いをしており、都市開発基金を切り崩してお支払いをしています。

久保山博幸委員

都市開発基金の中から支払われて、年度末段階、３月31日の段階では、まだ開発基金の中に、３億円あったということですかね。（発言する者あり）

暫時休憩します。



次に国道・交通対策課関係の議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩します。



– 197 –

再開します。

国道・交通対策課関係議案審査

これより国道・交通対策課関係議案の審査を始めます。

議案乙第25号 平成30年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

国道・交通対策課の決算概要について御説明をいたします。

平成30年度中事務執行に対しての国道・交通対策課職員 5 名で事務執行に当たってまいりました。

決算概要につきましては、一般会計土木費のうち、国道・交通対策課関係分といたしましては、予算現額 1 億 4,006 万 9,000 円、支出済額 1 億 3,901 万 9,231 円、不用額 104 万 9,769 円、執行率 99.3% となっております。

平成30年度に取り組みました主な事業といたしましては、引き続きではございますが、国道3号鳥栖拡幅事業、国道3号鳥栖久留米道路事業、地方バス路線事業、地域公共交通確保維持改善事業、新幹線整備事業などを推進し、それぞれ成果を上げたところでございます。

内容につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

それでは、議案乙第25号 平成30年度鳥栖市一般会計決算の国道・交通対策課関係分について御説明いたします。

決算書に沿って御説明させていただきます。

初めに決算書の53から54ページの上段をお願いいたします。

歳入でございます。



款14使用料及び手数料、項 1 使用料、目 4 土木使用料、節 2 都市計画使用料のうち、備考欄の1,640万1,650円につきましては、鳥栖駅東駐車場の使用料でございます。

同じく節 4 新幹線対策使用料5,319万5,660円につきましては、新鳥栖駅周辺駐車場の使用料でございます。

続きまして、決算書67から68ページの中段をお願いいたします。

款16県支出金、項 2 県補助金、目 6 土木費県補助金、節 1 都市計画費県補助金のうち、備考欄の地域創発による地域交通モデル事業費補助金160万円につきましては、地域公共交通網形成計画策定のための基礎調査であります地域公共交通調査検討業務の実施に当たりまして、その財源として県の補助金の交付を受けたものでございます。

以上が歳入の主なものについてでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

決算書187ページから188ページの下段をお願いいたします。

款 8 土木費、項 2 道路橋梁費、目 1 道路橋梁総務費でございます。

節 2 給料から 4 の共済費につきましては、国道・交通対策課 5 名分の人件費が含まれております。

次に、195ページから196ページをお願いいたします。

項 4 都市計画費、目 1 都市計画総務費でございます。

中段にあります節13委託料でございますが、備考欄のミニバス運行業務委託費456万5,507円につきましては、ミニバス鳥栖、田代地区循環線及び基里、旭地区循環線 4 路線の運行にかかわる委託料でございます。

その下でございますけれども、地域公共交通調査検討業務委託料645万7,320円につきましては、地域公共交通網形成計画策定のための基礎調査であります地域公共交通調査検討業務の実施に係る委託料でございます。

次に、節15工事請負費でございますが、備考欄の高速神辺バス停周辺整備工事費168万480円につきましては、高速神辺バス停利用者の駐車場、新たな駐車場の 8 台分の整備と安全対策としまして、駐車場に照明灯 1 基、市道に街路灯 2 基を新設したものでございます。

最下段の節19負担金、補助金及び交付金につきましては、備考欄に記載しております国道 34号整備促進期成会や、国道 3 号改良促進期成会及び各種道路関係の協会等への負担金でございます。

続きまして、次のページ、197から198ページになりますけれども、これの最上段の備考欄 4 番目の地方バス路線維持費補助費4,508万1,000円につきましては、路線バスの市内 3 路線、河内線、弥生が丘線、麓線、それと広域線 3 路線、久留米鳥栖線、綾部線、鳥栖神埼線の運

行にかかわる補助金でございます。

続きまして、199ページから200ページをお願いいたします。

目6まちづくり推進費でございますが、節13委託料、備考欄の鳥栖駅東駐車場管理委託料373万2,480円につきましては、鳥栖駅東駐車場の管理委託費でございます。

次に、203から204ページをお願いいたします。

目1新幹線対策費でございます。

節11需用費611万4,495円につきましては、主なものとしまして新鳥栖駅構内のみんなのトイレ、観光案内場等の光熱水費でございます。

また、節13委託料でございますが備考欄の新鳥栖駅周辺施設管理委託料2,132万1,036円につきましては、新鳥栖駅周辺市営駐車場5カ所の管理業務や、みんなのトイレ及び自由通路の清掃業務等の委託料でございます。

節19負担金、補助及び交付金のうち、備考欄の新鳥栖駅周辺測量負担金528万9,829円は、九州新幹線鹿児島ルート整備時に設置しました長崎本線新鳥栖駅の整備による新鳥栖駅周辺のJR九州との用地の整理が必要な箇所について、用地測量費用に対する負担金でございます。

以上、議案乙第25号 平成30年度鳥栖市一般会計決算についての御説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

#### **江副康成委員長**

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

#### **小石弘和委員**

1点お願いします。

国道・交通対策課、平成30年度不用額が100万円ほど出ておりますので、この理由をお聞かせください。

以上です。

#### **増田義仁国道・交通対策課道路・交通政策係長**

不用額につきましては、100万円のうち、新幹線対策費の中で全体の68万5,106円が出ていますけれども、一番大きいのが、節19負担金、先ほど課長から説明しました新鳥栖駅周辺の測量負担金でございます。

こちらの精算分で、不用が多く生じているところでございます。

#### **小石弘和委員**

予算の見積もりを間違ったわけではないですか。ちょっとお答えいただきたい。

**増田義仁国道・交通対策課道路・交通政策係長**

予算の見積もり間違いではございません。

測量の——ＪＲに負担金を支出する際に、ＪＲのほうからから発注しておりますので、そちらの契約する際の残額等生じていまして、そちらが３月の補正予算に計上が間に合わないということで、結果的に不用額が生じております。

**小石弘和委員**

わかりました。終わります。

**江副康成委員長**

ほかに。

**久保山博幸委員**

196ページの国道３号改良促進期成会負担金についてお尋ねします。

期成会の活動内容ってというか、どういうところにこの負担金というのが使われているのかわかっていうところをお尋ねいたします。

**中内利和国道・交通対策課長**

負担金については、大きな問題でいきますと、国道34号鳥栖神埼間の整備促進期成会の負担金がありますけれども、（発言する者あり）活動内容ですね、活動内容につきましては、（「３号」と呼ぶ者あり）一般国道３号改良促進期成会の負担金につきましては、今、久留米市も含めまして、実際の３号の整備促進の活動を行わせていただいています。

総会とか、主な活動としましては、本省、東京のほうの国土交通省や財務省、それと県選出の国会議員の方々に要望活動を行っておりまして、それとあと九州地方整備局と佐賀国道事務所とか、そういったところへの要望活動が主な内容となっております。

**久保山博幸委員**

以前から意見として出ておりますが、ビアントスから南の——ビアントスまで今拡幅工事が進んでいるんですが、それから先の要望なりがどういう状況なのかわかっていうところをお尋ねしたかったところです。

**中内利和国道・交通対策課長**

その部分も、ちょうど久留米と一緒にやっているというのが、久留米側もまだ２車線の区間がありますので、今ビアントスから久留米のほうまで含めて、要望活動というのを本省のほうに声を届けているというような状況でございます。

**江副康成委員長**

ほかにございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

暫時休憩いたします。



再開します。



この件に関しまして、伊藤副委員長から御説明をお願いいたします。

また、もしいろんなテーブルで御意見があったかと思うので、この3つの中になかったようなことも、もし委員の皆様からあれば、またお示しをいただければというふうに思っ





令和元年10月 3 日（木）





## 1 出席委員氏名

委員長 江副 康成

副委員長 伊藤 克也

委員 小石 弘和 内川 隆則 久保山日出男

久保山博幸 池田 利幸

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明のため出席した者の職氏名

経済部長兼上下水道局長 古賀 達也

商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長 古沢 修

商工振興課長補佐兼商工観光労政係長 樋本 太郎

経済部次長兼農林課長 松隈 久雄

農業委員会事務局長 倉地 信夫

上下水道局次長兼管理課長 高尾 浩伸

上下水道局事業課長 日吉 和裕

建設部長 松雪 努

建設部次長兼建設課長 佐藤 晃一

建設課長補佐兼庶務住宅係長 犬丸 章宏

維持管理課長 大石 泰之

建設部次長兼都市計画課長 藤川 博一

国道・交通対策課長 中内 利和

## 4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事 古賀 隆介

## 5 審査日程

現地視察

鳥栖ビル跡地（京町）

議会報告会で出された意見・要望について

〔協議〕

自由討議

議案審査

議案乙第20号 平成30年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について

議案乙第21号 平成30年度鳥栖市水道事業会計決算認定について

議案乙第22号 平成30年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分について

議案乙第23号 平成30年度鳥栖市下水道事業会計決算認定について

議案乙第25号 平成30年度鳥栖市一般会計決算認定について

議案乙第28号 平成30年度鳥栖市農業集落排水特別会計決算認定について

議案乙第29号 平成30年度鳥栖市産業団地造成特別会計決算認定について

〔総括、採決〕

決 議

地域公共交通に関する取り組みに対する決議（案）

〔採決〕

建設経済常任委員会の委員派遣について

〔採決〕

## 6 傍聴者

2人

## 7 その他

な し

自 午前10時

## 現地視察

鳥栖ビル跡地（京町）

至 午前10時20分



午前10時32分開会

江副康成委員長

本日の建設経済常任委員会を開きます。



## 議会報告会で出された意見・要望について

江副康成委員長

議会報告会で出された意見・要望についてを議題とします。

本件について、伊藤副委員長から御説明をお願いいたします。

伊藤克也委員

先般、おとといですかね、議会報告会で出された意見について、皆さんに少しだけお諮りをしたんですけれども、その時にいただいた意見で、あらかた、今回の決算審査等についても各委員の皆様から意見等もいただきましたので、そういったものをたたき台として、正副のほうで作成をさせていただきましたので、そちらのほうを御確認いただければというふうに思います。

江副康成委員長

今配付しております。

伊藤克也

すみません、よかったら目を通していただければと思います。

江副康成委員長

問題がなければ確認の意味で、読み上げて、慎重に確認したいと思います。（発言する者あり）

#### 内川隆則委員

最初の道路の問題は、たまたまこれに限って言うたわけでもなかけんが、道路標識と防護柵になっとろばってんが、一番問題は歩道よ。子供たちが渡られないところ、歩いているがところ、そういうのを真剣に考えとらんもん。

いや、多分、言われている人たちはそういうことがあろうと思うったい。

#### 江副康成委員長

今、内川委員のほうから、歩道の設置をつけ加えるべきという御意見ございましたが、皆さんいかがですかね。よろしいですか。

つけ加える方向で、またどこにつけ加える形も確認しましょうか。

#### 内川隆則委員

2つ目はこれ遅かったい、工事のあれが。

これは安倍政権が、我が悪口を言われるので、国会を開くことないから、いつまでたったっちゃ、補正予算がなかったけんが、ことしの7月災害、去年のやつが、復興できんならことしの7月は間に合わんやったわけよ。幸いにして、2次災害になっとらんかもしれんばってんね。

いつまでたったっちゃせんもんやけんさ。いつまでたったっちゃ国会を開かないから。

それで、国からの補助が来ないからされんやったわけ。だから問題は一番そこよ。

以上。

#### 江副康成委員長

今、迅速な対応も求めるということもつけ加えたいということですけども、いかがですかね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

であれば、必要な予算の確保に努めるよう要請するとともに、そこに迅速な対応というようなところをそこに入れていいですか。

じゃあそうしましょうか。

#### 池田利幸委員

すいません、今出していただいている中身っていう話ではないんですけど、もともと要望の中で3項目上がってきたうちの、地域資源を活用した観光交流の促進についてっていう部分はもう返答なしっていう御判断でされるっていうことですか。

#### 伊藤克也委員

そうですね、今回の当建設常任委員会としては、生活道路の安全対策と豪雨による水害対策について、議長にお返しをしたいなというふうに考えております。

**江副康成委員長**

よろしいですかね。

豪雨による水害対策について、こちらのほうのもっとつけ加えるべきとか、そういうところございませんか。

**久保山日出男委員**

表現で一時的ではなくて、長期的に考え対策と書きこんどるけん、今回被害を受けたところに限らず、相対的なところということでもいいんじゃないですか。

**江副康成委員長**

いいってことですね。ありがとうございます。

ほかに。

**久保山博幸委員**

あらゆる状況を想定するときに、現状ですよ。原因っちゅうか、曾根崎の場合は3号線のどうのっていう話もあったけれども、やっぱり現状、原因っちゅうか、そこをやっぱりきちんと調査した上で、どうやって対応していくのかっていうところを執行部に求めていかんばいかんかなと思うんで、現状調査を含めて検証しながら進めていくべきかなと思うんですけれども。

**江副康成委員長**

今、久保山博幸委員のほうから、対策の前にまずよく見てと、今どうなっているのかというところの現状調査、その部分も、執行部のほうに求めるような形がいいんじゃないかということですけども、方向性としていかがですか。

いいですかね。

であればそれを博幸議員、どのあたりに入れた——ここ、ありますか。

**久保山博幸委員**

下から3行目の水害対策については、の次あたりに入れたらどうですかね。

**江副康成委員長**

すいません、あらゆる状況を想定し、の前にまず、よく見ろと、現状をとというようなことでいいんですか。

それなら執行部に対しその後でよかですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）現状分析、調査でよかでしょう、そのあたりで。

**久保山博幸委員**









栖市は恵まれていると。

鉄道に、第三セクターなどに金を使わんでいい、その分バスに使える。使っているところは2億円ぐらい使っている。

というようなことを考えると、もっと深く厚くしていく必要があるので、問題は金です。

金を使うか使わんかです。方法はあります。すればするほど国からの補助もありますので、やるかやらないか、使うか使わないかです。

以上です。

#### **江副康成委員長**

今、内川議員のほうからお金、予算の獲得の重要性についての御発言がございました。

それに関連してでもいいし、またほかの観点でもいいので、また皆さんから自由に御意見いただければと思いますが。

#### **池田利幸委員**

私も一般質問とかしながら、内川議員もされいて、地域公共交通網形成計画に切りかわるところで考えていきたいという話は毎回、出てきておったんですけれども。

これって基本的に、公共交通網形成計画は、この議会と別で、審議会を通してやっている中で、私もそこに1回傍聴に行ったんですけれども、その流れの中で、そういう話が——私たちが要望するとか、言っている部分が反映された意見っていうのが、出てきているようには思えなくて。最終的に決めるのはそこで決めていくんだらうですけれども、全くその部分とこの議会、委員会からの意見、意思っていう部分と、審議会の考えていることっていうところの相違がある中で、ずっとこっから先進んでいって多分、私たちが要望するような、思うような、網形成計画にならないのではないかなっていう部分の危惧っていいですか、思いがあります。

その辺をどうリンクさせていくかっていう部分っていうのもしっかり、やっぱり考えていかんといかん課題ではないのかなと、私自身は思いました。

#### **江副康成委員長**

執行部の諮問機関、審議会、それとの関係っていうか、その話を今、池田委員のほうからしてもらったと承りました。

今2つテーマが出ましたけれども、それに関連してでもいいし、御意見、皆さん出していただければと思いますが。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

#### **伊藤克也委員**

ミニバスについては、やはりもっと私は充実をさせていく必要があるのかなというふうに思っていて、今大体、週に3日ほど運行されているわけですが、運行本数を、例えば毎日するとか、あとはもっと今、まだまだミニバスが通っていないようなところにミニバスを通していくとか、そういったことを今後、これから高齢化社会をさらに迎えていく上では必要だというふうに思いますし、また内川委員も言われたように、デマンド等についても検討して、さらに充実した地域公共交通の対策を進めていくべきだというふうに思っております。

以上です。

#### **江副康成委員長**

ありがとうございました。ほかにございませんか。

#### **内川隆則委員**

このことは、尻に火のついとつとよね。

我々が団塊の世代で、戦後うじゃうじゃ生まれて、あと5年したら、4年したら、75歳になるわけ。

免許証返納してくれ、免許証返納してくれて言うたって、そういうベースがないと、今言うような話がないと、返納されんわけよ。

だから、その裏返しになるから、尻に今火のついとるわけよ。それを思うか、思わんか。

思うなら金を使え、思わないなら知らんふりしとけ、というふうな結論にしかならんわけよ。

#### **江副康成委員長**

わかりました。

免許証返納と高齢化社会の、その後の足の問題とその重要性についてちょっと御意見ございました。またそれに担保するお金、予算の問題ですね。

それと、ほかに意見がなければちょっと……。

#### **伊藤克也委員**

今、委員の皆様より、地域公共交通について御意見をいただきました。

この件については、私どもの委員会として、約2年間取り組んできたテーマでもありますし、近々の課題というふうな御意見もいただいております。

そうした中で、委員会として決議を出すことを皆さんに御提案をしたいというふうに思いますがいかがでしょうか。

#### **江副康成委員長**

今、今回の委員会というよりも、この2年間ですね、委員会でテーマとして真っ先に掲げ

た、これで終わりじゃないですけども集大成の、一つの区切りとして意見の集約を図ると  
いうことで、委員会発議の決議という形はどうかという話でございます。

いかがでしょうか。

もし、異論がなければ、ちょっと副委員長のほうから提案があるということですので、配  
付して。（「配付をお願いします」と呼ぶ者あり）

〔資料配付〕

副委員長お願いします。

#### **伊藤克也副委員長**

今、お配りをさせていただきましたけれども、決議案ということで作成をいたしております  
ので私のほうで、ここで読ませていただきます。

「地域公共交通に関する取り組みに対する決議案

地域公共交通は市民生活に密接したものであり、その維持、改善は市民にとって大変重要  
なものである。

本市においては、高齢者や学生等移動の制約を受ける交通弱者の移動手段の確保が課題で  
あるとともに、さらには今後、運転免許返納者への対応も必要になってくる。

現在、市では、鳥栖市地域公共交通網形成計画策定事業に取り組んでおり、今後の鳥栖市  
の地域公共交通のあり方を検討する重要な時期となっている。

地域公共交通の維持、改善は交通分野の課題解決にとどまらず、まちづくり、観光、さら  
には健康、福祉、教育環境等のさまざまな分野で大きな効果をもたらすものである。

以上のことから、地域公共交通に関する取り組みに対し以下の事項を要請するものである。

1、交通弱者の移動者の確保については、ミニバスの増便、デマンドタクシーの導入、バ  
ス路線の効率化などを含め多方面から検討すること

2、交通空白地域の解消に向けて取り組むこと

3、公共交通の利用促進に取り組むこと

4、必要な予算の確保に向けて取り組むこと

以上、決議する」

以上の内容になっております。

#### **江副康成委員長**

皆さん、これまでの2年間の集大成という形でこういう形でまとめさせていただきました。

予算獲得の必要性、予算確保あるいは使うことの必要性みたいなやつも書いておりますし、  
ミニバス空白地帯のところ、あと、審議会との関係でいうと、議会として、きちんと、こう  
いったことに対する意志を表明するというので、執行部に対する審議会も必要でしょうけ



暫時休憩します。



暫時休憩します。

午前11時26分休憩

~~~~~

午前11時26分開会

江副康成委員長

再開します。

伊藤克也委員

やはり第三者委員会をつくる大きな目的としては、再発防止、ここに尽きるというふうに思うんですね。

執行部のほうで、一応原因については調査されておりますけれども、ここは第三者の目を入れてしっかりと再発防止に向け、鳥栖市として取り組むべきだということが、やはり大きな第三者委員会を設置するという目的だというふうに認識をしております。

江副康成委員長

よろしいでしょうか。

小石弘和委員

わかりました。

これ、再発防止というふうなことであるなら、構造的な問題も出てくるんじゃないかな、構造的な問題。

ということは結局、建設経済常任委員会だけの問題じゃないわけね。

そうすると総務もどこの課でも結局、再発防止をするというふうなことであるなら、うちばかりが――要するに上下水道局の問題じゃないからね。

構造的に考えてするのなら、全体的な要するにやっぱり、問題じゃないかなと思うんですよ。

その点は、理解していいんですか。

江副康成委員長

小石委員、もう実質的に、第三者委員会の設置の議題として、その必要性みたいな話になっているんですけど、まずは今これを議題としていいかどうかをちょっとお諮りしていたときに、小石委員が言われたから、ちょっと待っていたんですけど、これを議題にすることということでよろしいですね。（「それはいいですよ」と呼ぶ者あり）

わかりました。

第三者委員会の設置についてを議題といたします。

今の問題について、副委員長、あるいは皆さんの意見をお聞きしたいなとは思いますが、すみませんが、今の質問をもう一回してもらっていいですか。

小石弘和委員

今、再発防止というふうなことでございますので、再発防止というのもこういうふうな架空発注っちゃうことは、全庁的なことを見ると、やはり上下水道局の場合ではないからですね。

今度は結局、総務部もあるし、建設部でもあるし、それを全体的に含めた、結局第三者委員会と。構造的な問題で第三者委員会というふうな形で理解していいんですかというふうなことですよね。

伊藤克也委員

小石委員おっしゃるように構造的な問題も含めて、全体的にどこに問題があったとかといったことをしっかりと第三者委員会に投げかけて、そこで調査をしていただくことが必要ではないかなというふうに、私も捉えております。

江副康成委員長

よろしいですか。ほかに。

池田利幸委員

今のこのお話の中で、要は、頭は今回の上下水当局の架空発注についてっていうことで、第三者委員会。

その中での、全庁的なものっていうところまで広げて、第三者委員会なら弁護士とか入れるっていう話になるんでしょうけれども、そこまで大きく今回もう、第三者委員会で検討というか調査していただくっていうことになるんですか。

江副康成委員長

恐らくどういった形の第三者委員会という話になっているんですけども、そうすべきだとか、そういう御意見的な形を言ってもらったほうがいいのかなと思いますけど。

それで、今の話はなるかどうかではなく、すべきだということによろしいんですかね。

池田利幸委員

僕は、小石委員と副委員長の間で話をされていた部分と確認っちゃうか、その部分がちょっと、僕の理解のために聞いたところです。

江副康成委員長

副委員長に答えてもらってもいいけれども。

伊藤克也委員

当然、上下水道局で起こった事案でありますので、スタートとしては、所管である当委員会だと思えるんですけども、ただ、入札の問題等も含めてこの当委員会だけではとどまることではないというふうな思いがありますので、そこまできちっと調査をしていただくような第三者委員会であるというふうに私は思っています。

池田利幸委員

ありがとうございます。

今回、総務のほうからも、要望が出ているっていう中で、総務のほうがどういう意図っていうか部分で総務は総務で出しているのかっていう部分の理解もあった中で、建設経済としてはどういうことで要望していくのかっていう部分を明確にというか、要望内容っていうのはきちんとしてから、執行部に対して言うべきだろうとは思いますが、その辺もちょっとまた、考えさせていただきたいと思うか、今、副委員長が言われた部分で、うちとしてされていくのであれば、私はそれでいいかなと思っています。

江副康成委員長

いいかなというのは、設置に向けて進んでもいいんじゃないかと、そのあたりも配慮してということでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに。

久保山博幸委員

前回も申しましたが、架空発注までせざるを得ん、そこまで介入せざるを得なくなった状況、それ以前の工事の発注の仕方から、現場の状況、その辺を何でそういう状況が発生してしまったのかっていうところを検証してもらうような委員会を行ってほしいなというふうに要望いたします。

江副康成委員長

わかりました。

架空発注に至ったところの経緯をということですね。

久保山日出男委員

私も久保山博幸議員の考えに賛同いたします。

江副康成委員長

ありがとうございます。

ほかに。

池田利幸委員

すいません、今、前までのやつは私もちょっと自分の意見っていう部分ではなかったんで、今回第三者委員会っていう部分で、外部まで入れて調査をするっていうことは、今回の事件

に関しても、どこが本当の根本的な原因だったのかっていうところの追及、その部分からの、今後どうやったらそれを防いでいけるのかっていうところの制度の確立っていうところまで必要になって――原因追求することは何なのかといったところは、今後起こさないためっていう部分で、確実なところの原因追求を求める要望ということでお願いしたいなと思います。

江副康成委員長

了解しました。

この上下水道局で起こったわけですから、ここで二度とまた起こらないようにということによろしいんですね。

小石弘和委員

先ほど私、伊藤君にお話したんですけど、構造的というふうなことも含めるというふうなこともちょっとお話したんですけど、これ総務委員長の本会議の発言では上下水道局の架空発注について、今後の再発防止のために、第三者委員会に調査を依頼すべきであるというふうなことを明確に書いてあるから、やっぱりそれに絞るべきじゃないかなというふうにしか思わない。

私は、構造的な問題も全般的に市長の要するに問題だろうと思っている。

総務がここで一致していれば、ここに限ってくるんじゃないかなあというふうなことを思うんですけど。

久保山日出男委員

私は当然、最初の架空発注問題がベースにあって、その話の過程の中で、次の対応策っていうか、そういうもろもろの問題は出てくると思いますよ。

だから、あくまで架空発注の問題が第一だと思います。

この第三者委員会の根本は総務が言っているのはそうじゃないかなと私は理解しております。

小石弘和委員

いや、総務が、総意で要するに決めたというふうなことは、ここにはっきり上下水道局架空発注について今後の再発防止のための第三者委員会を設置するというふうなことを委員長報告の中に盛り込まれているから、私はそれを要するに構造的な問題も結局含めるというふうなことを副委員長に尋ねたんですけどね。

それならここで、総意でここに出してきているなら、これの第三者委員会しか方法はないんじゃないかなというふうなことは今意見として述べているわけですよ。

江副康成委員長

暫時休憩します。

~~~~~

~~~~~

- 224 -

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

商工振興課関係分の決算審査の時点で、２点確認をして報告をいたしますと言ったことについて御報告を申し上げます。

１点目でございますけれども、池田委員のほうから御質問がございました明治維新150年記念事業、こちらについての目標と実績ということでございまして、鳥栖サテライト館くすり博物館のほうに設けておりましたけれども、こちらが年間１万2,000人ほど通常見えております。

それで、明治維新150年記念事業鳥栖サテライト館の目標といたしましては、この１万2,000人の約倍の２万5,000人を目標として開催をいたしました。

実績といたしましては、それを超えます２万5,743人という実績でございました。

２点目、７月豪雨の災害復旧工事の説明の中で、城山の復旧工事の説明を行った際に小石議員のほうから、文化庁への届け出をやっているのかという御質問がございまして、この城山につきましては、正式名称、史跡勝尾城筑紫氏遺跡となっておりますことから、生涯学習課を通じて、文化庁のほうへ届け出をした上で、復旧を行っております。

以上、報告を終わります。

江副康成委員長

審査は終わっておりますけど、今の報告でよろしいですかね。

〔発言する者なし〕

よろしいですね。

佐藤晃一建設部次長兼建設課長

委員会のときに建設課分の空き家についての資料の提出を求められましたので、お手元に、鳥栖市空家等対策協議会の委員さんの名簿と配付しましたパンフレットをお配りしております。

まず、協議会につきましては、昨年度３回開催をしております。

パンフレットを開いていただきまして、右側のほうの下のほうに、空き家解体の補助について記載をしております。

最大50万円ということで、対象の建物、それから要件としては、そこに３点記載しておるとおりでございます。

一番後ろのページを見ていただくと相談の種類ということで、こういう項目について無料で相談をしていただく機関と、ここに書いております機関の方と協定を昨年結ばせていただきまして、無料で相談の窓口を用意をしております。

以上です。

江副康成委員長

審査終わっておりますけど今の報告でよろしいですか。

何かあれば。

〔発言する者なし〕

いいですね。

ほかの資料はもう配付だけですね。（発言する者あり）

~~~~~

総括

江副康成委員長

これより総括を行います。

議案に対する質疑は終了しておりますが、総括的に御意見、御要望があれば御発言をお願いいたします。

小石弘和委員

平成30年度の建設部関係の審査の中で、款 8 土木費で、建設部予算現額が24億3,520万9,000円。支払い済み額が21億5,764万5,178円。これ翌年度繰越が 2 億6,418万4,000円、不用額が1,337万9,822円で、執行率が88.6%となっておるわけでございまして、建設部の予算が土木費で全体の 8 %弱しかない。

これもう10年間も、24億円から上がってもいい、下がりもしないというふうなことになると思います。

本当に市民生活と密着した課とすれば、予算全体が非常に少ないんじゃないかなというふうなことをつくづく思うわけでございまして、本年7月に建設部が復活して、今後、予算獲得に向かって、やはり一丸となってやっていただきたいなと。

その中でも特に建設課分で予算現額が7億7,511万6,000円。

これ中身を見てみますと、県関係の管理費や接続道路の道路関係が多く、やはり鳥栖市独自の関係の仕事が少なく、本市の独自事業や新規道路の、やはり予算要求をしていただきたい。維持管理課分にしても、予算現額は5億9,248万1,000円ですね。

佐賀県一ぼろ市道と今言われているわけでございまして思っておるわけで、道路の補修費などは、年次計画を立てて、結局、1級市道、2級市道で、15億円なら15億円かかるというふうな、結局年次計画を立てて、今度は5カ年でそれをやっていくとか、やはり、1年間3

億円程度で予算要求していけば、ある程度のぼろ市道が、ある程度改善できるんじゃないかなというふうなことでございます。

また市民や町区の要望がある道路、水路防犯カメラ設置の満足のいく予算組みがなされていないというふうなことを結局思うわけでございますので、やはりそういうふうな市民生活に密着した要望どおりの予算要求をしていただくと、というふうなことをお願いをします。

それから、都市計画課の公園管理でございますけど、年間5,928万6,600円すれば、この中で、都市公園25カ所、児童遊園34カ所、開発公園111カ所、管理委託料が不足するっちゃうことは、目に見えてわかっているわけですね。

現在においても、公園全体の荒廃が進んでいるというふうに思われますので、この状況をとめるには、管理委託料の増額を要求して、やはり荒廃をとめるというふうな形もやっていかななくてはいけないんじゃないかなというふうなことを思っております。

それに付随して各課とも予算増に伴う技術職員を中心とした職員の体制の強化も要求していただく。

委員会の中でも、よく本市の現在の公債比率が、4.5%あるわけであって、もう今、大型事業を全て停滞して、これは進みません。

この二、三年が大幅予算要求の時期だと私は思われますので、どうか一丸となって、やっば来年に向かっての予算要求を、倍ぐらいの予算をふやすような意気込みでやっていただきたいと思うんです。

私自身も、委員会の一員として、予算獲得には協力を惜しまない気持ちでありますので、一つよろしく予算要求をしていただくようお願いして終わります。

#### **江副康成委員長**

ほかにございますか。

#### **久保山博幸委員**

駅の白紙撤回の件については、市長にも来ていただいて、再度、その責任についてのお尋ねをしたんですが、やっぱり金額もちろん白紙撤回による金額の損失も大きいし、信用の失墜も大きいと思うんですが、やっぱり、あくまで税金でやっていることです。

やっぱり1円でも無駄なく使わせていただくというのが当たり前のことなんですが、金額的なこのこと対して、市長はどういうふうに思われますかっていうことで、はっきりとした責任の表明がなかったんですが、やっぱり、もともと個人的に思うのは、白紙撤回じゃなくて、時期を見てまた再開できるような、そういう終わらせ方であれば――執行部も非常に困っていらっしゃると思うんですよね、どうこれから対応していいのか。

そこを考えると、この損失を生んでしまった平成30年度の駅周辺設計にかかわる部分につ

いては非常に大きな問題があったというふうに思います。

**江副康成委員長**

ほかにございませんか。ほかにありませんか。

**池田利幸委員**

産業団地造成の部分でありますけれども、この部分、現在まだ是正ができていない状況であり、そこに対する予算、これ監査報告とかの中でもありましたけれども、本当に18億5,382万2,806円、これ継続費をもう今年度終了させる、業務が進めきれないという判断と、あと、この農地法違反に関してちょっと私も自分なりに調べてみたんですけども、2017年の時点で地方自治法が改正になっております。

その中で、その中の決算っていうところに普通地方公共団体の長は、第3項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは速やかに当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならないっていうのがあります。昨年度の決算不認定を出しております。

その中で、実際であれば、議会に報告とともに、市民に対しての公表責任っていうのがこの地方自治法自治法の中であるんですね。

これを、今年度の中でまだされていないっていうことは、執行部としても、是正策が見出せていないっていう判断になるのかなと思っております。

それに伴ってこの減額と来年度への継続費を落とすっていうことで、予算の執行っていう部分の中で、ちょっと今回は私自身は疑問に思う点があるなと思っております。

そこを新たに是正策とともに、どう進めていくのか、予算をどう使うのかっていう部分を執行部としてもしっかりと考えていただきたいと思っております。

**江副康成委員長**

ほかにございませんか。ないですか。

**池田利幸委員**

あと1点、すいません続けて言うべきであったんでしょうけれども、浄水場における架空発注事件。

この部分今回、この決算書の中に、その中の予算、工事の費用っていう部分も入っております。

その部分で、事実であれば主要施策の成果のところでも、今回の場合は出していただきたかったなと。

ここを私どもが見て確認しなければ、実際、執行部からの説明としては出てきていないっていうのも、やっぱり若干、私は疑問に思う点もございます。



採 決

江副康成委員長

これより採決を行います。



議案乙第20号 平成30年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について

江副康成委員長

初めに、議案乙第20号 平成30年度鳥栖市水道事業剰余金の処分についてお諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決しました。

~~~~~

議案乙第21号 平成30年度鳥栖市水道事業会計決算認定について

江副康成委員長

続きまして、議案乙第21号 平成30年度鳥栖市水道事業会計決算認定についてをお諮りします。

本案は認定することに御異議ありますか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので、挙手により採決を行います。

本案は認定することに、賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

賛成者なしであります。よって本案は否決されました。

〔賛成者举手〕

~~~~~

江副康成委員長

本案は認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



江副康成委員長

本案は認定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので、挙手により採決を行います。

本案は認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者举手〕

~~~~~

江副康成委員長

以上で、建設経済常任委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

ただいま議決した議案に対する委員長報告書の作成等につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よってそのように決しました。

~~~~~

議 決

## 地域公共交通に関する取り組みに対する決議（案）

江副康成委員長

続きまして、地域公共交通に関する取り組みに対する決議についてお諮りいたします。

本案は、先ほど示しましたが、原案のとおり、本会議において議決を行うため、当委員会から議長へ提出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は議長へ提出することに決定いたしました。

~~~~~

建設経済常任委員会の委員派遣について

江副康成委員長

続きまして、建設経済常任委員会行政視察の件を議題といたします。

この件に関しましては、伊藤副委員長から御説明をお願いいたします。

伊藤克也副委員長

当建設経済常任委員会の行政視察につきましては、日時が11月12日から14日間までの期間とさせていただきます。

視察先及び視察内容につきましては、11月12日が静岡県富士市に行きまして、富士産業支援センターf-Bizということで産業支援について視察を行いたいというふうに思っており

13日が同じく静岡県伊豆の国市にお伺いをいたしまして、韮山反射炉の保存整備活用についてということで、世界遺産の韮山反射炉については、保存、整備、活用をされているってということで、そちらについて視察を行いたいというふうに思っております。

江副康成委員長

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ただいま議決した議決事項については諸般の事情により変更する場合には、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



これをもって建設経済常任委員会を閉会いたします。

– 234 –

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会建設経済常任委員長 江 副 康 成

